

明治二十七年六月廿三日禮拜三 郵便物認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 7. July, 1909.

VOL. XXII.

明治廿七年五月創刊

每月一回二十日發行

監獄協會雜誌

明治四十二年

七月二十日發行

第貳拾貳卷

第七號

監獄協會發行

第貳拾貳卷第七號目次

○論 說……………(一頁)

○新法の監獄事業に及ぼしたる影響並に一般刑事政策に關する意見……………千葉監獄典獄 清水精四郎

○寄 書……………(一〇頁)

○興行ものと犯罪……………大阪 宇野霞山

○累犯者と教誨教育……………市谷監獄 高橋生

○不貞少年感化と意思的教育……………在韓國平壤 星 孤 松

○請 演……………(二二頁)

○婦人の特色……………東京女子高等師範學校教授文學士 下田 次郎

○統 計……………(三六頁)

○明治四十二年五月末日現在々監人員表……………

○明治四十二年五月末日現在々監人員監獄別表……………

○明治四十二年五月末日現在受刑者罪名表……………

○明治四十二年五月末日現在受刑者刑名表……………

○雜 錄……………(四五頁)

○韓國の監獄事情……………

○秋田監獄横手兩分監獄開廳概況……………

○山形監獄酒田分監開廳式狀況……………

○平壤釜山兩理事監の監獄新築工事……………

○凍傷の豫防並治療方法の一斑……………

○弘前分監の囚徒逃走……………

○十勝監獄囚徒の逃走……………

○福岡監獄囚徒の逃走並逮捕……………

○宮津分監の逃走……………

○五月中に加利せられたる累犯者員數……………

○宮城縣下の酒造稅法違反者……………

○給與工錢と作業賞與金高半期比較……………

○監内産兒の届出に就て……………

○改正制服の背面圖式……………

○小山監獄局長學位を授けらる……………

○地方通信……………(七三頁)

○岩國たより……………岩國分監 郡司 幸壽千

○千葉たより……………千葉 大津 節 堂

○廣島たより……………河村 鑄太郎

○法 令……………(七五頁)

○叙任及辭令……………七八頁

○監獄協會記事……………(八二頁)

○茶話會……………

○清國高官來觀……………

○附 錄……………

○出獄人保護事業講習會講話……………(一頁)

○精神病的中間者……………醫學士 三宅 續一

監獄協會雜誌第貳拾貳卷第七號

論 說

○新法の監獄事業に及ぼしたる影響並に一般刑事政策に關する意見

千葉監獄 典獄 清水 精四 郎君

新法施行後日が淺い從つて正確の意見を發表することは六ヶ敷い、新法施行に伴ふて監獄事業に如何なる影響を及ぼしたかと云ふ事は僅々數箇月の經驗であるから此經驗を推して將來も必ず此趨勢を現はし且つ繼續するものとは云ひ難い、殊に一般刑事政策に關する意見は新法と結付けて發表するまでには至らない、新法との關係を離れて廣く刑事政策と云ふならば隨分意見もある、併し其方面は従前多數の學者専門家の論議し又各國の事實談などを御聴になつて居るであらうから別段新らしく珍らしく述立てるにも及ぶまい、新法の施行に因て當然生すべき刑事上の意見は今後幾年月の實驗を経なければならぬ、新法施行後數ヶ月の經驗、數ヶ月の現象を提へて彼此批評するのは早きに失し何人も正鵠を得たりと首肯しない、自ら疑はしく思ふて述べる意見に力のないことは云ふまでもない、それで一般刑事政策に關する意見は述べないことにして、新法に依つて得たる短期間の經驗事實に就て御話しようか。

新法施行前の説論……………囚徒の感想 何れの監獄でも新法施行前から在監者一般に對して刑法が改正

になつて斯云ふことになつた。其改正の要點と精神の存せる所を話し又新刑法に伴ふ監獄法や監獄法施行規則の旨趣の在る所を説いたのである、當監でも其通に再三再四説き聽かせ特に刑の量定の重くなつたことを知らしめ累犯者杯は監獄で一生を終るような事になつては身の不幸であるから速に迷ひから醒めて釋放後は良民生活を遂げて決して再び監獄に來ないやうにと諄々訓戒したのである、囚徒全部を一場に集めて説き聽かせ又分房に居る者には教誨師から其旨趣を告げしめ尙典獄其他分房訪問の際を利用して其話をすると云ふやうに不心得とか心得違ひとかないやうにしたので在監者一般新刑法の威力監獄法の紀律に服従せねばならぬ、放免後再犯すれば到底終生日蔭の下で暮さねばならぬ、今までの如く浮游すれば身の破滅であるとの感想が胸を衝いて出づると共にこれまでの行ひを悔み將來は如何にすべきかについて苦心する度が強くなつた、故に此の感念が繼續すれば今後釋放するものには再び罪を重ねるものは少くなる譯合であるが果して然るや否や今後釋放した者で再犯した數と釋放の日から再犯の日までの期間の長短を見て從前の再犯數との比例又釋放後再犯時までの期間の長短を比較したならば今日の感想は一時の偶生で水泡に歸するか又は幾分の効力があつたかを知ることが出来るであらう、社會一般に對して新刑法が警戒を興へたか如何かと云ふ事は爰に極言することは出來ぬが折に觸れて警察官等から注意した事もあるし新聞紙でも新法の要點を摘載し説明した事もあるから幾分か警戒にはなつて居るであらう、警察署では戊申詔書の御發表になつたのを機として博徒に説諭した、其際には新刑法の精神を述べ今の時決して空しく其日を過すべきでなく詔書の御旨趣を服膺せねばならぬと諭したので其結果であるとは斷言せぬが近來は博奕の器物を弄する者が少くなつた從て賭博罪の入監は稍減つて來た、舊刑法の發布になつた明治十四五年頃には法律の精神を了解せしむることに努めたか否か又努めたと思ふれば如何なる方法を以てしたかは知らぬが免に角今回は在監中の受刑者には勿論社會少くも其一部には知らしめたのである、大きく云へば法律思想を注入した

のであると思ふ

入監者と在監者の増減

大差なしである、新法施行後の五ヶ月と其前年同期の五ヶ月との入監者の數を比較すれば殆んど差なしである之れ少しも怪むに足らぬ、新法が實施になつたからとて俄かに増減すべきものでない新法施行後十二月までの入監者は男百九十三人、女十四人で前年四十年の十二月までの入監者は男百九十六人女十人であるから人員の點から云へば何の變りもない、今年になつてから入監者は日々増して來るやうである一月の入監者が男女八十九人二月は男女百三十一人である前年の一月は四十六人であるのに今年は殆んど二倍に達するの模様を示して居る、裁判の進行も速かで昨年の一月は新受刑者が十五人であつたが今年の一月は三十二人である、どんな犯罪が増して、どんな犯罪が殖へるか云ふに男で増加するのが詐欺取財文書偽造罪等で竊盜や賭博は減じたのである、之は刑の量定が著しく竊盜や賭博に重くなつたからであらうかと思像はせられるが未だ短日月であり入監者全體の數から見れば然りと斷言することは出來ぬのである、加之、入監者の増減する大なる原因は警察の手心であり警察官が檢舉の手を擴げれば忽ち三十件や五十件は増加する、少し弛めれば三十件五十件は減るのである、犯罪件數が減せず若くは増すにも拘らず入監者が減するのは不檢舉が原因である之に反して犯罪件數が減じ若くは同一であつて入監者が増すのは檢舉の嚴なるが爲めである、それなら微罪不檢舉と云ふ事はないかと云へばそれも從前と異らず勵行して居る、それで入監者が増すのは警察の手心寧ろ檢舉の手心であらう新法の威力とか刑罰が効果を奏したとか云ふことは主として累犯者又は初犯者の一部に對しては僅かに云ひ得るであらうが大なる原因は司法警察官の手心に存するので警察方面に職を奉した者は誰でも其消息は知つて居る、現に東京邊でも或事件にでも手を付けると直に三十人位は檢舉されるでしょう、それです、それから今年になつて入監者が殖へたのと裁判が遅延して來たので

刑事被告人が著しく増加した本日の現在は男百七十八人女十人で昨年の今日は男四十二人女二人であつたので四倍餘に増加した、新法施行前の九月末日の現在は男五十五人女六人であつたから之と比較すれば約三倍である、裁判の遅延するのは素行調査が綿密になつたのと即決言渡が少くなり且つ豫審に付せられるのが多いからであると思ふ、既決の受刑者には大差なしである今年今日の現在は男七百八十七人、女四十二人で昨年の今日は男五百九十八人で女四十五人である、其數から云へば男受刑者は百九十人増して居るから、いかにも奇異の感が起るであろうが之は先程東京から百三十人、甲府からは六十人移送して來て當監に收容したからで即ち百九十八人増した原因があるのである、イヤ上訴して東京に入つて居つた者でなく東京や甲府の拘禁上の都合で當監へ送つて來たのであります、斯く云ふ譯で當監獄にのみ生じた在監受刑者には増減なしと云ふて可いが、理由の如何に關せず増し居るには違ひないのである、此刑事被告人の増加と受刑者の増加の爲めに分房に差支を生じて來た、分房は地方男監二百房、女監二十一房、拘留男監四十二房、拘留女監八房あるから大抵能く選擇收容したのであるが漸次在監者が増加すると困難を感ずるようになるのである。

犯罪者の素行調査 刑の量定に參酌する必要上又刑の執行の必要から新法施行後は検事の手で素行調査をすることになつた其調査項目は囚人の身上票に準じ畧ぼ之と同一の項目を設けて警察官に訓令して調査せしむることになつた其項目を擧ぐれば(一)出生別生育別(二)變名(三)教育の程度(四)品性(五)平素の行狀(六)經歷(七)資産の程度(八)職業の勉否(九)嗜好習癖の狀況(十)生活の狀況(十一)家庭の狀況(十二)親屬故舊近隣との交際狀況(十三)被告及家族に對する風評(十四)親屬中犯罪の有無(十五)前科(十六)罪を犯すに至りたる事情の十六箇の項目と備考の一欄である、此十六項目を綿密に調査し真相を得るに至るならば犯罪審理上有益な材料となるは勿論監獄でも非常に遇囚上に便宜を得るのである、折角項目を分けても調査が粗漏であるときには何等の用を達しない、それで凡その記載

例まで示して之に據らしめることにしてあるので之に依つて調査した例を一つ擧げようが其一例は「平素の行狀」の項には被告は一定の住所なく多くは博徒間に寄寓し賭博開張に奔走し居る者と云ふが如く「經歷」の項では本人は二十歳のとき父を失ひ夫れより牛馬賣買業を営み之れが失敗に終り三十歳のとき博徒何某と兄弟分となり多少の縄張を譲受け寺錢を徴收しつゝ來りたる者にして彼等社會に於ては隱居と呼ぶ「資産の程度」の項には現今土地家屋を有せず全く無資産なり、父より譲受けたる土地ありしも失敗の爲め賣却し家屋すら人手に渡し十數年前より博徒間に起臥す、「生活の狀況」の項には被告は土地家屋なく平素博徒又は牛馬賣買業者を便り寄食し居るもの、「家庭の狀況」の項には長男何某次男何某あるも長男某は明治十九年中持兇器強盜罪に依り有期徒刑十五年に處せられ出獄後又強盜を犯し現に入獄中なり次男某は幼少の頃より失踪し生死不明なり、「親屬故舊近隣との交際狀況」には被告は多少親屬故舊間に負債を生し之を償却せざるのみならず暴力に訴へても借らんとせしとある趣にて交際を避け居る有様なり、「罪を犯すに至りたる事情」には被告は前科數犯の者にして世人の爲め擯斥せられ且つ老衰し職業を求むるに途なく犯罪を爲すに非れば衣食する能はざる境遇に陥り乃ち賭博を常習とするに至りしもの、と云うが如く警察官が捜査報告をして居る、備考欄には其他の參考材料となることを記載するのであるが「精神病の系統なし」と云ふようなことは大抵記載してある、此身上調査は検事の手に送致し検事は之に依りて素行なり家庭の狀況なり個人の性格を知るものであつて斷罪の參考資料となるのである此調査は有罪の判決が確定すると同時に監獄に送つて來る、監獄では之を參酌し又別に身上調査をする、時には前の調査の記載と異つた記載のあるともないではない、が双方相俟て處遇上には便利が多い、併し検事が身上調査を警察官をして爲さしめ之を資料にして心證を得ると云ふことは善い事には違ひないが又大に考量して貰はねばならぬ、と云ふのは警察官が實地に就て調査した事項を記載するに當ては筆の廻はしうで非常に惡くもなり善くもなる、例へば近隣で

は「被告を善く思はぬ」と云ふことを記載するに當つて「蛇蝎の如く嫌忌せり」と記載すると大に其消息が艶付いて来る、又親が「どふして彼の子は斯様な悪い事をしたのでしやう今度はお上の手で眞人間になつて歸つて来れば宜いと思ひます」と述べたときに「父母も彼れを持餘し暗に監獄に入ることを望めり」と書けば餘程棒大になつて来る之に反して非常に悪い人間を左程でないようにも書ける、從つて検事や判事の心裏に印象する感覺が異つて来るであらうと思ふ、故に警察官は苟も修飾を加ふるなく又削除することなく事實の儘を書くように勿論被告に對して惡意もなく善意もないけれども唯筆の廻はし様で事實を表はすに意を誤ることがあるから、筆を慎まねばならぬ、左もないと云ふと刑の量定は警察官の筆で左右せらるゝ奇觀を生てはすまいか餘りに皮肉過ぎた觀念のようであるが此點は注意をせねばならぬ事であらうと思ふ、若し杞憂に終れば至極幸福であるが警察官は不起訴になることを豫斷せぬから動もすれば千慮の一失なしとも限らないと思ふ又實地に就て調査する際當方からの問ひ方に依つて答へも様々になるから慎重にせねばならぬのである、此調査は易いようでないか、難い事でありませう。

分房拘禁と出獄後の状況 監獄法施行規則の新しい入監する者は三日以内獨居拘禁に付する規定は當監は分房が多くあるから新入者は二日間位は拘禁して置かれる、分房拘禁は短刑期の者には利く、素行調査にも便利であり氏名を詐稱したのを發見するのも便宜である、長期の者は分房拘禁を繼續するのは却て善くない、二年以上繼續しては効がないのみならず却て害があると思ふ、精神に異狀を呈する即ヒステリー性に傾く恰も昔の御殿女中の如き狀況に陥るようである殊に猜疑心が深くなる、故に之を融和する方法がなければならぬ典獄や教誨師が時々訪問するのも一方法であるが其れでも猜疑心は除却し盡されない、それで其矯正策ともなるであらうと思つて旁過日來監獄に接續した所に土地を需めて耕作せしむるにしたいと思ふて舊監獄の敷地と交換せんことを交渉して居る、どうも晝夜一室

に拘禁しては精神の變調を來すのは疑いないと思ふ、で長期間拘禁を繼續せぬこと、拘禁して居る間は精神狀態に注意して決して異狀疾病を醸さしめないことにせねばならぬ、左すれば分房拘禁の結果は難居拘禁よりも効果があると思ふ、一昨年から分房拘禁に付した者の出獄後の狀況を警察署に照會して調査することにしたが餘程善い、尤も分房が十人は十人皆改良するであらまい分房に入れる人間には始めから改良の見込あるものもあるから分房に拘禁した効果であるとは云ひ兼ねるものもあるが大體に於ては宜い、分房に拘禁した者の釋放後の狀況調査と云へばどんな事項かと云ふに其重なるものは(一)原籍又は住所氏名年齢を始めとして(二)行狀の良否及改悛の有無(三)職業の種類及勉否(四)父兄親屬其他の者の保護監督の狀況(五)本人と其親族及朋友との交際の狀況(六)親族郷黨間の感情、是である其他各個の場合に於て此以外の事項を調査することもある、分房に拘禁した者でも調査せぬものもある之は必要を認めないのではない未だ全部調査とまで手が届き兼ねるのである追ひ々々には無論全部調査する豫定である、社會主義者で受刑者となつて居るのが二十人ばかり居るが之は皆分房に拘禁して居る其釋放になつた者は皆出獄後の狀況を調査するのであるが何れも謹慎して正業に就き改悛情狀顯著なりと云ふ事を警察官署から報告して來た、社會主義者は入監當時は隨分騒動行動もあつたが近來まことに温順になつた、書物は多くは宗教に關するもの、歴史のものを入れるのであるが皆喜で誦で居る、社會主義者の入監した當初は外部の社會主義者が、どんな運動をして居ると云ふ事が吾々に能く知れたが今は分らぬ、概して穩便になつたのであらうと思ふ。

刑の執行猶豫と停止 刑の執行猶豫になる者は少いのであります當地方では少いのであるが他縣ではチヨイ々々あるをふで又執行猶豫になつた者で取消さるゝのは至つて少い之は當然のことであるが誠に結構のことであるから能く取調へて相當と認めたら執行猶豫をすることを希望する、之は法律にも涙がある裁判官にも同情のあることを示す一端になるので懲戒の旨趣にも協ふのであると思ふ、

裁判が確定してから段々犯情を聴糺すると隨分刑の執行猶豫をしてやつても宜いであらうと思ふものもある或二十一歳の青年は店頭にあつた酒正宗二合入の徳利二本を窃取して六ヶ月の懲役にやつたのがあるが犯情別に慍むべきものと思はぬが其生育から觀る可憐である、其は村長の長男で温順素行亦悪くない、家族なり近隣の風評によつて見ても信用があつたのである、父は田畑約四町歩を有し其收穫で不自由なく中流以上の生活をして居つたのであるが本人は東京へ遊學の目的で家出したのである、其後の行狀は一寸不明であるが東京では思ふように學費もなく又志す所に熱中し難い事情もあつたのか青森縣の畜産學校へ入つた、が之も思はしくなかつたので一年で退學して復東京へ戻つて牛乳配達や新聞配達をして其餘暇を以て學校へ行かうと思ふて居つたが何分にも此業務は忙しくて通學する機を得ない、それから失望、落膽と生活難の爲め土工となつて水戸地方へ行き今又職を求めんとして當地方へ入込遂に犯罪するに至つたのである此等は刑の執行を猶豫して父親にでも引渡し充分監督させて農業に就かしめたなら或は宜くはないかと考へたのであります。刑の執行猶豫になつた實例は故殺事件——某被告(五十歳)が實子を殺した事件で其事實を摘んで云へば十五歳になる實子が腦充血症になつたので其父たる被告は其健康快復するも到底白痴となるものと誤信して寧ろ毒殺した方が子の爲めにも苦痛を除く事であり自分も幸福であると思ふて殺意を生したのであるが其時或人に知られて其心得違ひを諭されたので一旦殺意を斷念したのである、ところが爾來子の病勢は益々悪るばかりで嗚咽扶斯と變じ加ふるに腦膜炎を併發して漸々苦悶するに搗て加へて一家悉く其病毒に感染して看護も意の如くならぬので遂に實子の咽喉部を刺して殺したと云ふのである、之は二年の刑を言渡されたが同時に其執行を猶豫されたのであります。それから刑の執行停止——之は眞に都合よく運びます、懷胎者であるとか精神病者であるとか云ふ者があれば監獄から檢事に通知します、檢事は詳密に調査して刑の執行を停止するのであるが監獄から通知したので刑の執行停止にならぬのはあり

ません、此刑の執行の停止は當然のことで刑の目的物たる者の精神狀態健康狀態が刑の執行を受けるに充分でない者に刑の執行を停止するのは刑の旨趣に反せずであらうと思ふ

刑の量定 新法施行後刑の量定の重くなつたのは一様であるが中には輕くなつたものもある、前に述べた如く窃盜とか賭博とか詐欺取財とかには刑の量定が概して重くなつた、前科十犯以上の累犯者には十三年十五年と云ふ刑期の言渡を受けるのである、又併合罪と單一の罪とでは刑の量定に輕重がある其一二例を云へば前科十四犯の者で停車場構内に在つた挽割麥四呎と荷車一輛を盗んだのが十五年の懲役、前科五犯の穴巢覗ひ………家人の不在に乘じて衣類數點を三ヶ所で盗んだ者が十二年の懲役、十二犯の前科者で某停車場の驛長宅に忍入り同家に宿泊する人の洋服外數點盗んだのが十三年の懲役、之は本年一月十八日の言渡であつたが之に就て土地の新聞は「自ら窃盜を名乗つて幼少の頃より殆んど監獄生活を爲し偶々昨年十一月十六日千葉監獄を出づるや其夜直に蘇我停車場の驛長官宅に忍入り雜品二十一圓餘を窃取せしが忽ち千葉警察署の手に捕はれ千葉區裁判所にて懲役十三年に處せられしが千葉地方裁判所管内を通し窃盜罪にて斯る重罪に處せられしは開廳以來始めてなり云々」と掲載して居る、其後に至つては十五年の懲役に處せられたものもある、輕くなつたと思ふたのは前に述べた實子殺しの如き、又今一つ親殺し事件で懲役七年と云ふ輕いものがある、其事件は被告の父は田畑山林等數町歩を有し被告は其法定家督相続人であり且つ被告の年齢は五十歳に垂んとするに拘らず父は被告に田畑四反歩に過ぎざる土地を耕作せしめ且つ其收穫を許すのみである、そこで妻子を養ふに足らぬので父の土地を小作し他人の土地をも小作して微に生活をして居るのであつたが被告は温順であり又早晚相續する曉には父の財産全部は自分の所有になるの希望があるので克く父に事へて不性の色を見せず業務に精勵して居つたが父は甚しく被告を嫌ふて自分は飽食暖衣猶餘りあるに拘らず被告の困却せるを顧みず常に虚待し剝へ近來他から小女を貰ふて之に養子を迎へて分家せしめて其養女

婿養子に全部の財産を譲渡す計畫をしたのでサア被告は憤慨に堪へぬ、陰に時機を窺ひつゝあつたが一夜父は河に釣に出掛けたので其機を得て殺害を實行したと云ふ次第、それから死體を河中に投して犯跡を蔽ふたのであつた、此事件は舊法で云へば謀殺で如何に酌量しても七年の懲役位では濟まなかつたであらうと思はれる、斯の如く軽いものもあるが重いものもある、刑の餘り重いのは如何であらうか、可なりや不可なりや自分には未だ見込が立たぬ、自分ばかりでなく利害研究中のものであるかと思ふマア當分は刑の重いの善いでありましう殊に人格を見て決すると云ふので大に理由はある、けれども新法の精神が一般に重くする意思であるとして効果の如何に願慮せぬやうな事があつてはならぬのである

其他新法の實施から齎した事柄は澤山あろうが差當りの思付は右の通りである、それから作業賞與金計算高に就て見ると新法施行前の一ヶ月即九月と其後の十月と比較して見ると國庫の收入支出は大差はない將來も其有様を繼續するであらうと思ふ、數字で表はすと九月は官司業に七五、四八六受負業では二四九、八一七であつて十月中の計算高は官司業九一、三五四受負業で二五七、五七四である、官司業の方で十五圓八十錢餘増して受負業では八圓十錢餘減して居るから差引大なる差はない、其外に監獄法や施行規則の實施に伴ふて多少影響はあるが全國監獄大抵大同小異で御參考にもなるまいから、右御話した丈で御免を蒙ります

寄

書

○興行ものと犯罪

大 阪 宇 野 霞 山

興行は國民の嗜好を表明するものなり而して興行は國民の風俗を代表するものなり、則ち或意味に於ては國民の娛樂機關たると共に一面の意味に於ては風俗の媒介機關なり故に興行なるものは常に國民の嗜好と風俗とを現はさんとするものに似たり、之れ現代の興行界を總評したる言にして吾人は興行を目して以上の見解を以て満足するものに非ざるなり、曰く興行とは國民思潮の代表機關にして要するに審美的情緒と社交的道義との調和を實現的に目學せしむる機關なりと、然ども興行が其何程たるを問はず國民一般の嗜好に適したる娛樂物たるは風俗を代表する機關なることは争ふべからざる事實なり而も其嗜好なる點に於ては各階級を通じたる所謂共通の嗜好物たるなり、故に其主たる興行の意味に於て犯罪と因果關係たりとせば蓋し興行は敗徳の行爲と云はざるべからざるも、吾人は興行の全部を擧げて犯罪的因果關係ありと云ふに在らず、或一部に於て興行と犯罪と密接の關係を有するものあるを發見せるが故に、茲に興行と犯罪と題し少しく研究せんとするものなり、若し夫れ興行にして吾人の云ふが如く眞面目なる審美的の活動を以て任するを是れ事とせば、唯に興行自體の發達を見反面に於て興行が感化する所あるも亦重大なりとす、然るに實際に於ける興行の活動は之れと趣きを異にし、其興行としての特色を失へるもの少からざるなり、但し其興行の内容に於ては、別に異りたるものあるを發見せざるも、活動上興行が國民の人情風俗の中堅たるべき任務ある事を忘却し、自ら興行其者の眞意義を没却するものあり、又は興行其者の斯る自滅を表するが如きものなきも、興行に従たる營業機關に於て興行の眞面目を傷くるが如き例なしとせず之を要するに前述せる兩者は何れも誤れるものにして、興行の正面活動としては見る能はざるなり、吾人ば或は疑ふ今日の興行界の不眞面目にして没主意なるものの多きは蓋し興行其者の罪にあらずして、興行従業者の興行の精神を度外視するに職由するの罪ならん事を、果して興行界の裏面に於て、吾人の察する所の如くんは直ちに興行自體を攻撃

するは少しく氣の毒の感なき能はざるなり、轉じて現代興行界の活動を見るに凡そ興行を國民の娛樂機關として吾人の欲する所と齟齬し、反て吾人の欲せざる所に於て活動するを見るに及んでは即ち厭する能はざるなり、茲に吾人の欲せざる所とは要するに犯罪的誘惑を意味する事勿論にして、興行が國民の嗜好たる名に於て國家の風教を紊亂する程度と及び其場合を想像するに其要點は唯一にして頗る單純なるものなり、即ち興行が人の弱點に乘する云ふ簡易なる一語に過ぎざるものなり、竊て吾人人類は向上心を有する社交的動物なり、故に自然的關係上求めずと雖も、相當智識の發達を來し、又社交的動物たるの關係に於て相當の社交を爲さるべからず、之れ生存する限り吾人人類が自然的に爲さるべからざる趨勢なりとす、其自然的發育關係と社交的關係は主として自己以外の事物に因て發達を期するものなり、例言せば物に觸れ事に當り境遇の支配を受けて變化するものなり、從て其變化は即ち智識變化の一大原因を爲すものにして、而も其智識の變化する程度に於て事物に對する感想を變化するは自然の理なりとす、然らば興行なるものが若し一個の境遇に變化を來すべき活動をなし、又は智識變化の事物を觸目するときは自ら其感想を吸收し以て智識の上に一變化を來すべきは當然の結果なるのみ、然らば興行が吾人の智識の上に於て惡變化の原因たるべき活動を爲すや否やは實に研究すべき大問題たるなり、假りに興行なるものが公序良俗を害すべき活動の如何なるものなるやに就て之を見るに、開は興行の活動が常に極端なる一方に走るの故に然るものなる事を發見するものなり、即ち國民的時代思潮を極端に發揮せんとして、反て人情風俗の醜を現出し、又反面に於ては極端なる活動として或は美術的に或は理想的に其極度に達し、從て喜怒哀樂も亦各其極度に於て活動する事を以て常とせり、故に極端なる活動は遂に極端なる感化を興へ、即ち之等極端なる活動の感化を受けるものは多數が其極端なる思潮の發現に支配せらるゝに至るものに非ざるや、換言すれば其極端なる活動は犯罪的誘惑の原因を爲すものに非ずや、吾人は深く之を疑はずんは非ざるなり、若し夫れ現今の興行

界にして犯罪的誘惑の原因とも見るべき事項を指適すれば、彼の美術的極端なる活動の如き即ち其一なり、固より興行なるものが美術的分子を含有する事は明かにして、從て興行に美術的思潮の發動を見る敢て不可解に非ざるなり、然れども唯美術其者が尤も極端なる活動を爲す事は頗る危険なるものなり、或は美術的極端なる反響は吾人をして美術的夢想を誘引するの導火となる場合なしとせざるなり、試に見よ現代興行の活動に美術の爲めに公徳を無視し、道義を没却して省みざるの類少からざるをや、人に因て美術は發達するものなり、苟も美術に因て人を創造するを認む可らず、若し美術に因て人を創造するあらん乎、所謂美術的物質の誘惑を感受したるものにして、吾人人類の斯の發達の如何なるものなるかは推斷するに難からざるなり、而も美術の極端なる發達の危険なる事は、好個の教範を先例に見るを得べし、古今を通して美術的思潮の盛なる國として困危に沈淪せざるものなの、或は羅馬の如き、伊太利の如き、希臘の如き、支那の如き、何れも一度は美術の發達旺盛を極めたる國土なり、而も其美術的反影に非ざるやは知る可らざるも其國家の敗壞亡國の伴ふが如きは一個の奇異なる現象と云はざる可らず、本邦に於ても徳川三百年の武門專横政治の基礎を破壊し維新の革命を見るに至れるは實に美術思潮發現の余影を蒙るものと云ふを得べし、即ち元祿時代的美術旺盛の反影を受けたる結果に非ざるなき乎、吾人側かに思へらく白河樂翁出て、水野越前現はれたるも、必竟する所、元祿美術の余波を受けたる當代の大改革を斷行したるものに外ならざるなり、而して其改革の内容たるや蓋し美術的風教の廢頹を興起せりと云ふに過ぎざるが如し、然り證言するが如く美術なるものは極端にしては人情風致を破壊し、公徳道義の沒却を來す、而も之を反面に於ては科學的美術界の進歩なりと視る事を得、豈に奇異とせざるべけんや、美術にして果して斯る分子を含蓄すとせば美術的活動の極端なるもの、利害問題たる是に思ひ半に過ぎるなり、世人若し夫れ是を以て怪とせず、寧ろ國民時代思潮の發揮にして時運に併ふ自然の現象たり、何ぞ風教を害する底の活動と云ふを得べけんや

と云ふも雖も、吾人の云ふ所は實際的現今の活動なるを如何せん、反省すれば苟も國民の誤樂的公設機關を以て任ずるものは國家的觀念を以て國民思潮を發揮し、傍ら教育に、人情に、其他總ての生存上、處世上の必要條件たる文明の吸收に資するの覺悟あるべきは當然にして、事極端の一方に走らず將利益の觀念に肘制せられず、常に時代思潮の調和を重し、興行が國民の公設娛樂機關たる終りある活動を見ん事を望まざるを得ず而して現今行はれつゝある各種興行の實況を洞察するに凡そ劇場となく、寄席となく、吾人の云ふ所と其趣きを同ふせざるもの殆ど稀なるは社會的罪惡誘惑の關係上實に寒心に堪へざる所なり、之を要するに利益の爲めに道義は犧牲たるものにて、興行其ものが利益的觀念の外人道問題を見るの邊なきにも基因するけれども亦其罪自ら免る可らざるものあり、然りと雖も吾人は利益を傷くる程度に於て尙興行の改良を希望するが如き極端なる提案を豫想するものに非ず、又思潮の發揮として時代に反抗し、即ち沒時代的思潮の活動たれど強ゆるものに非ず、唯其程度に於て興行本然の職分を明かにせん事を欲するに在るなり、曰く其職とは何ぞや、興行が國民的嗜好の代表機關たる、風俗代表機關たる或る意味に於て教育的精神的趣味普及たる關係に於て、事物個々文明の吸收材料たるに資する雅量あるを以て職分とす、故に此意味に於て苟も犯罪人たるべき人格を創造せざる、約言すれば思潮の急激直行を避け教育に風俗に人情に圓滿なる融和を圖り、一面國民の娛樂機關たる本分をも發揮せん事を望むや切なり、之れ實に現今の趨勢を以てしては犯罪人誘惑的活動の現象を見、將た之れに原因するに非ざるかを疑はすんはある可らざればなり、犯罪人増加の傾向を致す今日に於て苟も之が原因となるべきものを除却するに急なるは復止むを得ざる必要に出づるものなり、然り而して興行に因て犯罪及誘惑を感受すべき場合を論述す可し、即ち如何なる場合に於て犯罪的智識を吸收するやは蓋し重大なる關係ある者にて將又前掌を以て起るべき問題なればなり、按するに吾人が智識吸收の時代に在つては、興行なる者に智識を得教訓を與へらるゝ事尤も夥多なり、但し吾人は發育時代に

於て其頭腦を刺戟する總ての事物は一として吾人に未智の教育を與へざる者なし、就中人は物質的に智識を得る者は其理論的に吸收する者よりも多く、爲に智識の發達上物質の關係重大なりとす、而して之に次く者は具體的現象にして、之れ復た發達の速かなるものに屬す即ち興行は具體的に智識の未知を教育する者にして此關係に於ては智識發達上實に非常なる勢力を有する者なりと云はざる可からず、況や成熟期已前に於ける智能不完全なる時代に於てをや、此時代に於ては目に映するもの耳に響く者、手足に觸るゝもの皆是れ未知の智識を與ふる者なれば、興行か、其具體的に教ゆる歴史觀念並に人情風俗即ち人倫道德の觀念は實に多大なる勢力を有する事は炳然たる所に於て何人も疑を容れざる處なり、今は其成熟期已前に得たる此の智識を如何なる場合に應用し又如何なる形と爲りて現るや實に之れ深遠なる研究に價する事項なり、按ずるに吾人が研究せんとする犯罪人なるものは性格が興行に因て得たる智識の如く其の活動に於て常に興行的發展を見る事は疑の圈中に在るものにて尙未だ解決を得ざる處のものなり然りと雖も今は遂に興行其者が直接犯罪人を生ずる至大の原因を爲せりと斷言するの勇を有せざると雖も亦興行が與て力ある事は特に斷言を憚らざる處なり試みに犯罪人に其通なる性格を見るに彼の虛榮心の豊かなる狭義に富める、單純なる人生觀并に淡泊なる處世觀等は何れの犯人たるを問はず之を有せざるもの殆ど稀なり而も單純なる人生觀彼の淡泊なる處世觀及び虛榮心狹義心の如き心念は之を興行に吸收したることは到る處の興行活動が此種の活躍を事とせるに徴するも明かに證左する事を得べきなり、斯く興行の内容と犯罪人的性格との其經路を同一にする事は兩者の間に何等の索連的關係の存在を意味するものと云はすんばある可からざるなり、尤も興行中に於ても其急潮激動甚だしく惡化を與ふるものは劇場淨瑠璃席及び淨連節の三個と爲す、其他の興行は多く無味無臭一時の娛樂に供するに過ぎざるものあり、此種に屬する興行は今茲に贅するの必要なく直接に犯人誘惑の原因となるべき前記三個の興行に就て大體を云はんと欲するなり前章にも論述するが

如く人情の美風俗の美、或は之れに反して沒道德沒人倫の兩極端に走る興行に感受せらるゝもの、多數は固より其の誤解に出でたるものたるを發見するに躊躇せず然れども其誤解は今日に於て到底解決す可らざる程度に達せり即ち興行界に於て現今粹と稱するものは所謂人情美、風俗美、乃至道德沒人倫沒却の兩極端なる行爲を稱するものなるが如し、何ぞ夫れ吾人が受感的誤解を自ら招致するの由來なしとせば即ち、興行其者が常に採て以て粹と云へる底の行爲は要するに吾人の云ふ犯罪誘惑行爲其者なり、然らば或は云ふものあらん若し夫れ興行が極端なる活動を爲すが故に其極端なる動作を受感するものとせば獨り惡感化するの一方に傾く道理なり、善の極端に走りたる場合は善感化するもの茲に善惡兩面の感化を得て人生關係の熟和を來すべきに非ずやと此說固より一理あり吾人之を首肯するに吝ならざるなり、然りと雖も人は平等なる平均的智識を有せず、又平等なる心を有する心緒は千差萬別なり、唯其千差萬體の中に於て萬人に共通のなるは避難得易の慾情なり、人類何人か避難得易の慾情の支配を受けざらん、故に吾人々類の慾望を満足せん爲めには、各種の方面に於て其易きを得ん事を過る、復反面に於ては其難きを避けん事を務む、之れ情なり、其情的意識は何物を捕獲せんとして活動する中に興行の極端なる美に浸潤し、情に纏綿たるものなり、而して美たり情たるの極端は虛榮心となり、狹義心となる虛榮心と云ひ又は狹義心と云ふ何れも善惡双面の現象ありと雖も、虛榮心と稱し狹義心と稱するものは犯罪人々格者に於て見るの外眞面目なる人格者に於て排除するものなり、何となれば虛榮なるものは輕忽なる表面行爲の美的活動を云ひ、狹義とは之れと同一意味に於ける、對人的活動に外ならず、兎に角犯罪人の多くは虛榮心の變化にして狹義心の變化なり而も此等犯罪の原因力を有する性格の發育は興行なるものに因て先づ人間的に收得せる智識たるなり、然らば犯罪の誘惑は未知の智識を教訓する興行其者に因て發達するものとせば蓋し其原動的勢力たる興行其者の改善の急なるは復多辯を要せざる處なり殊に何故に興行に因て得たる智識が斯く重大なる原動的勢力

力を有するかは人類自然の狀態の然らしむる所にして即ち吾人は未知の事實を豫想せざる事は普通の狀態にして、吾人の意慾を充實せんと欲せば其知る所に充實するは之と又一般の狀態なり要するに吾人の認識は已知の事實に對して始めて趣味あり、感動を生ずるものなれば吾人の行爲は常に已知以外の行爲を出ざるを原則とするなり、然らば吾人の先入主的に獲たる智識に因て支配せられ、日常活動の原動力たらしむるは敢て怪むに足らざる所なり、故に其已知の事實が犯罪なる事は勿論其所なりとす、思ふに興行なるものは常に一種の反社會的意味を含有する活動ありて、其活動の反影として罪惡を生ぜしむる事あるべきは當然にして、興行其者の活動にして美術的極端、風俗的極端、人情的極端なる以上は其極端なる風俗美、人情美、等の自然的刺激として吾人に未知の教訓を與へ其教訓は極端なる活動たるだけに其反影も極端にして、反社會的活動の多きに失するは實に止むを得ざる所なりとす。(完)

○累犯者と教誨教育

市谷監獄

高

橋

生

新刑法並に新監獄法實施されて以來日猶淺くして而かも之が效果の存在如何は今茲に悉く立證する能はざるも一面に於て累犯者の發せざるは世評の唱道する所にして余の職に在りて日々見聞する亦疑義の存する餘地なし然れば此等原因に關しては學者實際家の早くより熱唱せられ従て救済の方法も講せられつゝあるは天下具眼者の認容する所にして殊には司法當局者に於ては専ら之が救済事業に熱注せらるゝ所なり余輩淺見にして一點の光明を發見するに足らざるも私見を披瀝し以て先覺者の叱教を乞はんと欲す熟々考ふるに彼の累犯者なるもの、原因は早急一攫に論評切斷するに難きが故に先づ是を二大別にし而して以下詳細に述べんとするものなり先づ第一として己むを得ざる事由(境遇)に

して第二は自然淘汰なり是れ主たる原因にして此の原因より發生する結果左に掲ぐる一斑を知るに足るべし(イ)出獄後に於ける生活に苦むこと(ロ)親戚故舊よりして擯斥されること(ハ)出獄後自己の欲する職業の道を歩するに困むこと(ニ)信頼すべき父母兄弟親族知己あるも悉く疎斥の下に結局種々の誘惑に陥り再び犯罪の身となる(甲)彼等の長期入監せる一證として自由刑執行の爲め凡てに於て不自由を感じ居りたるも出獄後自由となれば自己の欲する衣食を求むるに渴念なること結局辛抱の思念缺乏なるに存す(乙)一度監獄生活して再び社會に出たる曉に於て社會一般の人より疎却さるること大苦痛なる所以(丙)商業を營さんと欲するも資本の無きこと若し職業を求むるも賃金の低廉なること(天)彼等監獄生活の長期間なる習慣の一端として獨立自營の奮厲心缺乏(地)社會的生存の勞苦に對する持久心薄弱なること以上掲ぐる事項は境遇に就て予の見るところにして然かも主たる原因なることは何人も疑なからん然れば第二の自然淘汰なるもの、一端に就て述べんが其の一例としては彼等の大多數は教育不完全にして社會に生活し得る學識の乏しきと更に甚しきに至りては彼れの身體不具若弱病者の出獄後の大なる悲境なること(其他尙多くの原因存在するならんも唯私考の一端を示すに過ぎざるのみ)等にして却說如斯條件の下に存在する累犯者に對しては如何なる方法と手段とを以て而かも矯正救養することを得るやは刑事政策上唯一の問題にして決して冷視するを許さざる所以のものなることは余輩の斷じて寸毫も疑はざるなり世或は是等の累犯者をして或は共同生存の條件より隔退せしめ又は全然其の後尾を斷滅せしめばやと説明し論難せる徒なきにしも非ず又國家は進んで是が救済の干渉を顧慮せざるやの疑を存する者あり成程極端に論せば彼れ累犯者は改良不能の犯人なりとして如何なる教誨教育を施すも其の價值を知らざる者累犯十犯に及んでは追の新法の威嚴裁判官の威嚴を冷却視せる者なれば社會は全然共同の條件より遠ざけ後尾を杜絶する亦一策なるべしと考想するならんも余の不明末だ如上の論に傾聽するを欲せざるなり如斯して論去せば國家は多大なる經費を要して或は矯

養の方法をも講ずる必要なきのみ若し彼れ累犯者をして其の根本を絶開し悉く矯正救済するに非ずんば國家經濟上に及ぼす影響や幾許ぞや況んや刑事政策上亦喫緊たるを失はず之れ長期而一定不變の場所に拘禁し刑罰を執行すると共に國家は多大なる經費を要し飽迄救済するに勗むるもの蓋し故なきに非るなり茲に至て余輩は結論して曰はんとす、一度彼れ累犯者にして監獄生活に馴致せば最早其の第二の家庭なりと自覺し居るものなきに非ず斯る者に對して尙一層社會生存條件を厚く保たしめ之に施す教誨教育の一層深厚ならしむること且つや社會一般の人々に接近せしめ飽迄共同生存條件と教誨教育の兩輪に迫しめんか如何に數々犯罪を逞ふする者と雖も是等の共同條件と教誨教育の價值に依て矯正し全く自己の立脚地を改良するに至らんと故に余輩は再び言はんとす彼等累犯者に對する教誨教育の深く價值あるを確信して疑はざると共に全力を傾注して藝進せんことを要望するものなり

○不良少年感化と意思の教育

不良少年即ち惡少年は如何なる方法手段に依りて之を救済するを得べきかは是れ夙に泰西諸國に於て學者及び實際家の苦心研究するところの問題なり

元來少年が忌はしき罪惡の淵に墮落する所以のものは其原因那邊に在るべき乎惡少年の救済若くは善化なるもの之を明かにし得るに於て自ら之が適正の方法を發見し能ふべしと雖も之に關する學者の説未だ必ずしも一致せず孟子の性善又は荀子の性惡說、楊雄の善惡混淆論、陽明の良智觀、ホツプスの利己主義、モール及びシャツプペリーの善惡直覺良心說、此等古人の説は姑らく措き近く一般心理學者の唱ふる所に據れば人は本來エゴイスムス則ち利己主義のものなるも其性は善にも惡にもあらず善惡の如何は多く其結果に因る動機と結果とは必ずしも一致せず唯だ其性を圓滿に擴充せば以て善た

るを得べしと云へり佛説と稍々似たる所あるが如し而も是又一定せる不動の確説とは認むべからず随つて少年の罪惡に陷る原因に就ても學者の説くところ今尚ほ區々たること免れざるなり、去れば懲る根本の問題は斯道學者の研究に待つの外なく今茲に多くを言ふの要なきも第二義にもせよ我輩の見る所を以てすれば少年が忌はしき罪惡の淵に墮落するに至る重なる原因は家庭の不良交友の不善、四圍の誘惑、家計の難と之より生ずる亂雜、凡そ此類のものにして善良無垢の少年も久しく愁る境涯に置く時は竟に惡化すべきこと明なり

或る刑事學者は犯罪者を改善可能及び改善不能の二に分類せるが道德上の善惡も假に人の性か全然利己主義にして惡に傾き易きにもせよ猶ほ之を善導するの方法あるを以て刑事上の謂ゆる犯罪なるものは理論上並に實際上決して改善不能と認むべきにあらず其改善に遲速の差こそあれ絶対に改善不能の犯罪者なるものは之なきなり茲に於て乎犯罪者は救済し得との結論に到着すると、是れ自然の順序にして不良少年の救済善化に就て其方法を盡すは吾人々類の任務なり、若夫れ犯罪者の改善に遲速あるは犯罪者其者の程度にも因る事なれど一は救済の方法その當を得ると否に基くもの随つて犯罪者の救済方法には最も慎重の講究及び實行を必要とす初犯者必しも改善し易しと謂ふべからず累犯者必しも改善し難しと謂ふべからず此邊は一に司獄官の手心如何に由るものにして刑罰執行の忽にすべからざる所以なり偕て然らば身心共に未だ充分發達せざる少年又は幼年者の犯罪その罪惡犯罪の素因は如何にして之を倏むべき乎彼等を懲治感化する方法如何之れ我輩の之より論せんと欲する所なり世に不良少年の存在するは前項の如き原因に基くものとせば之が救済善化の方法としては之を其惡境涯より脱出せしむるの外あるべからず「ボタヘデキ」「カツバライ」の如き犯罪者の卵多きは社會の危險焉より大なるはなきなり、茲に於て或者は此等犯罪者の卵即ち不良少年を監獄に收容して懲治感化すべしと唱ふれども斯くの如きは却て罪惡練習を爲さしむるに過ぎず刑事政策上その當を得たるもの

にあらず去れども之を社會に放置して何等救済の途を講ぜざれば再犯又三犯渠等は長じて終に恐るべき犯罪者となり屢々之を監獄に投ずるも殆ど其効なきに至らん去れば渠等を救済善化するの方法は之を感化院に收容して熱心に其性癖を陶冶改鑄するに在る外ある可らず而も是れ亦甚だ難事なり精神の修養と共に相當の職業も授け種々の方面より之が教化を爲さる可らず事に其任に當るものは高德にして意思堅牢の人たらんことを要す而も我輩の認むる所に依れば其の最善の方法は意思教育の方に據るの外なしと信するなり

心理學上意思とは爲さんと欲する事を實行する無形の力にして意思の成立要素は之を目的觀念、動機、理由思想の三段に分つ目的觀念とは或事を爲さんと欲する心的作用にして動機之より生じ以て其の目的觀念と動機とを包容して何故に斯く爲すかと云ふの觀念是れ即ち理由思想なり此理由思想は最も重要なものにして之を缺くの意思は怠動輕舉と爲り全く人格を失墮するの因となる意思教育は即ち此三者の調節を計るものにして精神教育中の大切なものなるものに屬す

人の精神は頗る複雑なるものにして恰も外界に風雨の起るが如く感情の爲めに絶えず何等かの風波あるものなり人格の足らざる者は之が爲に捲き込まれ我れと我が精神を破壊し竟に不良なる行爲を演出し以て自他を損傷す意思の教育とは則ち克く之を抑へ之に堪ゆるの力を養ふものにして佛教に謂ふ所の堅住性を涵養するに在り意思の鍛練則ち教育は實に不動の堅實心を作るものにして一方に適當なる智及び情の教育を授けると相俟ちて結局善良なる人物を作爲するものなり、去れば意思教育は何人にも必要なれど不良少年の感化には最も必要な彼等を感化院に收容し四圍の惡境涯より脱せしめ兼て其放蕩より生ずる危險を防ぎ斯くて技術教育を授け其の職業心恒産心を養ふと共に殊に重きを意思教育に措き以て渠等の情性を陶冶改鑄し其人格を高むることを期すべきなり

以上の如くにして不良少年に對し秩序ある意思教育の力に依り漸を遂ふて之を感化遷善せしむるに

於ては犯罪を有効に鎮滅若くは減少せしむることを得べし、意思教育の運用法に就ては異日稿を更めて論ずる所あるべし

講

演

○婦人の特色

東京女子高等師範學校教授文學士

下

田

次

郎

今日は婦人の特色といふことに就て少しく御話を致さうと思ひます。大分職掌柄が違ひまして、私は平生諸君とお目にかゝることもないのでありますが、かういふ機會にお話をするのは甚だ仕合と存じます。私は始終婦人を取扱つて居るのであります、又日頃婦人の研究には興味を持つて居まして、絶へず注意して居りますが、今日はザッと婦人の身體と精神が男子とどんなに違つて居るかといふことをお話して見たいと思ひます。それに就きまして順序として下等の動物から雄と雌といふものが追々と出來て來て、それから人間の男女に進んで來る、一體この雌雄といふものはどういふ意味のものであるか、それを先づお話して、それから人間の男女に移らうと思ひます。

子を産むといふことは下等の動物では雄と雌があるに限らぬのであります、自分の體が半分に割れてさうして二つになる。其二つになつたものが又割れて四つになるといふやうな風にして子孫が出來ます。極下等の動物は一つの細胞から出來たもので、顯微鏡で見ると周圍に薄い皮があつて中にドロ／＼した物があつて、其の真中に仁核があります。それが一つの細胞で一つの動物になつて居る。其一つの細胞が或る時期になると、瓢箪のやうに眞ん中がくびれてさうして二つのものになる。さう

なつたものは、どちらが親といふ譯もなし、子といふ譯もない。元のものが二つになつたのである。かういふ生殖の仕方を分體生殖と申します。其次の生殖の仕方は出芽生殖といひまして、初めの動物から芽が出る、さうして其芽が或る時期になると親の體から離れて、それが成長して又親の體のやうになる。で分體と出芽の異なる所は、分體の方は二つに同じやうになる。出芽の方は母體の方は大きく一方は小さい。かういふ關係になつて居ます。更に進んだ生殖作用は接合と申しまして、これは二つの動物が身體を接するのであります。併しまだ交接するやうな程度にはならぬどちらが、雄やら雌やら分らぬが兎に角二つの個體が一緒になつて其結果として子が出來る、最後には雌雄によつて出來る生殖である。即ち雄と雌といふものが能く分つて、さうして其二つの體が合して其結果として子が出來る。これは即ち雌雄生殖であります。この雌雄生殖にはどういふ利益があるかこれを申します。分體にしても出芽にしても、かういふ譯になる、例へば茲にイといふものがある。これが分れて二つになる。併しながら此子は親の性質より違つたものを享けるといふことがない。矢張り親が半分に分れたのであるから其子は親の通りの性質を持つて居つて變化がない。處が雌雄といふものが出來ると、茲にイとロといふものがあつて、さうして此結果としてヘが出來る、さうすると、此ヘはイといふ性質とロといふ性質を幾分か合せたものになる。即ちヘの性質はイとも違ひロとも違ふ。それを合したやうなものでイロの性質よりも複雑のものであります。又一方にニといふ他の個體がある。このニがヘと出合つて、其結果としてホといふ子が出來ると、これはハよりもニよりも一層複雑である。即ちニの親があるとするれば其ニの親の性質をもホが含む。處が一つの個體から段々子孫が出來たならば、其出來た子孫は、他の性質を含んで居らぬから、同じ性質を傳へる計りである。そこで下等な動物は性質の變化が少なく、いつ迄経つても同じやうなものが代々出來る。そこで下等動物の生殖は、母體から子體が割れて出來るといふのでありますから、つまり女性が本體である。女性の外に男性と

いふものはない。即ち天然には元と女性計りがあつたのであつて、男性は天然が生物を複雑にしやうといふ、云はゞ後からの思い付から、男性といふものを作つたのである。そこで初めは下等動物で女性計りのものであつた處が、生物進化の途中どういふ工合か男性のものが現はれて來た、そうしてそれが女性のものに結び付くやうになつた、其性質の異なる二個體が、結び付いた結果は、一層複雑なる個體が出来る事となるのである。もしこれが初めの生物のやうに、母體のみから子に子から孫にといふやうなことであると、いつまでも變化しないのであります。そこで男性といふものは子孫に變化を作るために生れたのである。

人間に於ても婦人といふものは、元から傳へたものを傳へて行くだけであつて、男子はそれに變化を惹き起すものである。女子の性質は保守であり、男子の方は改進である。かういふことは下等の動物を見ても分る。延いてこれを人間の男女に推し及ぼすことが出来るのであります。そこで此雌雄によつて出来る生殖といふものは、動物をイロ／＼に結合して、彼れを此れと合はすといふやうにして、色々の複雑のものを作り出したのである。人間でもこれがたゞ一つの體から割れて出るやうなものであつたならば、どれもこれも同じやうな人間になる筈でありますが、幸ひに男女といふものがあつて、勝手次第にそれを合せて、その結果子が出来るのであるから、様々の性質の人間が現はれることになる。

昔は天地を見るのに地球を中心とした。長いこと地球が世界の真中であつて、太陽の方が動くやうに思つて居つた。處が後になつて色々の天文學者が出て、それはさうではない、太陽は動かぬもので、地球の方が其周圍を廻るものであるといふことが分つて、地球中心主義が太陽中心主義に移つたといふやうに、昔は男子を中心として考へた、聖書などを見ると男子の肋から婦人が出たやうに書いてある。併しながら生物學の方からいへば、どうしても女性中心主義であつて、女性の幹からして男

性は枝として後に出たものである。そこで女性はどこまでも、種を其のまゝに傳へて行かうとするのであるが、男性が其間に干渉して變化を起すやうになつたのである。それで下等の動物になると大概の雌の方が大きい、例へば蜘蛛にしましても大きい。雄の蜘蛛は交接をするために生きて居るやうなもので、その作用が済めば、即座に雌に食はれたり、程なく死んだりするのである。つまり下等動物の雄といふものはホンの子孫を續けるために生れたので、それが済むと用のないものとして殺された死んだりするのである。蜂でも蟻でもさうであります。たとへば蜂は雌蜂があつてそれに雄蜂が交接すると死んでしまふ。其雄に取つては、交接といふことは、下等動物では死ぬる程のことである。人間に於ては死ぬるといふことはないが、併しながら男子はやはり大に精力を費すのである、つまり下等動物では雌に受精させる爲めに、雄が居るのであります。よく蚤の夫婦と申しますが、矢張り蚤でも雌が雄よりも餘程大きいのである。魚も通例雌の方が大きい。どの邊から雄の方が雌より大きくなつたかといへば、少くも哺乳動物は雄の方が雌より大きい。鳥でも雌は小さい。即ち高等の動物になると下等の動物と反對になる。

それから此の人間の卵と精蟲を比べると、これも卵の方が余程大きい。凡そ卵は精蟲の三千倍程大きいのである。他の動物ではまだ一／＼倍數の大きいのがあります。卵は充分に營養を體の中に取込んで丸くなつて、子を生む用意をして居る。精蟲といふものは長いものであつて、蝦斗のやうな尾を引いて居て、其尾を動かして卵の皮を突き破つて内へ這入る。さうすると受胎になる、矢張り精蟲は長つたり卵は動かぬもので精蟲は動くものである。婦人は動かぬもので男子は活動するものであるといふことは、既に卵と精蟲の性質からして示して居るといへぬこともあるまい。そこで婦人が男子に活

動に於て及ばぬとか或はそんなものではない、爲せば出来るといふやうな議論は矢張り、下等動物或は精蟲と卵というやうな邊から調べてはいない、確かな議論が出来ないのである。この事は詳しくいふと、色々の例を擧げて論ずることが出来るのでありますが、大體先づさういふものであります。

子を生むといふことは營養の引續きである。身體に養分を取れば大きくなる。併し或る時期に身體が成熟すると、その營養分を身體に取らないで子のために取るのである。即ち營養の引續きが生殖といふことになる。婦人はつまりエネルギーを蓄積して、その余剰を子として出す。男子はこれを仕事の上に使ひ果すのである。いはゞ男子は兩國の花火のやうなものである。一代に派手に働いて死ぬ。婦人は種族を保存するといふ役目があるから、いつも力を使はないで、さうして其幾分を子として出す。であるから自らは男子ほどに盛に働かないのである。これがどうしても、男女の天然の約束であります。即ち婦人は男子のやうに、花火の如く派手に散らして終るといふことでなくして、子を生む役目を果たすために靜かに居るべきものである。然らば子を生まないで、獨身で居ればよいではないかといふものもありませうが、それは矢張り天然に背くのであつて、不利益である。妙なものになるのであります。

又婦人は中道を守るものである。男子は横に外れ勝ちのものである。其ことは婦人の身體と男子の體を見ても分る。多くの身體を調べると、男女各一つの模型を假定して其模型に比べて見ると、男子はこれに遠かつて居るものが澤山ある。婦人は其模型に概して近い。身體が互に似て居る。男子は一人毎に比べると違が多い。心が矢張り其通りであつて、婦人の心は大體が似て居るが、男子の心は違ひが多いのであります。どうしても男子は變化に富む。従つて色々の事を世の中に仕出でかすのは男子である。男子は髪を切つても、婦人は髪を切らないといふやうに、女子は古ひものに固守していつでもそれを捨てずに居る傾きがある。男子は新しいことと新しいことと進んで行くものである。

前に話が戻りますが、どうして鶏や其他の動物が、雄の方が雌より大きくなつたかに就ては、種々議論があります。それは雄が雌に媚を求めて、氣に入らうとする。さうすると雌は一つの標準を以て選る。其選に預るにはこれに則つて立派な身體をするとか或は美しい羽や毛を付けることが、選に預る見込が多い。さういふことから段々男性の方はその方に務めるから、遂に男性の方が美しくもなり大きくもなつたのであると、かういふことを稱へる人があります。併しながらそれだけでは説明に不充分である。例へば孔雀のあの美しい雄の尾は、雌の趣味から出たものとすれば、どれだけの美的趣味を雌は持つて居るか、想像のつかぬ程高いものであるが、雌にさういふ趣味は持つて居りさうにならないから、雌の趣味に従つて、雄にあんな飾りが出来るものでないかと考へられる。そこでその説明を他に求めて、男性といふものは、下等の動物から、既に元來自發的に外へ張り出さう、花を咲かさうといふ傾向が、根本的にあるから、美しくなり盛んな姿になるのであると、かういふ議論をする人がある。これは今日まだ論の片付かぬ點であります。併し兎に角高等の動物に於ては美しくもあり大きくもあるのは雄である。で人間でも男女の身體は、申すまでもなく男子の方が丈が高く又重いものである。活力も大きい。併しながら脂肪は婦人の方が多い。ドイツのショッフといふ人の計算によると、成長した男子の方は筋肉を百とすると、脂肪が四十三である。女子の方は筋肉を百とすれば脂肪七十八もある。さういふ風に婦人の身體は脂肪が多いから一體はフク／＼して骨が脂肪の中に隠れて居るから身體が丸い。男子の方は筋肉が発達して居るから、コブ／＼だつて骨が露出して居る。婦人は乳房を二つ持つて居る。これも矢張り脂肪の山である。又大變胸の大きなものである。それで婦人の身體は裸かにして横から見ると胸が瓢箪のやうである。男子は、胸から腹が殆んど板のやうであつて、横から見ても脊と腹が殆んど平行して居る。これは外形の違ひであります。其他頭にしても、肺とか心臓とか胃とか腸とかいふ臟腑にしても、年齢によつて、男女のを測つて見ると、一々比例が違ひます。

つまり男女の身體は頭の先から足の先まで違ひがあるのであります。法醫學などでは、さういふ方の詮索が随分出來て居らうと思ひます。血液も婦人の血液は赤血球が少ない。下等の動物では血が血漿といふて血の汁だけであります。それから動物が進化すると、白血球といふのが現はれて來る。暴なとを傷けると白い血が出来る。その上に進化すると赤血球といふものが加つて、高等の動物になると血が赤くなる。その赤い血の中で、男女どちらか赤血球を澤山持つて居るかといふと、男子は一立方「ミリメートル」に凡そ五百萬の赤血球を持つて居る。女子は四百五十萬程の赤血球を持つて居る。此赤血球の中に酸素が蓄へられて居るので、人間の活動には、酸素の分量が大に關係があるのであります。即ち血の性質を見ても、男子は婦人よりも一層活動的のものであるといふことが分る。又婦人には月經といふものがある。その時は血液の成分も多少變はり、身體に損失を起す。婦人は生理上波動的な生活をして居る。従つて狂ひが多い。

それから消化でも食物の取り方が男女で違ひます。一體に婦人の方は少ない、又婦人は粗食に能く堪へる。困難でも一體によく堪へる。睡眠でも男程取らぬでよい。看病などをして、毎晩眠らないといふ時に、どちらか早く疲れるかといふと、男の方が早く疲れる。又酸素を澤山取り、盛んに活動するには、呼吸を盛んにしなければならぬ。即ち男子の呼吸は燃焼作用が盛んであるから、婦人の呼吸より炭酸を出すことが多い。故に澤山人の居る部屋などで、空氣が不潔になつて炭酸瓦斯が溜つた、ために、早く苦痛を感じ、又窒息を起すものは男子である。病氣にしても、婦人の方が男子よりも概して治癒が早い。食物は前に述べた如く、男子のやうに滋養の多いものでなくても、婦人は堪へて行く。かう見ますと、天然は婦人に甚だ生活上の便宜恩恵を澤山與へて居るのである。諺にも、女の子ははつて置いても育つ、男の子は手がかくるといひますが、實際婦人は生活して行くのに大變都合がよいやうに、天然が特別の保護を與へて居るのである。唯婦人が男子に對して生活上引け目と思ふの

は、妊娠、出産、乳哺といふことであります。其他は婦人の方が、總て活きて行くに都合よく出來て居るから、長命も婦人の方に澤山あります。

婦人は胎内に子を持つて居る時は、其の子の方に材料が要る。産んだ後は乳として材料を出しますから、生殖のために身體の力を費すことは男子よりも多い、男子は唯受精せしむる瞬間に、精蟲を送るだけの用をして置けば、後の世話は生理上ないのである。婦人はそれから十ヶ月の胎内の骨折りと乳を飲せざる骨折とがあるからどうしても男子と同じやうに仕事が出来た譯のものではない。それで母親が外に稼ぎに出て、小さい子を家に置いて仕事をするといふは自然に背いた事である。それ故になるべく婦人は家庭に止まつて、子供の世話をし乳を飲ませて養ふことを務めて、外に出て男子と競争して働かぬやうにしないで、婦人自らの爲めに、又子孫のために能くなくないと思ふのであります。これは一般の論であつて、細かく言へばやかましい事もある。

身體の力は無論婦人の方が弱い。肺の活量を検査しても、男子の方が餘程強い。婦人も僅かの時間は男子と拮抗することが出来るが、劇しい仕事に長く續くことが出来ぬ。尤も大きい筋肉の働きは男子の方が強いが、婦人は小さい筋肉の働きに於て秀れて居る。よく通信省あたりで小爲替の計算をするとか、算盤の競争をするとかといふことをやるやうであります。新聞に出て居るのを見るときも一番は婦人である。婦人は手先が早い。大なる力を要する事に於ては劣つて居るが、小さい事に於てそれを補つて居る。

一體早いといふことは、婦人の一つの特徴でありまして、婦人のもので早ひといふのも、頭の働さが男子よりも早いからである。言語はつまり頭にいろ／＼の思想が湧いて、其湧いた思想を引き續き引き續き喉の筋肉を動かして、口から發するのであります。其頭の中で觀念のつき／＼に出方が男子より早いから、それを取次いで口から出するも早い。心の働さがすべてこれに準じて婦人は早

いのであります。

そこで判断をするのにも早ひ。色々の觀念が後から後から押し出して來るから、暫く止まつて、心の分にしやうかと長く心中に止めることが苦痛である。何故かといふと心の中にどん／＼觀念が押しかけて來るのを止めるのは、流れに水を堰き止めるやうなものである。其流れを堰き止めるのは苦痛であるから早く流したい、なんでもよいから、早く判断をして其苦痛を和げやうとするのである。そこで婦人は物をいふことが早いのみならず、判断も咄嗟の間にするやうに見へる。男子の心の働きは緩かであるから、ナカ／＼結論を出さない、心中で押へつけて、さまざまのものを組合せて考へた晩に、初めて口を開くから、物を餘計にわぬが、結論はよく當つて居る。で婦人の方は判断でも推理でも輕卒になり易い。唯その利益は早いといふことである。咄嗟に結論を出して、後で間違つたのを悔めることがあります。が、頓智思ひ付を出して或る場合を切退けることがあるのであります。又男子は一體に大觀するが、婦人はさういふことが不得意であつて、細い部分を詮索する。途中で婦人と婦人が出會ふと、互に後を顧みて、髪がどうであるとかリボンがどうか着物がどうかといふことに能く氣を付ける。男子はさういふことは、一向無頓着で、大體の方針を立てることを重にする。小説などを書きましても男子は構想に優つて居る。婦人は部分を書することに優つて居る。さういふ特色があります。宗教にしても宗教を始めるものは、男子であつて、それを信するものは女子である。一度出來た宗教をいつまでも維持して行く方は婦人がやる。昔から大きな宗教は、男子によつて建てられて、婦人に維持されて居る。或は人に恵みを施すといふことでも、男子は、基督や、釋迦の如く、大慈大悲の眼を以て、人類全體を救はうといふやうな大きな慈悲を考へるが、婦人は一人一人に米をやるとか、金をやるとかはするが、全體に對す慈善はしない方である。婦人はどちらかといへば、人から方針を立て、貰つて、その方針によつて行はうとする。それで一度信する人と見込みを付けたならば、

どこまでも其人を信じて疑はない。時には信じ過ぎて測らざる災難を受けることがある。思ひ込むと執着が強い。これは愛情に關して殊にさうである。

それから婦人は嘘をよくいふといはれて居る。伊太利に罪人の心理を研究するロンブローゾといふ人の武器は權謀術數である、強者は大手をふつて歩かれる。強者は公明正大にやれるが、弱者は權謀術數によつて其弱い所を補ふ外仕方がない。國でもさうであります。大國は正々堂々とやるが、小さい國は小股くぐりをやつて倒さうといふやうにきつた。一體弱者は權謀術數に陥り易い。第二は月經である。月經といふことは、昔から厭ふべきものといはれて、なるべく隠さなければならぬとなつて居る。其隠すことは、一つの嘘である。第三は謙遜である。婦人は謙遜でなくてはならぬとなつて居ますから、何か少しやりすぎたとか、言ひすぎたとかになると、男子では目立たぬが、婦人では非常に目立つて、それが通ればよいが、通らぬと、不都合なことをいふた、分に過ぎたことをやつた、と、落度にされるから、いひたいことでもいひないで、心にも無いことをいふやうになる。即ち謙遜の氣に入らうとする。そこで自分の標準でやるのになつた。第四は女同士の競争である。女は形作つて男子な形を作つたり、笑ふたりすること、男子よりも餘計にする。第五は前のと同じやうであります。人の氣に入らうとすることである。そこで弱はさうに見せて、男子の保護憐れを受けるやうに仕向ける。第六は婦人といふものは人の煽動にのりやすいものである。そこで偽りと知らずに、偽りをする。第七は母の務めである。母は子供に向つて鉄けをするのに、それお化けが來たとか、お巡りさんが來たとかいつて、子供をおどす。即ち子供を養育の中に、知らず識らず嘘の練習をして居る。以上七つがロンブローゾの、婦人が嘘をいふ原因として數へ挙げた簡條であります。それに附加

へてニリスどのふ英吉利の學者がいつて居るに、婦人は一體感動性の強いものであるから、人を傷けたり、或は激怒させることを避けんとする同情が強い。それが實際嘘の原因になると、かういふやうに言つて居る。或る人は婦人の嘘は生理的のものであるといつて居りますが、兎に角婦人は、どちらかといへば嘘が多いやうに一般に考へられて居ます。これは社會の仕向け、又教育のしかたによつて餘程變へることが出来ると思ふ。婦人は今の所弱者であつて、男子よりも隠さねばならぬことが多い。嘘を餘儀なくされることが多いのである。そこで矢張り社會の仕向けと婦人の教育によつて、公明正大に行ふたりいふたりするやうな癖をつけられれば、婦人も嘘をつく事が少なくなると思ふのである。勿論嘘は誰れでも多少いふものであると、英國の學者スペンサーもいふて居ます。それで要するに度合問題である。

それから婦人は感情が強い。感情といふものは、臟腑ことに腹部の臟腑と大變關係のあるものである。胃が痛いとか、腹が痛いとかいふことは、大變感情にさはるものである。婦人は腹部の臟腑が割りに大きく、殊に男子にない子宮といふものがあつて、此子宮といふものが非常に感情と關係のあるものである。そこで子宮を取り去ると、男子のやうな性質になるものもある。牝鹿などで、子宮を取つた爲めに、角が生へたなどいふ例もあります。婦人の婦人たる所以は一は子宮があるといふ點にある。つまり臟腑といふものは情を宿すものである。一體婦人は感動性が強く、チョツトした事にも、顔を赤くしたり青くしたりする。往來を通る人々を注意して見ても、顔の筋肉を動かすのは、男子よりも婦人が多いといつて居る人もある。兎に角精神の情態が、婦人の方が強く表に現はれるのである。婦人には血嵐が血管に起り易い。顔を赤くしたり青くするのは、即ち顔面の血流の嵐であります。血の道といふことをよく申しますが、一體血の變化から来る影響は、婦人の方が余計持つて居る。又血が濃くなつたり薄くなつたりすることは、月經、妊娠、など、關係がありますから、婦人に

多い。男子の方は、いつも大體同じ濃さの血を持つて居るが、婦人に於ては濃い時も薄い時もある。以上のやうなことが、婦人の精神を左右するので、天氣の變り目とか或は朝起きた時の天氣模様は、婦人の方に著しく感じられる。動悸のうつことも婦人に多い。又婦人は能く笑ひ、能く泣く、すれは感動性が強いからであります。そこで婦人が泣いたり笑つたりするのは、男子と余程譯が違ふ。婦人は夕立の如く、嬉しければすぐ笑つて喜び、悲しければ直ちに泣きだす。落語家の話を聞いても、芝居を見ても、ハンケチを出して涙をふいて居る。然らば其感じが長く残るかといふと、其瞬間だけであつて直き忘れる。男子の方は容易に笑ひもせず、又容易に泣かない。併しながら心にこたへて居らぬかといへば、中々こたへて居るが、それをザツト振へて、押へて居る。併しながら婦人は夕立のやうに忽ち泣いたり笑つたりする、そうして即座に流し去つて後に止めぬ。これは精神の衛生に甚だよい譯である。そこで婦人が泣いたからといふて、これは皆さんの方がよく御存じでありませうが、男子と同じやうな意味に取ると、そんな間違を起すことがある。尤も婦人も深い泣き、永く残る感情をもつて居ることは勿論である。たゞ男子ほどにないといふのである。

婦人は感動性が強い。従つて爆發的である。癡狂院などでも婦人が爆發的に騒動することがある。或は大さうすねたりするところがある。泣くのも笑ふのも、言のでも爆發的である。慄へ性がない婦人は舞踏を好み、舞踏といふ者は、其爆發性の調子を作つて旨く流す一つの道である。それ舞踏などをやつて居れば、其爆發性が電氣を導くやうに放出されて、居り合ふから、婦人が舞踏などをして居るのはよいと、いふて居る人もある。そこで婦人が喋つたり泣いたりする時には、それをなだめやうとしなないがよい。言ふなら言ふだけ言はせ、泣くなら泣くだけ泣かして置けば、或る時機が来れば止まるので、それを強てなだめやうとすると、益々始末に及ばぬやうになるといふて居る人もある。そこで婦人は一揆などに能く與る、一揆は一時の爆發性のものである。併しながら革命などいふ念の入つた永續きのす

る場合には、婦人は余り興つて居ない。この感動性の強い事が、婦人の愛嬌ともなり、又誘惑となつて男子を墮落せしむることになる。テヨツトした事にも、婦人は身體を動かすとか、頭を動かすとか、微妙な引き付ける所がある。これが婦人をして天使ともなし、又惡魔ともするのである。男子を善い方に囚にするか、惡い方に囚にするかである。

それから婦人の意思でありますが、婦人の意思は、男子よりも一體に弱い。婦人は願ふことをする。あれが欲しい、これが欲しいと、能く願うが、實行の手段を講じない。男子は願ふと同時に實行をする。婦人は帶が欲しいとか着物が欲しいとか、男子にねだるが、それはねだるだけで、實行は、人にして貰ふといふ傾きがある。そこで道德上婦人を誘ふことは、男子を誘ふよりも骨が折れる。道德的成熟に達せしむるには、婦人の方が手が加かるといつて居る人があります。婦人は意思が強固でない。其一つ原因は、身體が発達して居らぬといふことである。今日教育學では、筋肉活動主義といふことをやましくいひまして、筋肉を充分に発達させて置くと、それが意思を発達させる基礎になる。余も細い筋肉を動かせる仕事を、小さい時にさせると、細い筋肉が発達して、大きい筋肉は発達しない。それは順序を顛倒して居るから、先づ大きい筋肉を充分発達させて、其上に手工とか手藝とかで、細い筋肉を発達させなければならぬと唱へて居る。果してさうとすれば、殊に日本の婦人は、體育運動が不足で、発達すべき處まで身體が発達して居ませぬから、筋肉の発達しないといふ點からも、意思が弱くなつて居る。そこで此後は婦人にも充分に體育を行ひ、運動をさせて、先づ筋肉から発達させて、意思を強めることにしなければならぬと思ひます。要するに婦人は種族を繼續する、子を宿して、生んで、乳を飲まして、育てるといことが、婦人の仕事の中心になるものであつて、それを外れて、外のものに移ると、よく例もありますが、やり損となる事が多い。

西洋では、此頃婦人運動といふことが盛んであつて、男子と同じことを、婦人がやらうといふので

切りに唱へて居る婦人がある。これは大なる研究問題であるか、さういふ婦人は大概獨身のものである。日本では、幸ひ大概の人が結婚は出来るから、獨身者は少ないが、西洋では結婚には非常に費用が入つて、容易に結婚が出来ないから、止を得ず獨身で居る人が澤山ある。日本はさうでない。大概のものは結婚が出来るといふは、仕合のことで、今後も婦人は結婚の方針に向つて行きたいと思ふ。婦人を助ける一つの道は、結婚させるといふことであります。日本婦人は西洋の婦人から見ると、一體に身體も智力も発達して居ない。この方が殊に後れて居る。昔から、西洋の婦人に比べると一體に考へが違つて居る。男子の要求も違つて居る。先づ婦人は控え目にやつて居ればよいといふ主義であつて、進んで婦人を引立て、身體も智力も発達させる方に注意されなかつたために、今日の婦人は不平均に発達した不自然のものになつて居る點があると思ふ。良妻賢母慈姑といふ、婦人の天職は、無論外れてはなりませぬが、婦人を天真爛漫に、余り用捨をしないやうに、伸び伸びと発達させなければならぬ。婦人は小さい時から、婦人であるといふので、あゝしては行かぬであらう、かうしては行かぬのであらうと、男子よりも心配の多い生活をするものであるから、大きくなつて縮こまつたものになつてしまふ。モウ少し小さい時から、伸び伸びとした婦人を作るやうにしなければならぬ。どこの婦人でも、これは皆人爲的の產物でありますが、殊に日本の婦人は、男子の重しか利きすぎで、余り人爲的になつて居ると思ふ。つまり伸びるのを本統に伸ばさないで屈ましたもののやうになつて居る。

犯罪をした婦人の方は、私は存じませぬが、婦人を研究するのは、普通の婦人の外、犯罪の婦人を研究することが大に役に立つ。例へば生理學の方で、腦髓なら腦髓の働きを研究しやうといふ時に、蛙の如きは、小腦を取るとか大腦を取るとか、勝手に生きたものから腦髓を除くことも出来ませんが、人間は試験のために、腦髓を除くことは許しませぬから出来ない。併しながら、初めから出来損つた頭の人間があつて、謂はゞ天然が試験して居つて呉れる。で犯罪の婦人は、無論家庭がよくない、境

遇がよくないといふことが、原因となつても居りませう、それも大膽な研究上の參考になります、又頭の出來方が變であるのもありませう。一體に罪人といふものは、普通の人間から見ると、身體のどこかに異常があるといふことを聞いて居ります。つまり、それが其人をして罪人たらしむる一つの原因でありませう。そこでさういふ出來損いを研究するといふことが、普通の働きの人を研究すると同時に、甚だ研究上利益がある。つまり普通の人を研究するのと、さかにかに故障ある人を研究するのとは趣が違ふて居るから、兩方を照し合して研究するといふことが大切なのである。それで犯罪の婦人を研究することは、普通の婦人の研究に光明を與へるものであります。私も余裕がありましたらならば、犯罪の婦人の方も調べて見たいと思ひますが、諸君には直接にこれを御取扱になつて居る方もありますから、御研究にならんとことを願ひます。今日申上げたことが多少の御參考となれば甚だ仕合でございます。

統計

統計

明治四十二年五月末日現在々監人員表 (△ハ減)

刑事被告人	男	女	計	前月末日現在		前年比較	
				前月末日	前年同月	増	減
刑事被告人	六、七二五	四一四	七、一三九	七、三二二	四、三六五	一八三	二、七七四
受刑者	五二、一〇九	三、一七二	五五、二八一	五三、三九五	四七、七八三	一、八八六	七、四九八
勞務場留置者	八三八	一一四	九五二	八四二	一	一一〇	!
懲治人	九三六	九四	一、〇三〇	一、一二二	一、三一〇	九二	二八〇
携帶兒	三四	三九	七三	六六	六二	七	一

總計	監獄	留置場	計	前月末日現在		前年比較	
				前月末日	前年同月	増	減
總計	五九、六〇三	一、〇三九	六〇、六四二	六、六六一	五、二八四	一、五九四	一〇、九七一
監獄	一、〇三九	一八一	一、一三〇	一、〇八六	一、二二六	一三四	△
留置場	六〇、六四二	三、八三三	六四、四七五	六二、七四七	五三、五二〇	一、七二八	一〇、九五五

備考 本表ノ外釋放スヘキ者ノ重病ノ爲メ在監者女一ナリ
 本表中外國人ナ国籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

刑事被告人 受刑者

清	韓	英	北	佛	露	和	那	總
國	國	國	米	蘭	西	國	亞	計
男	男	男	衆	同	同	同	同	同
一四	一	一	一	一	一	一	一	一八
二七	八	五	一	一	一	一	一	四二
四一	一	一	一	一	一	一	一	六〇

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

明治四十二年五月末日現在受刑者刑名表 (△ハ減)

刑名	男	女	計	前月末		前月比較		前年比較	
				日現在	増	増	減	増	減
無期懲役	二〇	二	二二	一五	七				
十五年以上	二二二	七	二三九	二一〇	二九				
十五年未滿	八八四	一六	九〇〇	七二五	一七五				
十年未滿	二,二二六	一〇二	二,三二八	一九五一	三七七				
五年未滿	二,〇九〇	一二四	二,二一四	一,八五一	三六三				
三年未滿	六,一七一	三八六	六,五五七	五,四三四	一一二三				
一年未滿	五,二七八	三二八	五,六一六	四,八〇四	八二二				
六月未滿	四,七一九	四〇八	五,一二七	五,〇〇五	一二二				
二月未滿	一七七	二一	一九八	一〇九	八九				
計	二一,七七七	一,四〇二	二三,一七九	二〇,〇八九	三,〇九〇				
無期徒刑	一,六七四	九〇	一,七六四	一,七六〇	四				
有期徒刑	三,二二七	二九七	三,五二四	三,五五八	三四				
重懲役	二,五三六	三九〇	二,九二六	二,九六六	四〇				
輕懲役	三,一六三	一八一	三,三四四	三,三九三	四九				

備考 計 五二,一〇九 三,一七二 五五,二八一 五三,三九五 四七,七八三 一,八八六 七,四九八 一〇,三三二 一四九
一本表ノ前年同月末日ノ罪名ニ付テハ便宜上詐欺及ヒ恐喝、横領ニ對シテハ舊刑法ノ詐欺取財及ヒ受寄財物ニ關
スル罪ヲ文書、有價證券偽造、印章偽造ニ對シテハ舊刑法ノ官印官文書私印私書各偽造行使罪ヲ又殺人、嬰兒
殺ニ對シテハ舊刑法ノ謀殺放殺罪ヲ各合算比較シ其他新舊法ノ各罪名及ヒ内容ノ相異アリテ對照シ得サレモ
ハ以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸規則違和罪ノ欄ニ録出シ以テ其増減ヲ示ス

刑名	男	女	計	前月末		前月比較		前年比較	
				日現在	増	増	減	増	減
無期懲役	二,八〇八	三二	二,八四〇	二,八九四	二,八六二				
十五年以上	六,二〇五	一二五	六,三三〇	六,四六五	一,一三五				
十五年未滿	七,七七八	二四〇	八,〇一八	八,五七二	五五四				
十年未滿	一,二二六	八二	一,三〇八	一,六五二	三四四				
五年未滿	五三九	三七	五七六	六二九	五三				
三年未滿	四〇	四	四四	六九	二〇〇				
六月未滿	一八,五九六	五二〇	一九,一一六	二〇,二八一	一,一六五				
二月未滿	二	一	三	三三,一三九	二五				
計	五〇,九九五	二,八八二	五三,八七七	五二,〇六四	四五,七二八				
無期徒刑	二,八八二	五三	二,九三五	二,九三〇	五				
有期徒刑	五,三三〇	二四〇	五,五七〇	五,五七〇	五				
重懲役	三,一六三	一八一	三,三四四	三,三九三	四九				
輕懲役	三,一六三	一八一	三,三四四	三,三九三	四九				

總計 果 計	初 犯	再 犯	刑 法					拘 留 計	合 計
			經 年		禁 年		罰 金		
			三 年 以 上	三 年 未 滿	一 年 未 滿	六 月 未 滿	三 月 未 滿		
五二、一〇九	二二、一〇九	三一、〇〇〇	五	四	二	一	二	二四	七五
三、一七二	八七八	三一、八七八	一	一	一	一	一	二四	七五
五五、二八一	二二、四〇三	三一、五七二	五	四	二	一	二	二四	七五
五三、三九五	二一、八二三	三一、五七二	三	八	三	六	五	二五	七六
四七、七八三	一七、三四四	三〇、四三九	二	七	七	三	八	八四	八八〇
一、八八六	一、五八〇	三〇、六	二	四	一	五	三	一	一
七四九八	六、〇五九	一、四三九	二	七	七	七	三	一	一
	一五四								

○韓國の監獄事情

聊か舊聞の嫌あるも記者が神野法部書記官より
聞き取りたる談片の要領なり筆記は同氏の斧正
を得ざるものなれば其の責記者に在り

韓國の監獄制度？ 制度杯と云ふ柄ではない監獄は内地の監獄と比較して如何とは能く人の問ふ所であるが比較どころではない程度？ 程度のあるべきものでない、まあ監獄事情とでも云ふことにして少し話しましょうか

韓國の氣候は内地の盛岡よりは暖かで天氣清明と云ふ方で雨天のことは至つて少い、從つて空氣は乾燥して居るから呼吸器病の如き病症には惡くない、腦病や腸胃病には可いのであります、韓人は平素至つて柔順であるが一朝事あるときは前後の辨もなく強暴を逞ふするので往々意外の感を抱くことが多いのである、監獄も本監分監各八つある、囚

雜錄

徒は赴任當時千人位であつたが今日では三千二百人は居る、囚徒の統御も平素は何事もなく容易であるが或事故に遭遇すると實に破天荒のことをやるので油斷も隙もありはしない、加ふるに監獄は申すまでもなく不完全極まるので制度杯は申すも愚か經濟杯も公私の區別が付かぬ位、作業をさせるにも原料を囚人の金で買はせ製品は市に鬻ぐ其利益で又原料を買はしたり餅や菓子を買て食ふと云ふ有様で、韓人に監獄思想はないのであるから、韓人の看守の養成、韓人看守の囚徒に對する行勤等到底信用し難いような事實がある、監獄費は全國ので昨年は僅々二十一萬圓、今年は各地の監獄を増築したり修繕したりする費用と大邸其他一二の監獄新築費用を合せてヤツト五十萬圓日本内地の約十分の一になつた之れで囚徒一年間の衣食費にも充てねばならぬのであるから大抵想像も付くであらう、御承知の通韓國監獄の典獄は内地人を以て之に充て看守長も一ヶ所二三人つゝ内地の看守長であつた人が參つて居る其れに韓人の看守長一名つゝは居るが監獄思想に富んで居る日

本人は韓國の事理に暗く、韓國の事情を知つて居る韓人には監獄思想がない、そこで日本人には韓國の事情を知らしめねばならず、韓人には監獄思想を吹込まねばならずと云ふので官吏の養成が急務、搦て加へて第一に言語の通せぬのが不便である、韓人から監獄官吏を採用したところで養成するには尠からぬ困難がある、看守の教習にしても日本人の看守の如く容易でなく又日月を要するのである、隨て官吏と囚徒との間の意思の疏通が旨く行かぬ其結果意外の事故も起れば抱腹絶倒の事實も起ると云ふ譯、鐘路の監獄は舊式の監獄であつたので逃走が頻繁であつた、が今度改築したので稍取締が届くであらうと思ふが私の赴任した當時は一坪に十八人拘禁して居ると云ふ始末それは々々々々身動きもならぬ此間東京監獄で被告人が殖へて困ると云ふことであつたから何名位一室に收容して居るかと聞けば三坪位の室に七八人位がある云ふことであつたから私の方は一坪に十八人收容したと云ふ話をしたことであるが日本では夢にも見られた事ではない、斯様な始末であ

るから喧嘩もする逃走もする、さあ言語は通せぬ事情は分らぬ實に困つたが漸々に建築も出来るであらうからボツ／＼端緒が付くであらうが未だ遠に出来るものでもなし經費の關係もあるから建物を持つことはならぬ人間が建物の代用物となるのである、建物が立派になつた所が安心はならぬ現に京城の監獄は日本造の構造としたにも拘らず先程七人の逃走者を出したのは頗る遺憾であつて昨年反獄があつて看守長の清原は拇指を失ひ肩に挫骨傷を負ふたと云ふ椿事があつた此時思切つて大膽に鎮壓したから爾來平穩であつたのに圖らずも先頃七人逃走せしめた云ふ事實があつたのであるから建物が新築されたとて安心の出来ぬのは勿論である、況んや各地の監獄は建物を持つのは危険の迫れるを知らぬと云ふて宜いので決して油斷せぬ様に警めてある、監房は脆弱で扉でも五人位力を發せて兩手でグツト押せば開くので共謀して逃走する段になれば易々たるもので破壊用の器物も何もいらぬ、監房と監房の分界でも普通家屋の壁と同一之を倒すと云へば格別に力を要せ

ず、壁の間には格子造の柱でもあれば可いが其れがないのであるから逃走でも金つれば思付いたが最期直に實行し遂げ果すことが出来るのである、それで戒護者は常に視察と云ふことに綿密の注意を拂はねばならぬ故に視察するにも種々の考案を運らして實行して居る、それでも大抵逃走者を出さぬ監獄はない而して逃走となると一人でなく大抵數人共謀多きは數十人の共謀であるから少數の吏員で抑へ切れぬことが屢々ある、今日までの處公州の監獄で逃走者を出さぬ、彼の監獄では四人が主謀者となつて五十人の反獄があつたが看守は之と對抗して囚徒を一人傷けた丈けで事靜まり一人も逃走せしめなかつた此處には御承知の巢鴨に居つた山田虎一郎君が典獄として居るのであるが今日まで事無きは何よりも幸であると思つて居る、それに暴動強盜等の死刑の宣告を受けた者が澤山居る現に京城監獄には死刑の宣告を受けた者が五十人居る、こんな有様であるから取締は嚴重にせねばならぬ、韓國に參つた看守長典獄は有爲の士であるから監獄事業は着々改良せらるゝであらう

と云ふ人があるが韓國の監獄は何にから手を着けて宜いか分ぬから未だ改良など、云ふ時期に至らぬ、そんなら無聊に苦しむであらうと云はれるが、ナカ／＼想像意外の多忙で前申す通り官吏の養成から囚徒の統御取締等に全力を費す日も尙足らぬのみならず少しでも改良して行かうと云ふには普通の勤務振りと普通の割當時間では果すことは出来ないものである、それから序にお話するが韓人には墳墓發掘現認罪と云のがある其刑期は十年である、其犯罪は深夜竊に墳墓を發掘して死者の首級を奪取して歸り更に一面其死者の家の主人に應分の金圓を贈らば首級を返戻すべしと云ふ脅迫狀を送るのである、すると主人は戰慄して應分の金圓を犯人に贈ると云ふことである詰り其首級を購ふので資産の有者は未だしもであるが中には家財什器を賣却して首級を購ふものもあるのである、一體韓國には儒教の流を酌んで尊屬親に對する犯罪は非常に重い又韓人一般に墳墓の貴き事を思ふので多額の金圓を提供して死者の首級を得んとするのである、斯様な特種の犯罪があるから法律を

布くにも編纂するにも特別の注意を要するのである、現に行はれて居る刑法典は不完全極まるもので其法典を其まゝ日本流の頭腦で適用すれば一々笑ひの種であるから本年中には其國情に適し且つ進歩したる國に行はるゝ様な法典を編纂することに苦心しつゝあるものであります、爾ふなると在監人も追々増加するであらうと思ふ今日までは特赦と云つて一年に一二回は在監者全部を釋放したので何時も在監者は増加することはなかつたが日本人の手で監獄や裁判所警察署等を管理するようになつてからは定例の特赦も何にもせぬから在監者も増加するであらう又年々特赦の時期を豫想したのが其れがないとなれば幾分の失望も混じて逃走でもしてと云ふ念が生じましよう、そこで繰返すようであるが取締は嚴にせねばならぬ同時に進歩したる處遇方法で韓人と思思を疏通せしむることに努めねばならぬ、我田引水の譏を受けるか知れぬが刑事法典の編纂も急を要するが監獄設備は更に焦眉の急であると思ふ云々

掲げ大國旗を交又し遠く萬國旗を張り階上階下の敷教室を來賓の控所と爲し同日午前十時三十分第一鈴にて江澤典獄來賓一同を式場に案内第二鈴にて典獄開廳式の辭を述べ續て前田宮城控訴院長與宮檢事長森秋田縣知事大森大館區裁判所監督判事前田北秋田郡長沼田大館町長祝辭を朗讀し江澤典獄の答辭了りて典獄閉場を告ぐ來賓一同暫時控所に休憩を請ひ茶菓を饗し夫より來賓一同典獄の先導にて分監を參觀再び學校に歸り餘興の書畫展覽場盆栽陳列所相撲及獅子舞等觀覽し早朝より午後十時頃迄絶へず煙火を打揚げたり遠近より老若男女群集し町内各戸は國旗を掲げ軒提灯を吊し市民は滿腔の誠意を以て祝意を表し當日開廳式終了後大館町の催しに係る祝賀會を同所に開かれ來賓は開廳式に臨みたる諸氏にして其重なるものは前田控訴院長與宮檢事長森縣知事河田貴族院議員其他縣會議員新聞記者官民の重立もの等二百五十有餘名にして頗る盛會なり

祝辭

秋田監獄大館分監新築竣功後愛二本日ナトシテ落成ノ興ヲ舉ケ

○秋田大館横手兩分監開廳概況

秋田監獄大館分監は大館町より又横手分監は横手町有志者より敷地建物共全部寄附献納に係り大館分監敷地千六百坪にして之に連接せる附屬地千七百九十二坪建物監房五十六坪五合廳舍其他百二十坪なり横手分監敷地二千三百三十三坪二合五勾建物監房百十八坪廳舍其他百七十五坪五合にして何れども最新式の構造法に則り敢て輪奐の美なきも堅牢清楚にして設備完全なり此程工事竣成したりしを以て大館分監は去月十九日横手分監は同月廿四日開廳式を舉行せり其狀況左に

△秋田監獄大館分監開廳式

秋田監獄大館分監開廳式を去月十九日舉行するに分監廳舍の狹隘にして式場に充つるの不便なるより大館町小學校内を以て式場に利用し式場は八間に十七間の大廣間を充當し正面には祝開廳の扁額を掲げ後面には紅白の幕を張り演壇を設け青葉を以て種々の模様を造爲し日章旗を各所に交又し萬國旗を垂れ演壇并に中央に大花瓶を裝置し其設備至らざるなし場外入口には祝開廳式の扁額を高く

ラレ不肖之ヲ宮城控訴院長ノ職ニ承ケ此盛典ニ列スルコトヲ得タルハ本職ノ光榮トスル所ナリ惟フニ社會ノ安寧秩序ノ維持ハ固ヨリ之ヲ司直ノ府ニ望マサル可カラズト雖モ遇因行刑其宜ナ得取返還普其責ヲ舉グルニアラスニ巴蜀ノ克ク裁判ノ効果ヲ收ムルヲ得ンヤ是レ軌道洋ノ東西ヲ問ハス竊然トシテ獄事ノ改良ニ孜々タル所以ナリトス當大館ハ從來監獄ノ設備ナク僅ニ警察署ノ一隅ヲ劃シテ假リニ監房ニ充用シ來リタルヲ以テ其弊廢不恒豈ニ能ク行刑ノ目的ヲ完フルコトヲ得ンヤ茲ニ於テ乎大館町民ハ暫テ敷地及ヒ建物ヲ寄付シ以テ今同當分監ノ落成ヲ見ルニ至レリ其構造タル規模宏壯ナラスト雖モ堅牢清楚ニシテ採光防禦ノ設備ハ又拘禁ニ便ニ衛生ニ適シ且ニ時勢ノ要求ヲ充スニ足ラン冀クハ職ヲ當監ニ奉スル者忠實勵勉法令ノ規定ニ道ヒ克ク其職ニ背リ以テ益獄事改良ノ實ヲ舉ケンコトヲ聊カ所感ヲ陳ヘテ祝辭ト爲ス

明治四十二年六月十九日

宮城控訴院長正四位勳三等法學博士 前田 孝 贈

祝辭

秋田監獄大館分監新築工事方二竣リ本日落成開廳ノ式ヲ舉行ス本職乏ヲ宮城控訴院長長ニ承ケ此盛典ニ參列スルヲ得タルハ幸榮ノ至リニ堪ヘス惟フニ刑政ハ國家ノ大權ニシテ陰害惡社會ノ秩序ヲ保チ民衆ノ康安ヲ助クル所以ノモノナリ而シテ裁判ノ執行ヲ爲シ刑罰ノ効用ヲ發揮シ其目的ヲ達スルコト否トハ監獄設備ノ如何ニ由ルモノ頗ル大ナリ今ヤ已ニ新刑法ノ施行トナリ專ヲ犯罪者ノ人格性行ノ良否ニ依リ目的刑ヲ科シ或ハ離隔シ或

ハ改善セシムル等所謂對症ノ藥ヲ投スルノ時ニ方リ刑罰執行機關ノ完全ナ計リ諸般ノ設備ヲ整フルハ刻下ノ急務ニ屬ス大館支部ノ設置セラルハヤ該地方人民此ニ親レ處アリ有志諸氏翁然トシテ奮起シ適當ナル地域ヲ相シ分監廳舍ヲ新築寄附納ノ舉ニ出テタルハ洵ニ時代ノ要求ニ應ジ能ク國家ニ貢獻シ司法部ノ設備ヲ神補完好ナラシメタルモノニシテ本職ノ最モ欣喜スル所ナリ而シテ新築廳舍ノ規模ハ敢テ宏壯ノ觀輪奐ノ美ナシト雖モ其構造堅牢分監トシテ改良ノ目的一背カザルモノト云フ可シ自今ハ局ニ當ル職員ハ一層精勵以テ大館町人民諸氏ノ寄附獻納ノ趣旨ニ對シ益々良好ノ成績ヲ奏セラルンコトヲ本職ノ偏ニ希望ス所ナリ聊カ蕪辭ヲ述ベテ祝詞トス

明治四十二年六月十九日

宮城控訴院檢察長從四位勳二等 奧宮正治

祝辭

刑罰ノ要旨ハ刑罰ナカラシムルニ在リ監獄ノ目的ハ閉關ノ要ナキニ至ラシムルニ在リ夫レ人類本性ノ善ナル誰カ其ノ關礙ノ樂ヲ舍テ鄉黨ノ親ニ背キ罪ニ没シテ慘辱ヲ蒙ルニ忍ビ忍シテ蓋シ境遇ノ悲慘誘惑ノ不真結核シテ適茨ヲ爲シ以テ此ニ至ル其罪愆ムヘシト雖モ其ノ人ハ則寧憐ムヘシ苟モ司獄ノ方其ノ宜シキヲ得テ惡性ヲ交モセハ復タ能ク產ヲ治メ業ニ就キ以テ懲々タル大平ノ良民タルヲ疑ハナヤ今ヤ聖世ノ雨露社會ノ暗層ニ需被シ囚獄ノ改善頻リニ行ハル誠ニ國家ノ盛事ト謂フヘシ茲ニ大館分監開廳式ニ臨ミ聊カ所感ヲ書フテ以テ祝辭トス

明治四十二年六月十九日

ヒニ來賓各位ノ扶導ニヨリ夙夜勵精以テ其職責ヲ盡サンコトヲ期ス茲ニ謹シテ蕪言ヲ陳シテ答辭トナス
明治四十二年六月十九日

秋田監獄典獄從六位勳六等 江澤精造

△秋田監獄橫手分監開廳式

昨明治四十一年七月橫手區裁判所に秋田地方裁判所支部設置せられ分監建設の必要あるに方り橫手町有志は敷地并に廳舍監房建築献納を請願し同年十月工を起し本年六月工事全く竣成を告げたるを以て同月二十四日其開廳式を舉行せり式場は廳舍事務室中央の大廣間を使用し來賓控所には應接室其他の各室を充當し三百餘名の來賓なるも敢て狹隘を見ざりし當日は朝來天氣晴朗にして全町各戸は國旗を軒頭に掲げ夜に入り提灯を吊り祝意を表し分監門前には大綠門を設け大國旗を交又し正面上段には祝開廳の扁額を掲げ式場内中央に演壇を設け老松樹の大盆栽を裝置し其他萬端の裝飾壯嚴を極め設備閑然する所あるを見ず定刻前より來賓森々として參集し其控所に着席し茶菓の饗應を受け定刻に至り第一鈴を報するや一同式場設けの位

答

秋田縣知事正五位勳四等 森 正隆

大館分監新築工事竣リヲ告ゲ本日ヲ以テ開廳ノ式ヲ舉グルニ方リ泰クモ貴賓各位ノ貴臨ヲ得且ク鄭重ナル言詞ヲ賜リ小官ノ光榮何ゾ之ニ加ヘン

回顧スレハ大館町ニ創メテ監獄ノ設置セラレタルハ實ニ明治三十二年三月ニシテ當時臨縣ノ經濟上ノ事情ニヨリ新タニ廳舍設立ノ舉ニ出ツル能ハス僅ニ大館警察署ノ一部ヲ以テ之レニ充用シ監房總テ警察署ノ舊留置場ヲ區劃シ不完全ナル設備構造ノ下ニ之ヲ管理シ來リタルモ爾來大館裁判所ノ管轄區域タル常郡及鹿角郡ノ發展ハ年ヲ追フテ其著シキ加ヘ續山業并ニ其他ノ事業勃興ニ伴ヒ月口ノ繁殖ヲ見隨ツテ其半面ニ於テ人事ノ複雜ナルカ爲メ民刑事事件増加ノ傾向ヲ示シ殊ニ一昨年七月大館區裁判所支部ノ擴張ニヨリ監獄ノ如キモ從來ノ設備ヲ以テ充分ナラサルモノアリ新築工事ヲ施スノ已ムベカラザルニ至レリ是ニ於テ大館町ハ巨額ノ資ヲ投シテ分監敷地并ニ廳舍監房等ノ献納ヲ爲シ政府當局亦之ヲ許容シテ茲ニ工事ノ落成ヲ告ケタリ其監房ノ配置廳舍ノ構造皆宜シキヲ得獄政ノ完具ヲ成ス上ニ就テ多ク間然スル所アルヲ見ス而シテコノ畢竟大館町ノ公共ノ美譽ニ成レルト共ニ司法當局ノ指導啓沃ノ宜シキノ致ス所小官ハ深ク感謝ノ意ヲ表セサルヲ得ス抑モ獄政ノ要ハ犯罪者ヲ適宜ニ拘禁シ刑罰ノ目的ヲ達セントスルニアリ今ヤ分監ノ新築ニ至リ落成シ其設備ニ於テ完具セリト雖モ其真ニ効果ヲ欲メ實績ヲ舉グルハ至難ノ事ニ屬シ小官并ニ分監職員ノ責任甚ニ大ナルモノアリ幸

置に整列し第二鈴にて江澤典獄式辭を述べ續て前田宮城控訴院長祝辭奥宮宮城控訴院檢察長長官の凱切なる祝詞演説あり次に森縣知事三浦地方裁判所長仲橫手區裁判所檢察事堀口同裁判所監督判事佐藤平鹿郡長川上縣參事會員小松橫手町長の祝詞朗讀の後各地より寄せたる祝電二十餘通を紹介し終て江澤典獄答辭を述べ茲に全く式を終り夫より典獄の先導にて監内を巡覽したり當日來賓の重なる者は前記諸氏の外熊田檢事正河田貴族院議員添田衆議院議員北島土田武藤の三縣議員魁、東北、公論、羽後新報、仙北新報社の記者等なり

橫手町民の催に係る祝賀會は正午橫手公會堂に開かれ來賓は前記の諸氏悉く出席したり一同着席するや小松町長挨拶を述べ前田控訴院長の謝辭あり終りて鄭重なる饗應あり各自十二分の歡を盡し午後二時退散したり餘興には早天より絶へず煙火を打揚げ祝意を表し尙ほ其來賓を慰せんとして演武大會大弓會書畫展覽會を小學校内に開會せり演武大會大弓會共各地より參集したる斯道熱心家多數にて盛況なり又書畫展覽會には出品多數にして

書畫の逸品も少からず各町毎に祝分廣開應の大田
樂行燈を掲げ舞臺を設け放樂芝居を演じ夜に入ろ
學生二千餘名の提灯行列頗る壯觀を呈し其他生花
等ありて近來無比の盛會なりし

祝 辭

維時明治四十二年六月秋田監獄横手分監新築落成ノ典ヲ舉行セ
ラル不肖乏宮城控訴院長ノ職ニ承ク此盛典ニ列スルヲ得タル
ハ本職ノ光榮トスル所ナリ惟フニ横手ノ地タルヤ秋田縣南部ノ
都會ニシテ秋田山形岩手三縣交通ノ要樞ニ當リ市街殷繁商業繁
盛將來益有望ノ地昨年當地ニ秋田地方裁判所横手支部ノ設置セ
ラルニ至リタルハ莫ニ以アルナリ而シテ支部ノ開始ニ伴ヒ監
獄ノ設備ヲ要スルハ固ヨリ論ヲ俟タル所ナリ茲ニ於テ乎横手
町民ハ建物及敷地ヲ寄附シ以テ當分監ノ落成ヲ見ルニ至レリ其
構造タルヤ敢テ輪奐宏壯ノ美アルニアラスト雖モ而モ堅牢清楚
設備完全克ク拘禁ニ便ニシテ且ツ衛生ニ適スルハ本職ノ大ニ喜
フ所ナリ抑モ司直ト司獄トハ唇齒輔車ノ關係アリ職ヲ此兩衙ニ
奉スル者屢勉努力一ハ管理裁斷ノ妥當ヲ期シ一ハ遇囚行刑ノ實
績ヲ舉ケ兩々相俟テ初メテ人權ヲ保護シ罪惡ヲ防遏スルコトヲ
得以テ支部設置ノ趣旨ト分監新築ノ舉ニ乖カランコトヲ望ム
茲ニ燕辭ヲ陳ヘテ祝辭ト爲ス

明治四十二年六月二十四日

宮城控訴院長正四位勳三等法學博士 前田 孝 贈
祝 辭

勿論ナリト雖モ畢竟横手町民諸氏ノ公共心ニ厚キ結果ニ外ナラ
スト言ハサルヲ得ス今ヤ全國自治體ノ益々進歩發達スルニ從ヒ
學校其他各種ノ事業費額ニ増加シ各地何レモ其負擔ニ苦シマサ
ル所ナキカ如シ然ルニ當横手町ニ於テ自ラ進ンテ重大ナル負擔
ニ任シ遂ニ之ヲ成功スルニ至リシハ一箇ノ自治體トシテ亦其負
擔力ニ富メルヲ顯彰スルニ足ルモノト言フベシ爾今司直及司
獄ノ職員諸氏益々協力奮勵シ裁判ト行刑トノ長綫ヲ舉ケ以テ當
町民方監獄新築ノ誠意ニ酬ハサルヘカヲサレナリ聊カ所感ヲ述
ヘ祝辭トス

明治四十二年六月二十四日

秋田地方裁判所長從五位勳五等 三浦 順太郎
答 辭

秋田監獄横手分監新築工事落成ヲ告ケ爰ニ本日ヲ以テ其開鑿式
ヲ舉行スルニ力リ貴賓各位ノ貴臨ヲ奈フシ且ノ鄭重ナル言詞ヲ
賜フ小官無上ノ光榮トスル所ナリ去ル明治四十一年七月横手支
部設置ノ結果監獄建設ノ爲サハルヘカヲサレノ急務アルニ至レ
リ茲ニ於テ乎横手町有志諸士ハ大ニ觀ル所アリ奮フテ適當ノ地
ヲ相シ巨額ノ資ヲ投シ分監敷地并ニ廳舍監房等寄附獻納ノ事ニ
出テ昨年下月工ヲ起シ爾來經營短期ノ間ニ於テ嚴冬隆雪ノ季モ
克ク工事ノ艱難ニ堪ヘ日夜奮勵セラレ茲ニ其工事ヲ竣成シ以テ
監獄ノ設備ヲ完具シ其國家ニ貢獻セラレタル功績實ニ偉大ナル
モノアリ

新築廳舍監房ノ配置構造ハ嶄新ナル規矩ニ則リ敢テ輪奐ノ美ヲ
シト雖モ堅牢實用ヲ旨トシ過因諸般ノ上ニ就テ殆ント間然スル

惟フニ國法ヲ維持シ人權ヲ擁護スルハ司法機關ニ待タザルベカ
ラス而シテ裁判ノ宣告ハ判ノ執行ト相待テ始メテ其ノ効果ヲ收
ム故ニ司法ノ機關ト同體機關トハ唇齒輔車ノ關係ヲ有シ實ニ國
家重要ノ機關ナリ今ヤ世ノ進運ニ伴ヒ人事益々複雜ナルニ從ヒ
犯罪増加ノ傾向ヲ生シ隨テ是等機關ノ増設及ビ改善ハ洵ニ今日
ノ急務ナリ當局茲ニ見ルアリ茲ニ當町ニ秋田地方裁判所支部ヲ
設置セラレ今又分監ノ設備成ル邦家ノ爲メ慶賀ノ至リニ堪ズ本
日開鑿ノ式典ヲ舉ゲラルニ際シ聊カ燕辭ヲ述ベテ祝辭ト爲ス
明治四十二年六月二十四日

秋田縣知事正五位勳四等 森 正 隆

祝 詞

惟フニ行刑ハ裁判ノ實効ヲ收ムル所以ノ途ニシテ監獄ハ行刑ノ
唯一機關ナリ故ニ監獄ノ構造及ビ其設備ノ完全ナルト否トハ
忽テ裁判ノ効力ニ影響スルコト猶ホ警察衙門病院トノ關係ニ異ラ
サルナリ横手區裁判所ハ明治四十一年七月支部ヲ新設セラレタ
ルモ當時國費ヲ以テ監獄ノ新築ヲ許サレズ茲ニ於テ乎横手町民
諸氏ハ進ンテ監獄ヲ新築シ之ヲ獻納スルノ議ヲ決シ各自奮テ巨
額ノ資金ヲ釀出シ工事ヲ起シ遂ニ落成ノ上本日其開鑿式ヲ舉ケ
ラルニ至レリ今觀シテ其構造設備觀ルニ房室ノ區別採光換
氣ノ工夫刑事被告人作業場ノ新設等全體ノ建築專ラ新式ニ則リ
殆ント完備セザル所ナシ之ヲ從來横手區裁判所構内ニ假設セラ
レタル拘留監又ハ他地方ニ設置セラレアル舊式監獄ニ比スレハ
其優秀劣否同日ノ談ニアラス斯ハ固ヨリ典獄其他工事ノ設計監
督等ニ從事セラレタル職員ノ注意ト勉勵トニ因レルモノアルハ

所ナシ是レ畢竟横手町有志諸士公共ノ美舉ニ成レト共ニ司法
當局并ニ來賓各位ノ指導啓沃ノ宜シキノ致ス處小官深ク感謝ノ
意ヲ表セザルヲ得ス
惟フニ獄制ノ要ハ犯罪者ヲ適宜ニ拘禁シ刑罰ノ目的タル犯罪ノ
防遏ニアリ即チ犯罪者ヲシテ懲惡改化セシメ亦同時ニ他戒シ犯
罪ナカラスムルニアリ而シテ此目ヲ達センハ監獄ノ構造至
大ノ關係ヲ有ス今ヤ分監ノ新築已ニ成リ其構造設備ノ整フルト
雖トモ異ニ刑罰執行上ノ効果ヲ欲メ實績ヲ舉グルハ至難ノ事ニ
屬シ小官并ニ分監職員ノ責任重ト大ナルモノアリ幸ヒニ來賓
各位ノ指導ニヨリ夙夜拮据奮勵以テ其職責ヲ盡サンコトヲ期ス
茲ニ諸君燕辭ヲ陳シテ答辭トナス
明治四十二年六月二十四日

秋田監獄典獄從六位勳六等 江澤 精造

○山形監獄酒田分監開鑿式狀況

豫報の如く去月二十七日午前拾時を以て開鑿式舉
行ありたり此日朝來曇天なれば如何あらんと案じ
たるにも似ず來會者殊に多く定刻前已に控席に充
滿したり扱て式場及び控席の模様を見るに何れも
意匠を凝らし先づ門前に大國旗を樹て夫れより四
方に各國々旗を吊し壯觀を極む式場は玄關前の空
地に天幕を張り中央東方隅に式壇を設け壇は一段

高くして生花を飾り三方に幔幕を打渡し準備怠りなし控席は事務室應接室、分監長室及び官舎を以て之れに充つるなど用意至れり盡せり午前十時を報ずるや第一鈴により來賓一同式場に整列し第二鈴を以て伊集院典獄の案内に導かれ前田控訴院長奥宮檢事長以下着席したれば伊集院典獄恭しく登壇開會の旨を述べ此時酒井看守長の紹介にて宮城控訴院長法學博士前田孝階氏登壇祝辭を朗讀し次に同院檢事長奥宮正治氏山形地方裁判所長戸田敬一郎氏の祝辭朗讀あり次に檢事正高木盛之輔氏一場の演説をなす次に井川酒田區裁判所監督判事同日向檢事及び日下鶴岡區裁判所監督判事、下飽海郡長池田酒田町長の祝文朗讀あり次に庄司分監長齋藤司法省參事官以下の祝電を朗讀し畢るや伊集院典獄再び登壇答辭ありて開會を告げ第三鈴を以て控訴院長以下順次退場休憩の上更に伊集院典獄の案内に依り女監、作業場、監房、病監、炊事場、教誨堂、拘留監等を巡覽の上一々説明更に控席に於て茶菓の饗應あり退散したるは正午頃なりき此日の來會者二百餘名にして今其主なるは前田

控訴院長、奥宮檢事長、戸田山形地方裁判所長、高木檢事正、日下鶴岡區裁判所監督判事、井川酒田區裁判所監督判事、大内、郡山、柳瀬の三判事、日向檢事、下郡長、西田川、東田川、郡長、警察署長、及郡會議員、町會議員、新聞記者、酒田町本間光輝其他紳士紳商等なりき、右開庭式閉會後引續き酒田町眺望第一と稱する瞰海樓に於て酒田町催に係る分監開庭の祝賀會を開き來賓として前記の諸氏悉く出席したり一同着席するや池田町長開會の趣意を述べ前田控訴院長の謝辭ありて配膳酒田町今町新町兩町の阿嬌數十名の韓施は大に酒興を扶け餘興としての手踊には今町連の月の淺妻、市の原鷹の一と連ら、源氏紫五人ばやし、新町連の二人狸々、けんちん五十三次を交る々々演じて滿場の喝采を博し主客十二分の歡娛を盡して退散したるは午後三時過ぎなりき附記當日出席には紀念として酒田支部酒田分監を撮影したる繪葉書一組宛贈呈したる慰勞會終了後午後五時より池田町長會主となり分監開庭式に參列のため來臨せられたる前田控訴院長奥宮檢事長以下五十餘名を今町相馬樓に招待

し一大慰勞會を開き此處にも亦門前に國旗を交叉し室内に無數の球燈を點じ紅白青紫の絹布を以て天井を裝飾したれば一見眩目する計りなりき斯くて主客の席定まるや池田町長開會の挨拶を述べ前田控訴院長之れに答へ夫れより酒宴となり藝妓數番の手踊あり此の間「イルミネーション」其他等座興を助くるもの多く甲猷乙酬の間に主客十分の歡を盡し散會したるは同九時頃なりき

○平壤釜山兩理事廳の監獄新築工事

平壤理事廳監獄工事は結水の爲め昨年十月限りにて中止せしが本年三月初旬より再び着手し統監府囑託加藤賢氏及同監獄授業手吉田菊次郎氏の監督指揮に依り工事は大に進捗し内部の飾付までには尙多少の日子を要すべく九月上旬に至らは開庭式を行ふの運びとなるべし同廳舎は事務室二間應接室一間宿直室一間小使室一間にして外に同舎内に訊問所接見所の設あり而して廳舎の建築法は韓國の如き寒帶の地には不適當ならずやと技術家間に

問題となり居れる木骨石皮式にして加藤氏は熱心に研究したる末韓國に始めて監獄廳舎の建築に用ゆるに至りたるものなりと云ふ又炊事場、工場、監房、見張所、女監、病監、門衛所等より事務所内戒護部に急報用として電鈴を架設し且つ炊事場、浴室、工場内、女監内、糞尿捨場脇に一箇所宛の水道を引き其他防火用として構内に二箇所の水道を引く豫定なるが星監獄主任は此際水道を利用し分房内に鐵管を引き用水に便せんことを計畫し居れり、日本人拘禁の監獄としては永登浦監獄を以て模範監獄と爲したるも平壤監獄は該監獄建築の利害得失に鑑み大に改善を加へたれば一層設備完全なるに至るべし因に釜山理事廳監獄は平壤理事廳監獄と略同一の設計にて目下工事中にしてこれ亦本年九月中に竣工の見込なりと云

○凍傷の豫防並治療方法の一斑

(當局者の研究を望む)

凍傷の治療及豫防方法に就ては近年各監獄を通して熱心に研究せらるゝ處なるが主務省に於ても其

結果を知らんとし今年一二月頃より各監獄に通牒る由各監獄に於ても互に研究の必要あるべし且つし現に監獄に於て有効と認めて施しつゝある治療今より研究を重ね其時季に至らば遺算なく實地に方法豫防方法並に其経過成績等を徴したるが漸次施さんことを望むとの事なれば左に各監獄より徴各監獄より報告あり主務省にても頗る便宜を得たしたる一班を摘録し參考に供す

凍傷患者ニ對シ施シタル治療中最モ有効ト認メタル方法及其経過並ニ治療ノ概要

凍傷豫防トシテ施シタル方法中最モ有効ト認メタル方法及其成績ノ概要

監獄名

最モ有効ト認メタル方法

其経過

治療ノ概要

最モ有効ト認メタル方法

其成績ノ概要

小菅

第一度三%コロルナトシ沃度丁ニ患部ヲ浸蘸膏貼用

概ネ一、二ヶ月ニシテ第一度ノ症狀ニテ終ル

動モスレハ第二度ニ移行スルコトアルモ第三度トナシ

足袋穿用、擦浴摩擦

大抵ハ第一度ノ経過ヲ以テ治療ノ轉歸ヲ告グル者多キカ如シ

東京

輕症ハ豫防法ト同シ重症ハ按摩、溫湯ニ浸シ凍傷膏塗布後綿帶ヲ施ス

輕症ハ三日乃至五日重症ハ一週乃至二週

凍傷者處方精製樟腦膏二%石油フエルトール二〇〇單軟膏六〇〇

摩擦凍傷膏運動

此豫防法施行ノ結果凍傷ニ罹リタル者ハ約三、五%ナリ

市谷

輕症十倍ノエーテルコロ重症ハ凍傷膏貼用防凍溫包綿帶ヲ行フ

輕症ハ三日乃至二週ニ及フコトアリ

以上此欄東京ノ分ニ同シ

食鹽浴摩擦法棉塗布

食鹽浴施行ノ結果無凍傷患者ナレシ約四分ノ一

巢鴨

輕症ニハ(一)十%樟腦膏(二)沃度樟腦膏塗布(三)沃度樟腦膏貼付

一週乃至三週間

脂肪分ノ食物ヲ與ヘ又冷水摩擦ヲ行ハシム但シ嚴禁ノ者ニ四肢ノ衣服外ニ出タル部分ニ油又ハ脂肪性ノ藥劑ヲ塗ラシム

脂防分ノ食物ヲ與ヘ又冷水摩擦ヲ行ハシム但シ嚴禁ノ者ニ四肢ノ衣服外ニ出タル部分ニ油又ハ脂肪性ノ藥劑ヲ塗ラシム

成體額ル其好ニシテ本法施行後數名ノ患者力備カニ數十名ニ減セリ

横濱

第一度ハ摩擦セシメ樟腦膏貼付第二度ハ沃度樟腦膏貼付第三度ハ局布ヲ清潔ニシ樟腦膏貼付

第一ハ二期ニ隔ルコトナク第二期ニ於テハ三期ニ至リ

水泡及ヒ潰瘍ヲ生シタルモハ要スルモ治療ス

摩擦溫湯ヲ備ヘ時々五分間擦手足ヲ浸シテ溫ヲ取ラシム

數年內之ヲ實行セシカ患患者大ニ減少セリ

浦和

第一度ハ摩擦、溫湯、食鹽浴第二度ハ石炭酸軟膏、樟腦膏

一週乃至三週

水泡及ヒ潰瘍ヲ生シタルモハ要スルモ治療ス

足袋、摩擦、溫湯、食鹽浴

初期ナルモノハ大抵二三回ニシテ治療シ成體良好ナリ又四期ニ至ルハ効アルモノ、如シ

前橋

輕症ニハ沃度樟腦膏貼付重症ニハ亞鉛膏ヲ貼布

約一ヶ月

休息時及入房後四肢耳殼ノ摩擦及各工場へ歸湯ヲ配布シ毎朝一回シハ溫メシメ棉塗ヲ塗布セシム

休息時及入房後四肢耳殼ノ摩擦及各工場へ歸湯ヲ配布シ毎朝一回シハ溫メシメ棉塗ヲ塗布セシム

初期ナルモノハ大抵二三回ニシテ治療シ成體良好ナリ又四期ニ至ルハ効アルモノ、如シ

千葉

(一)苛性加里一、〇酒精三、〇〇グリセリン五、〇〇二精製カンフル五、〇〇マフテ油〇、三三三硫酸マフテ油〇、三三三硫酸マフテ油〇、三三三硫酸

約一ヶ月乃至一ヶ月半

第一度ノモノニ法第二度第三度ノモノニ法第三度ノモノニ法第四度ノモノニ法

摩擦法

罹病者數頗ル減少セリ

水戸

第一度ハ沃度樟腦膏貼付第二度ハ右劑ノ外一般凍傷ニ對スル處置ヲ下スト雖モ努メテ溫保衝動防衛ノ法ヲ施ス

第一度ハ一週日

一度ノモノハ腫脹期ヲ早ム

手風呂ニ以テ手指ノ豫防ニ足リ之ニハ足袋ヲ以テテ酸鹽防ハ僞ハ食鹽ノ開浴ヲ施ス

重患者ノ如キ從來多數アリシカ漸次減少シ從テ經過日數モ短カキ好結果ヲ得タリ

宇都宮

凍症ニハ「チサノール」合劑凍症ニハ「チサノール」單復合劑膏

約二週

一度ハ二三日間

凍症ニハ「チサノール」合劑凍症ニハ「チサノール」單復合劑膏

重患者ノ如キ從來多數アリシカ漸次減少シ從テ經過日數モ短カキ好結果ヲ得タリ

長野

凍症ニハ「チサノール」合劑凍症ニハ「チサノール」單復合劑膏

約二週

一度ハ二三日間

凍症ニハ「チサノール」合劑凍症ニハ「チサノール」單復合劑膏

重患者ノ如キ從來多數アリシカ漸次減少シ從テ經過日數モ短カキ好結果ヲ得タリ

山

鹽水二患部ヲ蒸シ后收付軟膏ヲ塗布ス

食鹽水ヲ以テ午後三回至

二度以上ノ凍傷ニ陥ル

秋田 第一度及第二度ハ摩癭、食鹽溶液ノ局所熱浴ヲ行フ
シ食鹽溶液ヲ熱浴ナ行フ
第一度ハ沃度丁幾、石灰
第二度ハ石灰酸軟膏、亞
鉛華軟膏、昇水
第三度ハ溫湯、昇水
第一度ハ四十五日
第二度ハ七日或
第三度ハ二十日
乃至三十日
一週間乃至二週
間
第一度ハ漸次皮
肌ノ堅張ヲ減シ
痒疹ヲ忘レ難
癩ヲ生シ治癒ス
芥子浴、摩癭、蕃椒湯
摩癭法、食鹽浴
局所及全身ノ保温及ヒ運
動
之ヲ施行セサル以前ニ比
シテ尙ホ第三度ニ陥ル者
少シ

大坂 溫湯法並ニ局所ノ保護綿
布ヲ施ス但塗布藥トシテハ
ハ初期沃度丁幾、樟腦精
第二度以後ハ十分「イヒ
チ」ガールコロシオン」ヲ
塗布ス
數日厚クシ、蛋白質ト
殺菌水ニ洗條
第一度ハ一日數回患部ニ塗
布セシメ一日數回患部
患部ノ摩癭ヲ勵行セシム
第一度ハ沃度丁幾又ハ兩
酸ワセク」ヲ十分ニメ
タ油一分ヲ混シタルモノ
ヲ一日三回塗布セシム
第二度以上ハ局所法亞鉛華
軟膏貼付
食鹽溫湯法、摩癭、イヒチ
ガール沃度丁幾、單寧劑ヘ
「フ」液及「積膏」劑
早キハ五日間週
キハ二週間
第一度ノモノハ
約一週間乃至二
週ニ度以上ハ約
三週乃至四週
成癩尤モ其好ナ
リ
一人平均十日間
治癒セリ
大抵高度ニ至ル
コトナク治癒ス
食鹽浴、摩癭
大抵一週

和歌山 第一度ハ沃度丁幾又ハ兩
酸ワセク」ヲ十分ニメ
タ油一分ヲ混シタルモノ
ヲ一日三回塗布セシム
第二度以上ハ局所法亞鉛華
軟膏貼付
食鹽溫湯法、摩癭、イヒチ
ガール沃度丁幾、單寧劑ヘ
「フ」液及「積膏」劑
早キハ五日間週
キハ二週間
第一度ノモノハ
約一週間乃至二
週ニ度以上ハ約
三週乃至四週
成癩尤モ其好ナ
リ
一人平均十日間
治癒セリ
大抵高度ニ至ル
コトナク治癒ス
食鹽浴、摩癭
大抵一週

神戶 第一度ハ沃度丁幾又ハ兩
酸ワセク」ヲ十分ニメ
タ油一分ヲ混シタルモノ
ヲ一日三回塗布セシム
第二度以上ハ局所法亞鉛華
軟膏貼付
食鹽溫湯法、摩癭、イヒチ
ガール沃度丁幾、單寧劑ヘ
「フ」液及「積膏」劑
早キハ五日間週
キハ二週間
第一度ノモノハ
約一週間乃至二
週ニ度以上ハ約
三週乃至四週
成癩尤モ其好ナ
リ
一人平均十日間
治癒セリ
大抵高度ニ至ル
コトナク治癒ス
食鹽浴、摩癭
大抵一週

岡山 第一度ハ沃度丁幾又ハ兩
酸ワセク」ヲ十分ニメ
タ油一分ヲ混シタルモノ
ヲ一日三回塗布セシム
第二度以上ハ局所法亞鉛華
軟膏貼付
食鹽溫湯法、摩癭、イヒチ
ガール沃度丁幾、單寧劑ヘ
「フ」液及「積膏」劑
早キハ五日間週
キハ二週間
第一度ノモノハ
約一週間乃至二
週ニ度以上ハ約
三週乃至四週
成癩尤モ其好ナ
リ
一人平均十日間
治癒セリ
大抵高度ニ至ル
コトナク治癒ス
食鹽浴、摩癭
大抵一週

廣島 第一度ハ沃度丁幾又ハ兩
酸ワセク」ヲ十分ニメ
タ油一分ヲ混シタルモノ
ヲ一日三回塗布セシム
第二度以上ハ局所法亞鉛華
軟膏貼付
食鹽溫湯法、摩癭、イヒチ
ガール沃度丁幾、單寧劑ヘ
「フ」液及「積膏」劑
早キハ五日間週
キハ二週間
第一度ノモノハ
約一週間乃至二
週ニ度以上ハ約
三週乃至四週
成癩尤モ其好ナ
リ
一人平均十日間
治癒セリ
大抵高度ニ至ル
コトナク治癒ス
食鹽浴、摩癭
大抵一週

山口 第一度ハ沃度丁幾又ハ兩
酸ワセク」ヲ十分ニメ
タ油一分ヲ混シタルモノ
ヲ一日三回塗布セシム
第二度以上ハ局所法亞鉛華
軟膏貼付
食鹽溫湯法、摩癭、イヒチ
ガール沃度丁幾、單寧劑ヘ
「フ」液及「積膏」劑
早キハ五日間週
キハ二週間
第一度ノモノハ
約一週間乃至二
週ニ度以上ハ約
三週乃至四週
成癩尤モ其好ナ
リ
一人平均十日間
治癒セリ
大抵高度ニ至ル
コトナク治癒ス
食鹽浴、摩癭
大抵一週

鳥取 第一度ハ沃度丁幾又ハ兩
酸ワセク」ヲ十分ニメ
タ油一分ヲ混シタルモノ
ヲ一日三回塗布セシム
第二度以上ハ局所法亞鉛華
軟膏貼付
食鹽溫湯法、摩癭、イヒチ
ガール沃度丁幾、單寧劑ヘ
「フ」液及「積膏」劑
早キハ五日間週
キハ二週間
第一度ノモノハ
約一週間乃至二
週ニ度以上ハ約
三週乃至四週
成癩尤モ其好ナ
リ
一人平均十日間
治癒セリ
大抵高度ニ至ル
コトナク治癒ス
食鹽浴、摩癭
大抵一週

松江 第一度ハ沃度丁幾又ハ兩
酸ワセク」ヲ十分ニメ
タ油一分ヲ混シタルモノ
ヲ一日三回塗布セシム
第二度以上ハ局所法亞鉛華
軟膏貼付
食鹽溫湯法、摩癭、イヒチ
ガール沃度丁幾、單寧劑ヘ
「フ」液及「積膏」劑
早キハ五日間週
キハ二週間
第一度ノモノハ
約一週間乃至二
週ニ度以上ハ約
三週乃至四週
成癩尤モ其好ナ
リ
一人平均十日間
治癒セリ
大抵高度ニ至ル
コトナク治癒ス
食鹽浴、摩癭
大抵一週

德島 第一度ハ沃度丁幾又ハ兩
酸ワセク」ヲ十分ニメ
タ油一分ヲ混シタルモノ
ヲ一日三回塗布セシム
第二度以上ハ局所法亞鉛華
軟膏貼付
食鹽溫湯法、摩癭、イヒチ
ガール沃度丁幾、單寧劑ヘ
「フ」液及「積膏」劑
早キハ五日間週
キハ二週間
第一度ノモノハ
約一週間乃至二
週ニ度以上ハ約
三週乃至四週
成癩尤モ其好ナ
リ
一人平均十日間
治癒セリ
大抵高度ニ至ル
コトナク治癒ス
食鹽浴、摩癭
大抵一週

高松 第一度ハ沃度丁幾又ハ兩
酸ワセク」ヲ十分ニメ
タ油一分ヲ混シタルモノ
ヲ一日三回塗布セシム
第二度以上ハ局所法亞鉛華
軟膏貼付
食鹽溫湯法、摩癭、イヒチ
ガール沃度丁幾、單寧劑ヘ
「フ」液及「積膏」劑
早キハ五日間週
キハ二週間
第一度ノモノハ
約一週間乃至二
週ニ度以上ハ約
三週乃至四週
成癩尤モ其好ナ
リ
一人平均十日間
治癒セリ
大抵高度ニ至ル
コトナク治癒ス
食鹽浴、摩癭
大抵一週

高知 第一度ハ沃度丁幾又ハ兩
酸ワセク」ヲ十分ニメ
タ油一分ヲ混シタルモノ
ヲ一日三回塗布セシム
第二度以上ハ局所法亞鉛華
軟膏貼付
食鹽溫湯法、摩癭、イヒチ
ガール沃度丁幾、單寧劑ヘ
「フ」液及「積膏」劑
早キハ五日間週
キハ二週間
第一度ノモノハ
約一週間乃至二
週ニ度以上ハ約
三週乃至四週
成癩尤モ其好ナ
リ
一人平均十日間
治癒セリ
大抵高度ニ至ル
コトナク治癒ス
食鹽浴、摩癭
大抵一週

三池 第一度ハ沃度丁幾又ハ兩
酸ワセク」ヲ十分ニメ
タ油一分ヲ混シタルモノ
ヲ一日三回塗布セシム
第二度以上ハ局所法亞鉛華
軟膏貼付
食鹽溫湯法、摩癭、イヒチ
ガール沃度丁幾、單寧劑ヘ
「フ」液及「積膏」劑
早キハ五日間週
キハ二週間
第一度ノモノハ
約一週間乃至二
週ニ度以上ハ約
三週乃至四週
成癩尤モ其好ナ
リ
一人平均十日間
治癒セリ
大抵高度ニ至ル
コトナク治癒ス
食鹽浴、摩癭
大抵一週

長崎 第一度ハ沃度丁幾又ハ兩
酸ワセク」ヲ十分ニメ
タ油一分ヲ混シタルモノ
ヲ一日三回塗布セシム
第二度以上ハ局所法亞鉛華
軟膏貼付
食鹽溫湯法、摩癭、イヒチ
ガール沃度丁幾、單寧劑ヘ
「フ」液及「積膏」劑
早キハ五日間週
キハ二週間
第一度ノモノハ
約一週間乃至二
週ニ度以上ハ約
三週乃至四週
成癩尤モ其好ナ
リ
一人平均十日間
治癒セリ
大抵高度ニ至ル
コトナク治癒ス
食鹽浴、摩癭
大抵一週

樟腦膏、摩癭
一週間乃至二週
間
食鹽溫湯法、摩癭、イヒチ
ガール沃度丁幾、單寧劑ヘ
「フ」液及「積膏」劑
早キハ五日間週
キハ二週間
第一度ノモノハ
約一週間乃至二
週ニ度以上ハ約
三週乃至四週
成癩尤モ其好ナ
リ
一人平均十日間
治癒セリ
大抵高度ニ至ル
コトナク治癒ス
食鹽浴、摩癭
大抵一週

手組ミテ外氣ノ刺激ヲ
防キ手背ノ摩癭及ヒ足袋
ヲ用ユ
足袋食與
自覺症ヲ去リ只
局部ニ輕度ノ腫
起潮紅ヲ殘スノ
樟腦阿列布油、湯ノ給與、
手甲掛ノ給與、爪護
微溫湯、食鹽溫水摩癭
柿渣
摩癭、尙治療藥甲號水劑
ヲ塗擦ス
食鹽溫湯汁ノ脚浴
患者至ツテ少キヲ以テ之
ヲ購求スルノ必要ヲ認メ
摩癭

約十日

摩撈注

摩擦足袋、鉛糖水

摩擦、食鹽、溫浴

摩擦ワセリン塗布

按摩法

皮膚軟膏

頭巾、足袋、手巾、脚絆、爪

增衣、給手袋、爪子

摩擦法、頭巾、手甲爪掛

成蹟頗見良好

○弘前分監の囚徒逃走

曩きに横戸網走監獄に逃走事故ありて或は斫り或は餓へたる事故あり今又青森監獄弘前分監に共謀逃走ありて其一名を殞したる事故あり同監獄黒木典猷の報告に基き左に其要を摘録す

詐欺取財犯 懲役六年七犯 立花政次郎

竊盜犯 懲役五年七犯 北川長兵衛

明治十二年三月生

右は弘前分監に於て刑執行中六月二十六日午前五時十分食堂に於て朝食を終り飲料を配與しつゝあゝの際政次郎は食堂の一隅にありし食器運搬用の擔棒を取り突然後方より戒護看守二川原利三郎の頭

部を毆打し頭蓋骨骨傷及頭蓋底骨折の重傷を負はせたるより被害者看守は其場に卒倒し人事不省に陥りたる隙に乘し直に其佩劍を奪ひ且つ手早く飯臺を以て食堂北側入口の扉を突破して脱出したるに之を見たる長兵衛は豫て牒し合ひたるか政次郎が兇器に用ひたる擔棒を携へ同所より駈出し相共に事務所内を過ぎ表門の耳門を潜り監外に逸出し春日町より中津輕郡和徳村大字向外瀬方面へ逃走したり此事故を知りたる時未だ踪跡を失はざるを以て部署を定め看守をして直に追跡捜査せしめたるに政次郎が板柳村字押上の菜種畑に入り潜伏せるを認め捕縛せんとするに際し先きに奪取せ

る看守の佩劍を揮ひ抵抗して挑み蒐りたるを以て之を制止し劍の拋棄を命じたるも肯せず益々暴威を逞ふし危険迫れるを以て追跡看守齋藤圓次郎は餘儀なく佩劍を以て渡合ひ數ヶ所の創傷(前頭部毛髪左上方より右下方に向け深さ骨に達する長約三寸の辨狀劍一ヶ所左上膊中央部外側下方より上方に向け皮膚辨狀劍一ヶ所左肘關節を横斷し前膊は僅に内側の皮膚にて上膊に連る創一ヶ所左前膊外側中央部に上方より下方に向ふ深さ骨に達する長二寸の辨狀劍一ヶ所左側背部肩胛骨内緣に一致する長約二寸五分の創一ヶ所)を負はせるに彼政次郎は遂に力盡きて劍を棄て其場に倒れたり、北川長兵衛は政次郎の潜伏せし地點より約八間を離れたる菜種畑中に潜伏し居りたるを來合せたる巡查及人民の援助を得て分監看守の手に捕縛せり看守の及に倒れたる囚徒政次郎は同分監病監に運び創傷に治療を加へたるも其翌二十七日午後二時死亡せり又同囚徒逃走の際囚徒の爲めに傷さるる看守は弘前市の伊東病院に於て加療中にして經過良好なりと云

○十勝監獄囚徒の逃走

宇都宮監獄にて重禁錮三年執行中去る三十九年九月同監獄看守の幫助を得て逃走したる石島由藏(明治二十三年生)は逃走後強盜傷人罪を犯し逮捕せられ四十年一月東京控訴院にて有期徒刑十五年に處せられ確定の後同年五月小菅監獄より十勝監獄へ押送せられ爾來同監獄にて執行中なりしが本月三日午前五時より七時まで他の受刑者と同一場所にて學科の教授を爲したる後看守一名戒護の下に他の十名と共に官舎土壘の草刈を爲さしめしに其連絆せる連鎖の一部分に微なる瑕疵あるを發見し草刈鎌の歪を直さん爲め看守の許可を得て小石を以て敲きしが其際戒護者の眼を偷み連鎖の瑕疵ある部分を敲き切離し得るよふ準備し置き専ら逃走の機會を窺ひつゝありし折柄恰も晝食時刻に切迫し一名の看守は二名の囚徒を引卒し約四十間隔りたる食事場に到り晝食準備を爲し他の一名の看守は就業中の囚徒を集合したるに彼由藏は十間許り後方に砥石を遺れたるを以て持來りたしと請ふ

がまゝに看守は之を許したるに本人は土壘の上を傳ひ砥石を遺失したりと云ふ場所に到るや豫て用意せし連鎖の損所を切斷し逃走したりと云ふ戒護看守は其事實を知るや急を本監に通じたるより直に事務看守其他の看守を派し其附近を警戒し搜查せしめたるに未だ官舎構舎を逸したる形跡なきを以て官舎建物の潜伏し易き場所を搜查せしめたるに目下第四號の官舎は住居人なく空屋なるを知り居りたるや裏手の堀の下を潜り同官舎の屋内に入り押入の中に潜伏し居たるを發見し逮捕したり、逃走後より其事情を見るときは囚徒の逃走せんとするや其機會を得るに苦心するを知るべし戒護者の注意せざるべからざる事にあらずや

○福岡監獄囚徒の逃走並逮捕

福岡地方裁判所に於て窃盜罪に依り重禁錮四年の刑を言渡され福岡監獄にて服役中西新田出張所の敷地埋立用土砂運搬の爲め客月十八日他の囚徒五十五名と共に室見川川尻に於て他の一名と連絆し就業せしめたるに午後三時二十分頃一同の囚徒に

飲湯を與ふる爲め一時休憩せしめたるに本人は大便を催すとて土厠を請ひたるに依り受持看守は二人連絆のまゝ之を許したるが時恰も滿潮の爲め設備しある便所に入る能はざるより其傍の草叢中に用辨すべしと命じ連絆せられたる他の一人は本人の前方に停立し居たるに本人は戒護の隙を窺ひ連鎖を捻り切り寄洲の下部崩壊したる箇所に於て獄衣を脱し河の上流に沿ひ匍匐して其影を潜めたり戒護看守は室見橋下に到りたる頃之を發見し追跡したるも室見橋上方約一丁の所に於て全く踪跡を失したりと云然るに本人は其後如何なる方面に遁れしやを知らざりしが超へて二十六日午後一時頃同監獄看守部長高橋種繁は偶々福岡市橋口町西入口を通行せしに逃走者政次郎は商家の番頭體の服裝にて通過しつゝあるを知り見へ隠れに尾行し幸に同町にて巡查某に邂逅したるに依り旨を告げ同行を求め同町を距る約十丁筑紫郡住吉村大字春吉寺町筋に到り約十間の距離に接近したるを以て看守部長は「財前政次郎止め」と大喝し本人の躊躇逡巡する所を取押へ福岡警察署に引渡したり尙同人は

餘罪ある見込にて其後引續取調中なりと

○宮津分監の逃走

(逃走者の一人は假出獄者)

客月五日午後三時頃京都監獄宮津分監にて囚徒二名ありたる由にて典獄より左の通報ありたり

懲役三年 窃盜初犯 録 田 百 松

明治七年十月四日生

懲役三年 窃盜初犯 日 退 岩 吉

明治十八年六月七日

一逃走日時及方法場所

宮津分監炊事場内に於て五名の炊夫の外に四人菜用品用佃煮罐詰(鰯の獵季にて安價の時罐詰として本監囚人の食料と爲すもの)作業に従事せる七名合して十二名出役前記逃走者二名は其罐詰作業にして六月五日も同様出役中午後二時五十分頃罐詰冷却の爲めに戒護看守は妄りに場外に出役せしめ視線行届かざる處より其隙に乗じて炊事場南手薪炭納屋に藏置の梯子を取り出し兩名前後して同場裏北手を経て木柵に懸け越へ更

に其北外板塀に懸け同三時頃全く踰越逃走せり
戒護の方法及發見の時等

逃走は本月五日午後三時頃にして同三時十五分發見したり而して右百松は鋳力工に經驗あり岩吉は身體強健特に作業に勉勵し共に入監後は従順成績極めて良好に付佃煮作業には他に適當者も無之爲め該業に選定使役したるものにして逃走者二名を加へて七名と炊夫五名共に炊事場内の業なるを以て一名の戒護者を配置しあり當日監督者は午前十時三十分より十一時迄の間と午後一時より同三十分の間との二回巡回し二回目の巡回せんとする前逃走報告に接したり

踰越に供したる梯子の取締に付ては炊事場南手薪炭納屋に納め常に鎖錠し夜間鍵は監督者保管するも晝間は炊事場戒護看守に渡しありて當日看守は監督に申告なく獨斷にて罐詰納置に要する故を以て鎖錠せざりしものなり

逃走發見後は直に府下宮津、福知山、舞鶴、新舞鶴、峯山の各警察署へ急報し一面吏員を他村に通ずる街道と付近山中に派遣追跡見張せし

めたるに翌六日朝前夜(逃走當日の夜)午後七時頃府下與謝郡上宮津村字今福外一ヶ所に於て簀二枚バツチ二足竹の皮笠二枚釜鍋各一個及米六升等の盜難届ありし由警察署より通報を得たるを以て全く用意し遠く逃走したるものと認め七日午前六時を以て追跡見張を解きたり

因に謙田百松は逃走後窃盜罪に依り六月十二日兵庫縣篠山警察署の手に逮捕せられ逃走の事實並に強盜罪重懲役九年執行中四十年十二月十八日神戸監獄より假出獄を許されたる本名福岡茂二郎なること發覺し目下夫々取調中なる由

○一ヶ年間の保護人員及其動靜

靜一班

其筋の調査に依れば明治四十一年四月より本年三月に至る一年間に保護したる出獄人は一千五百人にして之を新刑法施行前と施行後に分てば施行前は七百六十一人施行後は七百三十九人なり而して之を直接に保護したると間接に保護したるに分て

は前者に屬する者千九十九人、後者に屬する者四百一人なり更に又本年四月一日現在の被保護人の保護期間動靜を見るに總員六百八十人にして保護したる期間は

二年以上のもの	男一八五人	女一七人
一年以上のもの	男一一三人	女七人
六月以上のもの	男一一二人	女八人
三月以上のもの	男九六人	女二二人
三月未満のもの	男一〇八人	女二二人

にして如何にして今日を暮しつゝあるやと云ふに
保護場に在て業務に従事する者
保護場に起臥し傭主の許に通勤する者
保護を要する者
獨立して業務に従事するも尙保護を受ける者

男	四四人
女	三九人
男	二一人
女	一六人

男 三人

又保護團體の手を離れたる者の消息を開けは昨年四月より本年三月までに保護團體を去りたる者は男一千六百三十二人にして女百六十二人なり其内譯左の如し

獨立して業務に就ける者
親族の許に業務に就ける者

農	男一六四	女四	男	一三七	女一三
商	男一五〇	女五	男	二七	女一
大工	男四五	女一	男	八	女一
左官	男五	女一	男	五	女一
土工	男四一	女一	男	九	女一
石工	男一	女一	男	一	女一
會社其他	男一二	女一	男	九	女一
事務員	男三一七	女三九	男	七五	女四六
日傭	男二九三	女一八	男	七五	女四六
其他	男二九三	女一八	男	七五	女四六

尙無職二十三人、死亡十四人、所在不明二百五十七人並に犯罪し入監したる者二百五十七人なりと云

○五月中に加刑せられたる累犯者員數

監獄に於て累犯者たることを發見するときは當該裁判所に通報し裁判所に於ては更に加重刑を定め言渡を爲さるべからざるごとくなりたるが去五月中累犯の廉を以て刑を加重せられたる者五十六名あり就中其多きは市谷の九人横濱の七人福岡の六人にして累犯者たることを掩蔽せるは竊盜最多

敷を占め賭博詐欺取財之に亞く其數左の如し

竊盜	四十人	賭博	六人
詐欺取財	八人	横領	一人
其他	一人		

而して如何にして累犯者たるを發見したるやと云ふに諸官署へ照復身上調査したるに由るもの三十五人監獄官吏の面識に依るもの十六人本人の自白一人檢事に於て調査發見したるもの四人なりと

○宮城縣下の酒造税法違反者

東北地方には酒造税法違反者多きは豫て聞く處なるが典獄の巡視談の一節に見るに僅々二三警察署管内にても數百件の多きに上る由にて從て酒造税法違反者の罰金不納者の勞役場留置に代ふる者夥しく其一二の例なりとて示せるものを見るに登米警察署佐沼分署管内に六十一件、築館警察署管内に百十九件同上若柳分署管内に十七件、同岩ヶ崎分署管内に十四件なり驚くべき數ならず而して更に驚くべきは此等違反犯者は檢舉さるゝ際其責

を負ふべき者を豫め定め置くものにて所謂巧に替玉を用ひ、身替りとなる者は老いて用なき男女にて平素酒家より扶扶を受くるものなりと

○給與工錢と作業賞與金高半期比較
舊監獄則に依り支田せし給與工錢と新施行規則に

明治四十一年度 前半年期支出給與工錢 後半年期給與賞與金 比較表

監獄	人	前半年期支出給與工錢	後半年期給與賞與金
小菅	一、一〇〇、七	八四〇、一九五	七六三
東京	三一一、五	二四七、六一三	七九〇
市谷	二七三、〇	三三一、六一五	一二一五
巢鴨	一、一六二、九	一、三〇八、八二〇	一、一二五
横濱	七〇一、〇	七二五、〇〇四	一、〇三四
浦和	六七九、〇	四五一、五九〇	六六五
前橋	七八三、〇	三八七、八七〇	四八八
千葉	五九〇、〇	二八八、一七五	四九五
水戸	四八三、七	四四四、六二九	九一九
宇都宮	四四九、七	四四二、七〇八	一、〇〇七
長野	六六七、二	四八七、三五八	七三〇
甲府	七四一、〇	四〇五、五〇五	五四七
平均			
一人平均工錢	七六三	九七〇	八〇八
一人平均賞與金	九七〇	一六三、九三五	九七〇
	七九〇	二二〇、三六四	三四九
	一二一五	六六〇、〇	五九八
	一、一二五	四九七、七七九	一、二六九
	一、〇三四	九〇六、一六〇	一、二六九
	六六五	一三一、一四二	三四五
	四八八	一四六、一〇〇	四〇四
	四九五	一〇五、四〇〇	三一二
	九一九	一四七、一九〇	五〇二
	一、〇〇七	一〇〇、四六三	四一八
	七三〇	一六六、八七六	三六六
	五四七	二九一、〇	五八〇

山廣岡神和奈堀大京秋山青盛宮福新富金福岐膳安名靜

歌

瀧古

口島山戸山真川阪都田形森岡城島湯山澤井阜所津屋岡

六二八、〇	四二五、六七三	六七八	四一九、〇	二七八、五一五	六六五
一、五一、〇	一、五一八、四三九	一、三一九	六九五、〇	四六九、一六三	六七五
五〇二、〇	三九一、五九〇	七八〇	二四一、〇	一一一、七八一	四六二
三二五、三	五一〇、九三六	九七一	一六二、〇	一四〇、〇六〇	八六五
四四八、〇	五二〇、〇一八	一、一三八	一九三、〇	一五八、一八〇	八二〇
二四六、八	一二三、七五九	五〇一	一〇一、〇	三二、〇二二	三一七
二四三、〇	二〇〇、一四〇	八二四	一三〇、〇	六四、一七四	四九四
一六二、二	一八三、六八一	一、一三二	八八〇	五六、七五六	六四五
五三二、六	二八二、三六四	五三〇	二二六、〇	一一三、〇〇四	四七九
七三八、一	四二二、九〇一	五七四	四一八、〇	一五五、九五六	三七三
五一七、〇	四〇八、三九六	七九〇	二八二、〇	一二一、二三五	四三〇
二二二、〇	一四四、六七〇	五一七	一一一、〇	五四、八三〇	四三三
二五二、三	一四三、一三二	五六七	一七八、〇	三四、四二三	一九三
四四七、〇	三五一、五八〇	七八七	二六五、〇	九六、八一〇	三六五
五五四、八	四二五、五七八	七六七	二七七、〇	八六、四三〇	三一二
七六三、〇	八一五、六一五	一、〇六九	三七六、〇	三二五、〇二〇	八六四
一、四七九、五	一、六二五、四九一	一、〇九九	八六三、〇	五八九、九五〇	六八四
三〇三、七	二一八、六四八	七二〇	一五七、〇	七九、二九八	五〇五
三九四、三	二五二、五五九	六三八	一四七、〇	五五、二〇七	三七六
四四八、七	三八七、九七五	八四六	二〇六、〇	一〇七、六四九	五二三
一、〇二二	九三二、七二二	八四六	七四四、〇	四二五、七六五	五七二
六九六、〇	五六四、七五〇	八一六	四四五、〇	二五一、五五七	五五三
一、〇一〇	八六七、一二〇	八六六	六四九、〇	三七七、五一五	五八二
七六四、〇	四七七、九九六	六二六	三六八、〇	一六〇、六五三	四三七

鳥松徳高松高三長福大佐盤鹿宮沖國札棒十網棒

兒

取江島松島山知池野岡分賀本崎島繩館鏡月勝走太

備考

計

ノ前月分ノミヲ掲ス

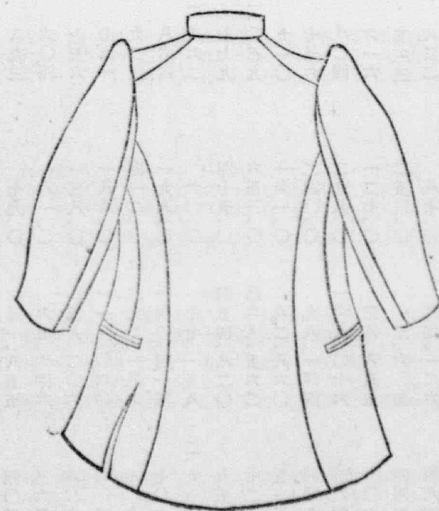
給與賞與金ハ例ヘハ十月ノ釋放者ニ對スル九月ノ賞與金又ハ四月ノ釋放者ニ對スル三月ノ賞與金ノ如ク釋放者ノ釋放

一八八、〇	一六七、九〇二	八九三	七九、〇	三一、八五五	四〇三
三七八、八	二二八、七〇四	六〇四	一八一、〇	六五、六四六	三六三
三八六、〇	二九二、〇〇〇	七五六	一三八、〇	五九、二〇六	四二九
三七九、〇	二八八、四〇五	七六一	一八六、〇	一一四、〇六〇	六一三
五七六、〇	五三二、〇四九	九二四	四二二、〇	二九二、一八六	七〇九
四三八、九	三七九、三〇五	八六四	一九八、〇	一四〇、四一五	七〇九
一、四二三、〇	二、六四九、四四八	一、八六二	六〇、〇	一七七、一五八	二、九五三
七九八、〇	六二一、八七四	七七九	四七五、〇	四五四、八二〇	九五八
九七六、四	一、〇一四、七九〇	一、〇三九	六四三、〇	四六八、五六二	七二九
三七六、〇	三四二、三二八	九一〇	一六一、〇	八二、八六〇	五一五
四三八、〇	三二二、四五八	七三六	二四〇、〇	九八、一四四	四〇九
五二二、〇	四一九、八五七	八〇四	二九八、〇	一六八、〇七六	五六四
二二二、七	一三一、〇六五	六一六	一二七、〇	三八、八八五	三〇六
三七八、〇	二〇一、三五五	五三三	二五三、〇	一一二、六〇五	四四五
二二六、一	一九六、四三〇	八三二	八七、〇	四二、一二六	四八四
二一六、五	二〇四、〇四三	九四二	二二四、〇	一〇〇、九四〇	四五一
六一四、六	四六八、六一六	七六二	四八四、〇	三六七、九二五	七六六
八四〇、〇	三七四、九八九	四四六	一四〇、〇	一三、四五九	九六一
九一八、一	五二九、二一八	五七六	六四〇、〇	六一、四〇二	九五九
六五七、〇	三八九、六三〇	五九三	二一〇、〇	一七、七一〇	八四三
二一、三	四、六〇〇	二一六	三五、〇	一四、一七五	四〇五
三二、八五一、四	二八、〇九〇、八八一	八五五	一七、〇〇七、〇一〇、一二〇、七五	五九五	

も此心がけある方然るべし云々と至極有理のこと
、信す

○改正制服の背面圖式

別項法令に示す如く典獄看守長看守の制服改正せられたるが官報紙上圖面には上衣の背面を例示せられず爲めに調製上疑を抱かる向ある趣にて此程



○監内産兒の届出に就て
監獄局の某氏曰く英國の英蘭士及びウエールズの監獄にては女囚が分娩するときは其誕生を登録するに當りて「監獄」なる文字を避けて其子の將來を害せざる丈の注意を拂ふとの事なり事小なりと雖も吾國司獄官も注意すべきこと、信す吾國にては戸籍法に依りて届出義務者は父又は母若くは戸主と云ふが如く規定されれば監獄當局者は何等注意する處なくして可なるが如きも實際多くの場合監獄當局者の代書し殊に母たる女囚より届出づるときは届出の手續は監獄當局者に於て一切之を爲さるべからざる狀況なり而して届出には出産の年月日時、出産の場所等を記載し届出ざるべからず此場合に出産の場所を何監獄内と記入するは即ち子供の將來を害する恐あるを以て監獄名を記入せず監獄所在地の地名番地を記入するを可なりとす假令監獄當局者届出の手續を爲さずとも町村役場に通知し又は相當届出義務者より届出づる場合にも出産場所に監獄名を記入せしめざるの注意ありたきものなり囚徒又は乳兒の死亡の際に於て

監獄局長より其製式を一般に通牒せられる由其様式は左の如し但し現に供用期限中のものを修補し繼續使用するには其背面は必ずしも該製式に據らざるも可なりと云

○小山監獄局長學位を授けらる

(上野精養軒の祝賀會)

本會々長にして監獄局長たる小山溫氏は此程博士會に於て學位を授けべき學力ありと認められ法學博士の學位を授けられたるに依り監獄局員一同並に東京府下の監獄及び横濱、浦和、千葉、甲府、前橋、宇都宮の各監獄典獄各課所長は六月二日午後五時上野精養軒に賀宴を張り祝意を表したるが眞本事務官は發起人を代表して開會の挨拶を述べ尙一同を代表して祝意を述べべき筈なるも朝夕膝を交へ家長家族の關係あるものなれば祝意を受くるは局長閣下一人にあらずして家族も歡を共に受くべきものなり依つて會同者を代表することは局員外に於てするを然るべく幸以有馬典獄之に當ることゝなれりと附言し有馬典獄は起て會同者を代

表して懇篤なる祝辭を述べ同時に同局長の學理と實驗の優秀なるを頌して一同乾盃し最後に同局長は一同の厚意を謝し更に語を繼ぎて今回博士の學位を授けらるゝに至りたるは如何なる點に於て功勞ありと認められたるや毫も推知することを得ず若し強て揣摩探求すれば數千の學生を教授したると法律取調委員として監獄法の編纂に興りたるのと一二あるのみ有馬典獄の祝辭の如き溢美敢て當る所にあらずと謙遜せられたる此に又一同乾盃し宴の進むと共に談益佳境に入り午後七時宴を撤し別室に於て歡談彌々湧き午後八時を過ぐる頃各自意のまゝに散會せり

地方通信

○岩國たより

岩國分監 郡司 幸壽 千

時下益々御清極の段奉賀候陳は出獄者乗船の割引の義に關し大阪商船株式會社に協議致候處同社は深厚なる同情を以て左記の如く牛額とする事に快諾候に付ては釋放者は勿論當監に

於ても多大の便益を得候就ては一般監獄當局者の御參考にも可相成と存し同社の厚意貴誌餘白へ御掲載下度候候

(商船會社營業課長書簡)

拜復益々御清昌の段爲邦家慶賀の至に奉存候陳者貴監御拘禁中の幼年囚にして歸仕の際乗船賃割引方に關し本月五日付御清昌の次第拜承仕候右は弊店並に關西汽船同盟本部所屬各船主に於て左記の通取計可致然るに御示の御管轄區域岡山外三縣各港中御乗船の際も二航路又は三航路へ跨り候事有之例へば岩國より伊豫宇和島へ御越の場合ハ中國航路にて貴地より宇品へ藝豫航路船にて宇品より高濱へ宿毛航路船にて高濱より宇和島へ御乗繼の事と相成候處以來斯る場合は單に御乗船地より最初の乗繼地まで割引取計の事と致居候に付左様御承知被下度尙十二歳未満の幼年囚は當然半額の事と相成居候處此上半額に致候は出額運賃の四分の一と相成殆んど食費も償ひ難く甚だ困難仕候に付本件十二歳未満は割引無功と御承知相成度此段御回答迄如此に御座候 拜具

(左記)

割引區域 岩國より中國航路船以西の各港行
割引歩率 囚人に限る現行運賃の五割引
割引期間 自本年六月一日至明年五月三十一日
割引證票 貴監御發行の割引證明書引替の事

○千葉たより

(司獄官二十年就職表彰祝賀會)

千葉 大津 節 堂

千葉監獄にては清水典獄、大石第一課長谷田第二課長、大塚看守長、最上監獄醫(八日市場分監詰)高山、眞野田、大木の三看守の十名は何れも在職二十年以上なるを以て去る六月第一日曜日に勤績表彰祝賀會を開催し同日正午十二時正賓并に會員一同式場に着席するや大津教務所長發起人を代表し開會の辭を述べ次に土川醫務所長紀念品贈呈文を朗讀せらる、主賓總代清水典獄は温顔謹直君子の風丰にて謝辭を述べられ式を終り豫て中餐廳と定めある教習所には國旗を交叉し庭前には生人形、動物園の模形あり「堅忍二十年」の額「祝鶴鶴

多瑞」の軸最も意匠を凝し盆栽數十株を配置し一見樂園の感ある場内に主客共に祝盆を舉げ來賓藤川警視の音頭にて萬歳を三唱し夫れより運動場に催せる音楽隊、角力、擊劍、少年劍舞、浪花節等の餘興に移り何れも一日の清遊を盡し午後七時閉場を告げたり

○廣島たより

河村 鑄 太 郎

拜啓陳は樺戸監獄より看守花山友吉氏忠死の報に接し典獄以下往時當監看守震災に斃れたる狀を追懷し適々分監長も會合致居候際にて香奠拾圓を一同より贈る事に評決送金致申候其は素より花山氏の忠魂を慰せんと欲するに外ならずと雖も先きに震災に命を終りたる事ありし時四五の監獄より厚

せざるが爲め苦闘慘殺せられたるもの素より同日の談にあらざるを以て全監獄職員同情を寄せられたる事とは信するも仰ぎ願くは如此事あるの場合には多少に拘らず全監獄より香奠を呈するの協約の成立せんことを熱望に堪へず候又若し保險制度の如きもの監獄職員間にて成立し職務に斃れたる者又は十年以上奉職し年齢六十歳以上に達し退職又は死亡しにる者の本人又は遺族に給すが如き死亡保險養老保險の性質の出來上り候はハ一層遺族を慰め又は本人養老の一助となり随つて安心して勤務することとなり公私其利益なるべきかと存候監獄協會よりも相當遺贈せらるべきこと、存候も右様の事業御營みに相成間敷歟先は右所感のまゝ申上候 頓首

法 令

勅令第七十號
典獄看守長略服

明治四十二年六月二十五日

上		帽		地	
製	式	製	式	製	式
ス	左右各一箇ノ物入ニハ蓋ヲ附ス	ス	左右各一箇ノ物入ニハ蓋ヲ附ス	ス	左右各一箇ノ物入ニハ蓋ヲ附ス
同上	同上	同上	同上	同上	同上

看守服制圖例

看守服制

勅令第四百七十一號

明治四十二年六月二十五日

明治四十三年五月三十一日迄ハ仍從前ノ制服ヲ著

附則

一 刀緒ハ前號ニ掲ケル勅令ニ規定スル常緒ヲ用カ

ルコトヲ得

外		袴		短		袴		衣		袖	
製	式	製	式	製	式	製	式	製	式	製	式
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

上		帽		地	
製	式	製	式	製	式
ス	左右各一箇ノ物入ニハ蓋ヲ附ス	ス	左右各一箇ノ物入ニハ蓋ヲ附ス	ス	左右各一箇ノ物入ニハ蓋ヲ附ス
同上	同上	同上	同上	同上	同上

典獄看守長略服圖例

袴		短		袴		衣		袖	
製	式	製	式	製	式	製	式	製	式
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

備考

- 一 夏衣ニハ肩章ヲ裝着セザルモノトス
- 一 平常勤務ノ場合ニ於テハ肩章ヲ用非サルコトヲ得
- 一 短袴ハ長靴、即絆又ハ「ゲートル」ヲ用ウルトキニ著
- 一 土地ノ狀況ニ依リ防寒具ノ必要アルトキハ司法大臣之
- 一 外差、刀及刀帶ハ明治二十九年勅令第三百六十六號ノ
- 一 式ニ依ル但シ刀帶中第二ノ鈎革ハ乘馬ノ際ニ用カサ

給二級俸
給四級俸
同上
給六級俸
給七級俸
給三級俸
給四級俸
同上

(各通)

給五級俸

(各通)

(巢鴨) 監獄醫 美濃部龍吉
(佐賀) 監獄醫 江口康一郎
(岡山) 監獄醫 時澤幾造
(長崎) 監獄師 鎌田神岳
(岐阜) 監獄師 藤居神通
(奈良) 監獄師 荏屋哲公
(巢鴨) 看守長 山崎小五郎
(三池) 看守長 高谷嘉太郎
(長野) 看守長 引野信夫
(十勝) 看守長 小倉吉次郎
(三池) 看守長 柏木幸平
(奈良) 看守長 渡田安喜
(山口) 看守長 大島房吉
(新潟) 看守長 清原龜喜
(新潟) 看守長 高井玉藏
(巢鴨) 監獄技手 村木一郎

給七級俸

(各通)

(水戸) 看守長 森 靜一
(佐賀) 看守長 犬塚晃彦
(金澤) 看守長 北崎唯次郎
(横濱) 看守長 菱田長平
(水戸) 看守長 伊藤長太郎
(水戸) 看守長 小笠原長真
(水戸) 看守長 西丸昌遠
(岡山) 看守長 齋藤龜市
(德島) 看守長 寺澤政郎
(德島) 看守長 足立 豊
(神戸) 看守長 荻原貞嘉
(甲府) 看守長 前田政之輔
(市谷) 看守長 湯澤末吉
(市谷) 看守長 長崎通義
(市谷) 看守長 長谷川 鐵太郎
(市谷) 看守長 高橋金四郎
(長崎) 看守長 森 爲吉
(新潟) 監獄技手 竹田 谷八

給貳拾八圓

(各通)

給貳拾七圓

(各通)

給貳拾六圓

(各通)

(高松) 看守長 林 弘道
(市谷) 監獄技手 大岡鐵太郎
(宮崎) 看守長 永田庄助
(松山) 看守長 中村 信
(德島) 看守長 池田末吉
(德島) 看守長 福泉順一
(高松) 看守長 石川平次郎
(安濃津) 看守長 今津充馬
(秋田) 看守長 妹尾 準三
(岡山) 看守長 室井安太郎
(岡山) 看守長 佐野繁太郎
(市谷) 看守長 淺野倉吉
(水戸) 看守長 久野常松
(廣島) 看守長 坪井熊太郎
(廣島) 看守長 森 龜吉
(秋田) 看守長 大窪 福藏
(前橋) 看守長 福島磯太郎
(前橋) 看守長 高田利八郎
(前橋) 看守長 岩井末吉
(大阪) 看守長 柳田英之輔
(安濃津) 看守長 津川 益長

給八級俸

給貳拾四圓

(各通)

(千葉) 看守長 島崎 健
(千葉) 看守長 小山 鉦次
(名古屋) 看守長 會田德次郎
(十勝) 看守長 林 鼎三
(十勝) 看守長 宗像金七
(十勝) 看守長 齋藤常吉
(秋田) 看守長 賀内利吉
(水戸) 監獄技手 橋本寅次郎
(宮城) 監獄技手 木村覺三郎
(秋田) 看守長 山口 繁治
(秋田) 看守長 神保重五郎
(大阪) 看守長 近澤 盛水
(大阪) 看守長 大槻萬之助
(甲府) 看守長 雨宮錠治
(浦和) 看守長 末光 榮平
(三池) 看守長 岡山幸之助
(宇都宮) 看守長 高木貞之
(高松) 看守長 廣 松 翠
(千葉) 看守長 和田太郎吉
(秋田) 看守長 高橋 圓藏
(長野) 看守長 中島 高治

(各通)

(長野) 看守長 高木安太郎
 (長野) 看守長 由良末一郎
 (三池) 看守長 藤吉龜次郎
 (大阪) 看守長 木村政太郎
 (甲府) 看守長 佐藤貞文
 (高松) 看守長 稻田金之助
 (高松) 看守長 水田茂
 (徳島) 看守長 濱九三
 (長崎) 監獄技手 山口傳一
 (神戶) 監獄技手 南里市郎

(熊本) 看守長 藤本多三
 (熊本) 看守長 島山雲平
 (熊本) 看守長 奥村輝
 (市谷) 看守長 中村基吉
 (大阪) 看守長 飯尾美知足
 (堀川) 看守長 青木改生
 (大阪) 看守長 有馬彌八郎
 (甲府) 看守長 齋藤安太郎
 休職看守長 大竹岩次郎

大坂監獄分監長ナ命ス
 給六級俸
 同上
 同上
 給九級俸
 給貳拾貳圓

大阪監獄詰ナ命ス
 甲府監獄詰ナ命ス
 堀川監獄詰ナ命ス
 任樺太監獄

監獄協會記事

○茶話會

客月十二日例に依り茶話會を開く午後一時より高等師範學校教授文學士下田次郎氏の「婦人の特色」と題する講演あり其講演筆記は同氏の校閱を経て別項に掲げたれば熟讀せらるべし次に前橋橋本園の主管者橋本園太氏の群馬縣の出獄人保護規程と同園事業との由來に就て述ぶる所あり次に有馬四郎助氏は橋本氏の談話に就ての所感に併せて保護事業の困難なるを述べて終結を告げたり當日の來會者は左の如し、因に七八兩月は例に依り茶話會を休止す

井澤 正太郎 橋本 園太 小關 鋼作 高橋 金四郎
 河野 純孝 生三 俊隆 田中 傳藏 坂井 冽
 奧村 輝 井園 房之助 櫻田 恒藏 小峯 富三郎
 立石 尙 木島 正三 橋本 圓助 村上 龜吉

○寄稿を請ふ

夏の監獄には如何なる事故あり
 しか、夏季に於ける監獄當局者の
 所感、夏季に於ける因情如何續々
 投稿あらんことを望む、短篇雙語
 敢て厭はず

○清國高官來觀

清國游歴官三品浙江候補道陳翼棟並に隨員一名及通譯一名は六月十二日來會監獄製作品及舊幕政時代の刑具等を一覽せり

文學博士 小河滋次郎君序
盛獄教諭師 西元龍拳君著

(增訂四版)

增補 訂正 實用讀本 完

洋紙菊版美本
實價金三十錢
郵税金八錢

◎假名より漢文まで學ぶ順序ある讀本です

◎修身及び實業を心得る實用學の讀本です

◎日本國民として心得べき一班を學ぶ讀本です

足らざるを補ひ誤れるを正し愛讀者の遺憾とする所を増訂し更に二十餘頁を加へて顧客の良友なることを得ました……………爲に實價金三十錢となりましたけれども猶有益且廉價なることは讀書界の第一位であります……………斯的要務に呼び起されて獨特の材料を胞腑するの讀譽に背きませなんだのは千万の面目……………誰人も必携の良書熟讀して御覽下さい

發行所

東京市四谷區愛住町二番地
東京書院

(電話番町特二十一番)
振替貯金口座七九八三番

（精神病的中間者）（前號の續き）

出獄人保護事業講習會

醫學士 三宅 礦 一君

前回述べた通り病的の中間者といふ者には色々の種類を分けまされども、其種類は何か其中の特微の點に依つて同じく中間者の中に、或は興奮性の者であるとか、或は生來性の犯罪者であるとか、或は又脅迫の觀念性といふやうな者を擧げるのでございませう、それは恰も茶碗なら茶碗といふものがあつて、其中に或一定の特有點に依つて、是は今利焼である、是は備前焼である、從て是は値打あるものであるとか、安いものであるとかいふことを商賣人が極めるのと同じ理由でございませう、それでございませうから茶碗なら茶碗といふ點から見れば是は同じ物であるので、中間者とも名けまされども特微だけを見ますといふと、或は生來性の犯罪者であるとか、或は興奮性の中間者であるとかいふのでございませうけれども、皆それに其有の點がある、或は一方が殖えつゝあるか、或は一方が現はれて來ないか程度が低いかといふだけであつて、要するに其有の點は此間擧げました所の色々の微候があるのを申上げます、本日は其點を能く御承知を戴きました上で、第一に體質性の興奮者といふものの御話を申上げませぬ、何故に其御話から申上げるといふと、中間者の中にも皆犯罪的の傾向のある者と限つて居りませぬ、非常にえらい人もあれば又有名人もあるものでございませうから、中間者皆犯罪者の傾があるのではないので、あなう方には犯罪の傾向ある者だけを御話するので、第一に生來性興奮者といふものの御話を申上げます。

其生來性興奮者と申しますものゝ定義を餘り學術的にすることを省きまして、成たけ卑近に御話し

會費送附方

肩書	番地	宛名	振込局名
東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地	監獄協會理事 藤澤 正 啓	神田一ツ橋通郵便局	

明治四十二年七月二十日發行

（定價金拾貳錢）

發行所 東京市麴町區飯田町五丁目三十番地
印刷所 東京市四谷區荒木町二十七番地
發行所 東京市四谷區愛住町二番地
印刷所 東京市四谷區愛住町二番地
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地
東京書院

まして例を御話することに致します、第一に平易に御話しますと、生れ付き氣の落附かないので、名前の示す如くに興奮をする、容易く興奮をするのみならず絶えず落付いて居ることの出来ない者で、僅な導機に依つて亂暴をする、怒る、さういふ状態が一生を通じて、或時には軽い時もありますけれども、先づ一生涯さういふやうな性質を以て終る人があります、斯ういふ人は元は或一定の病のある爲めに漫性の躁狂といふやうな病名を附けてある者が一部分を占めて居るのでございましてさういふ人は大概智力は相當に發育して居る、此前御話申したやうな癡愚といふやうな程度ではない、若し智慧が發育して居りませぬで同時に一生躁しいものでありますれば是は興奮性の癡愚と私の方で名けるのであります、興奮性癡愚と名けます者でも智慧が足りなくて同時に色々亂暴なことをする者があります、其一例としまして、或人は私等が見ました時は二十八才の人でございましたが、御母さんに癪癖の強い性質があつて、餘程の短氣で、物を直ぐ壊すといふやうな氣質があつた、尙ほ其外に時々鬱々といふやうな癖がある、御父さんの方は健康であります、矢張り大酒であつたやうな形迹を聞いて居ります、さういふ家庭に育ちまして子供の時からどうも落付くことの出来ないやうなことで、亂暴な性質がある、併ながら先づ其時分には學校にも行つて相當にやつて居る、但學校の成績は進んで、良いといふ譯でございませぬが、小學校時代には相當にやつて居つて、著しく落第などはしないやうであつた、所が中學校に這入ります時分からそろ／＼躁き方が著しくなつた、年頃といふ時は色々病氣に關係のあることであります、殊に精神にも年頃といふことは關係が深いことであります、生來性で落付いて居ることが出来ない所に、色慾の發動と同時にさういふことが現はれて來たものと見えまして、中學校に居る途中で道樂を始めて、それが爲めに學校も退學されるやうなことを聞きましてから、自分の方から退校をして、それから外の學校に這入るといふやうなことになつた、外の學校に這入つても矢張り落付いて居ることが出来ませぬで、ちよつとしたことは氣分の利やう

に見えませけれども、深く熟考するといふことが出来ないやうで、從て學校も何遍も變へ、詰り色々惡友に誘はれまして、遂に酒色に溺れるといふことを覺へ、學校にも居れないで、それから色々社會の風波に揉れて、段々下流の方に流れ込んで、終に水夫頭となつて南洋航海、浦鹽斯德といふやうな所に行つて水夫の中で零落して仕舞つた、或時には微毒の爲めに病院に這入ることもあれば、癪癖の爲めに病院に這入るといふやうなことで、詰り落付いて居ることが出来ない、二十六才まで何處をどうして居つたか分らぬ或時には小樽の領事館の中に居つて監守のやうな役を務めたこともあるさうです、又其後には炭坑の鑛夫となつて其日を暮して居つた時もあるし、或時は浮浪罪として捕はれて警察の中に居つたこともある、詰り何處をどうして居つたか音信不通であつて少しも分りませぬ、所が三十五年、二十六の時に自分の家に冷飯草履と小倉の洋服一枚で歸つて來た、即ち餘程下等の交際をして居つたものと見えて、動作といふものがまるで惡くなつて仕舞つて、不道德のことを色々やつて居る、併ながら自分の職業が殊に頭を使はないことで、船頭のやうな職業であるから腕力もあるし身體も壯健である、けれども長く落附かない、直ぐ喧嘩をして直ぐに其處を退くといふ譯であつた、幸に父兄の知り人が澤山あると其處に行つては金を借りるといふやうな人間でございまして、こゝらはあなた方は斯ういふことの御経験には私よりも却て富んで居らるゝと思ひますが、さういふ人であつて、明治三十五年の十月には料理屋に金の無いのに這入つて、三晝夜も飲み續けて、どう／＼家に歸つて來るといふことがあるし、又自分の姉さんの家に居つて、其家の下女を靡かして、自分が非常に暴れて、あの下女を傍に置かなければ皆殺して仕舞ふと騒いだので、是は病的であらうといふので或所で收容されたのでありますが、其後私が見て皆一時性の發狂ではないかと思ひましたが、昔からのことを考へ、其以來のことを考へて見ましても、どうも是は一時性のものではない、生來性にさういふものであつて、丁度生來性の興奮者といふのがさういふのであらうと自分は考へました。

茲に私はさういふ者の一生の経歴を書くのに、表を作ることやつて見たら宜からうといふので、私がミュンヘンに居りました時に累犯者とアルコホルの問題を調べる時に、斯ういふ表を作つて居るのを見たことがあります、斯ういふものを作つたら宜からうと思ふのであります、私の考では一月から十二月まで、一日から三十一日までになる、横にすれば一月になり、一生涯の場合は縦に作つて置く、何月から何月まで監獄に居つたといふ時には黒い筋を引いて、精神病院に這入る時には赤い筋に這入る、外のことをすれば青い筋を附けるといふことにすれば、累犯者などには大變都合が好いと思ひますから、ちよつと御紹介申して置きます。

尙ほ其外にさういふやうな矢張り生來性の興奮者と名けて、相當に地位もあるといふものゝ類は少くないのであります、もう一つは二十二才の時に私の見たのであつて、此人は御母さんが強情なひねくれた氣質であつて、御父さんに非常に意見されてもどうしても御母さんが直らなかつた、それが爲めに自分が三才の時に母は離縁になつたといふ歴史があつて、子供の時からどうも手の附けられないやうな癖があつて、殊に短氣で以て能く喧嘩をするとか、弱者寄り好きであるとかいふ傾向を持つて居りました、學校は矢張り尋常中學校まで行つた、さうして悪い成績ではない、ちよつと利巧な男でありました、所が十八才の時に或惡友に誘はれて遊ぶことを覺え、酒を飲むことを覺え、其方の仲間に加擔するやうになつた、其後明治三十四年に常人が十七八才の時に始めて人の家に一緒に連れられて行つて泥坊をすることを教はつた、それで脅喝取財兼竊盜といふやうな譯で一年六月の重禁錮になり、それから進んでもう一遍三十六年に監獄に這入りました、もう一遍は三十七年に又這入つた、終に監獄の中から精神病であるといふ鑑定で私等の方に御預りをしたことがあります、大分這入つて居る時も矢張りソワソワして居つて、中には鶏姦などをするし、落付いて居ることが出来ない、大分良くなつたから常人も表に出たいといふので、表に出すと青森の方で悪いことをした、それで今度は

矢張り強盜か何かやつたといふ話であります、さういふやうな譯で、さういふ人は世間には澤山あるであらうと思ひます、随分怒る時には非常な激變をして、手當り次第、其處に在るものは投出すといふことは何でもないことである、一番初に例に御話した者とは落附いて居つて、さういふことをしては困る、なせさういふことをしましたといふと誠に相濟みませぬでしたと詫をするけれども、それが本當に後悔するのでなく、直ぐに又それをやる、始終さういふことをやつて居る、さういふ者に對して醫者はどういふ處置を取るかと申すと、是は生來興奮をして居るのであるから、一生涯藥をやつて居る譯にはいけない、餘程極端な場合だと藥をやつて置いて、あゝは身體の強壯を計るといふ位の程度にして居ります、それよりは非常に騒がしくなつたり、怒つた場合に醫者が行つて見て、立腹といふ場合であつたら色々な方法を取る、怒る時にはどういふ風にするかといふと、一番良いのは其儘放つて置くといふことが、一番害がないだらうと思ふ、或は直立の姿勢を取らせるといふ方法を取る、或は二人で睨み合ひをして催眠術の方法を取るといふこともある、さういふやうに無言の儘で睨み合つて、さうして周囲の境遇をして成たけ怒らせるやうに見えます、さうしておどなくなつた時に訓誨してやゝから仕事をさせるといふことをやつて居ります。

其次には所謂生來性の犯罪者といふものでありまして、此生來性の犯罪者といふのは非常に廣い意味に用ひられて居る場合と、狭い意味との二つがあります、廣い意味のものは生來性の犯罪者と名けて宜いけれども、生れ附犯罪をする者が假にあるとしてそれには色々種類がある、それは皆省いて仕舞ふ、さうして智慧の足りない者は癡愚者の中に入れて仕舞ふ、興奮の爲めにする者は興奮者として省いて仕舞ふ、意思の弱い者は病的の意思の薄弱に入れて仕舞ふとして、跡に一つ殘る、それはどういふ者かといふと、相當の知識のある者さういふ者には無論知識があると申しても自分の先のことを

考へて、斯うすれば悪いから止めなければならぬといふ制能力といふものは缺けて居りはせぬかと思ふ、それから社會の事を洞察するといふやうなエライ知識はないけれども、今日の常識はある感情はある或時は同情に乏しく、或時には同情に富んで居る、殊に自分の下の者即ち犬や猫、或は子分などは可愛がるやうなことがある、殊に又自分の眼下などには良くする人があります、けれども絶えず或一定の犯罪をすることに苦心して、其方法に付て熟慮をして、其方には秀でたる所の技能を持つて居る、尙ほ一方には自分が虚榮心に富んで居る、或は自分のやつたことを人に喜んで話す、自分のやつたことを傳記に遺すといふやうな虚榮心に富んで居つて、それも病氣であるから怒る時には亂暴なことをして、喧嘩などの時は飛んで行くといふやうな感情に走ることがあります、斯ういふのは自分は能く存じませぬから、あなた方の教を乞ふて、さういふのがあつたならば、其材料を供給して戴きたいと考へて居ります、或は博奕をするとか、嘘を吐くとかいふこともさういふ人に多くある特徴であります。

第三には病的の意思薄弱者といふ者を分けることが出来る、是は次の如き特徴があるものであります、非常に根氣の續かない、一つことに直ぐ倦きる、續けてやり通すといふ意思がないし、外界の刺激に誘はれ易い、詰り外界に依つて或は犯罪をする、或はおどなくして居るといふやうな者を名けるので、さういふ者の中にも矢張り普通の中間者たる所の徴候があつて、或は神經の過敏な所もあるでせう、或は品行の不正な所もありませう、それ等は特有の通んでた所でないとして、外の徴候となつて現はれて来るものである、其一例は原さんから御話を願ふことにして、其人は竊盜罪、浮浪罪とか乞食をして居るやうな者がある、斯ういふのは一定の人間が管理する、併ながらさう悪い性質でない、自分の意思が弱い爲めに誘はれ易いといふやうに考へる、斯ういふのは感化するといふ、意味の取りやうに依つては管理するといふだけに於ても國家的に非常な利益のあることであらうと存じます。

(原胤昭君)

昨日先生の御講話で得ました材料は清太郎といふ人でございます、此犯罪経歴に付ては多く今申上げないで宜からうと思ふ、一體昨年の十一月の四日か五日でございました、司法大臣の官邸に御居でなさるのを突留めて、待合せて居て、それに直訴體のことをやつたけれども、大臣の馬車が来ると直ぐ上に上つて仕舞つて、彼と擦れ違ひになつて事を達しない、尙ほ大臣に御目に懸りたいと云つて頻に面接を請ふたが、身装も如何はしい風體をして居るの下、頻に説諭をしたけれども、どうしても聞かぬ、それから終に麹町警察に引致されましたが、夜分になるまで一言半句も言はない、警察でも困つて段々所持品を改めたらば其中に書類が這入つて居つて、出獄人であるといふことが分つて、そこで彼も包み切れず、前後の始末を話したといふことである、所持の金はなし其儘放したらば忽ち犯罪をするであらうといふので、私の所で保護の勞を執つてやるやうにしたいふので麹町警察から引渡されたのである、彼の犯数としては十六七犯あるやうなことで、殆ど彼の一生涯は犯罪と監獄とで過ぎて居りましたが、尤も犯罪といふ爲めに社會に居りました時間は極く短い、出獄すると直ぐに犯罪といふやうな順序に在つたやうに見える、茲に私の携へましたのは彼の書いた監獄改良、法律改正に付て大臣閣下に向つて訴へたいといふのでありまして、兎に角書綴つて見るといふと、是だけのものを四五冊書いた、其間の動作に付てアトで普通の人でないこと確めたので、是は餘程面白い事實であつたと思ふ、丁度十一月半ばでございましたが、農科大學の運動會があつた、其時に折角御招待を受けて居つたけれども参ることが出来なかつた、子供等は頻に楽しんで居りましたから、私の一番小さい十才ばかりになりす五男と、同じやうな年齢の一番上の孫と、二人の男の子に見せてやりたいと思ひまして、其時に丁度其者が来て居りまして、今の中間者であるとは思はなかつたから、お前が附いて行つたら宜からうといふので、あれとモウ一人青年の出獄人が家に居りましたから、其二人に二人の子供を附けてやりました、所が大變な混雜であ

つて私の伴の方を迷子にして仕舞つた、所が伴の方は電車切符を持つて居つたから探したけれども知れなかつたといふので其儘宅に歸つて来て仕舞つた、附いて行つた二人の者は心配して居らうと思つて居ると、其中に二人が歸つて來たが、清太郎はあの通りの年齢であり、一方は若い者でございしますから、歸つて來たらば折角託されて行つたのを迷子にして仕舞つて言譯がないとか何とか謝辭を述べるのが當然である、所が若い者の方は頻に謝辭を述べるけれども、清太郎の方は何にも言はないで泰然として居る、それで變な人だといふことに氣が附いた、それから後何か兎角覺して居りますから團子坂に妻が菊見に連れて行つて、蕎麥屋で蕎麥を食はしてやつたら、おいしいと云つて食べたさうですが、歸つて來てから私に面白かつたともおいしかつたとも言はないそれから直き後に、晝に皆と一緒に御飯を食べて居りました所に、宅に片足切つた十四五の小僧が居ります、それが小さい犬に何かからかつて居つた、所が犬に小僧がからかはれたといふ事實があつたので、御飯を食べて居る時に皆が吹出して笑つたが、其者ばかりは澄して飯を食つて居つて、更に感じがない、是で後に中間者といふことが分つて見ますと、彼の感じといふものに付ては當り前の人と違つて低い、彼が犯罪をする生涯に於て、何等かに就いても同じ一緒に働いて居る者が皆出る時に一緒に出ない、外の人が笑ふ時に彼は笑はぬといふやうなことで、生意氣な者だ、傲情な者だといふ種別の者が累犯者の中には段々あるといふ考を持ちました、是は皆さんの御存じのことであるが、多くの犯罪者が言ふことを聞くと、えらいものになるには痛いといふことを言はぬ、どんな拷問に掛つても痛いと言はぬのを名譽とするといふやうな有様であるが、是は畢竟感覺に於て鈍い所があるからと思ふ、今私の下男にして使つて居る老爺がありますが、是も中間者の一人であらうと思ふ、是等も氣附いて見ますと總てのことが鈍い、いつも風呂を桶すのに、老爺の加減をして呉れた

のは熱くて這入れぬ、即ち老爺には熱く感じない、ふいみといふのがさういふのであらうと思ひます、ちよつと事實あつたことを申し上げます。

只今私の足らぬ所を補つて戴きましたが、痛みを知らぬといふことは本にもあることで、犯罪者の中に文身の多いといふのも痛みを感ずることが少いからである、又右と左の感覺の違いといふことも犯罪者にある、私の申上げますことは多少の違いがあるかも知れませぬが、大體に於て其仲間に入れる人間が一番多いやうに思はれる、昔から習慣性犯罪と職業性犯罪とを區別する人がありますが、詰り是は病的の意思薄弱者と似て居るやうに思はれる、婦人であつて淫賣をするやうな者には随分さういふ者があるだらうと思ふ、それは又今日の話以外ですから略します。

第四には病的の虚言者といふものがある、追想の間違ひであるか、是は餘程困難なことであるが、聞く度に違つたことを言ふ、それが故意でなく、自分の思ひ違ひの爲めにさういふことを言ふ人があります、それは詰り跡から思ひ出す所謂追想することの間違ひが一つと、それから空想力が逞しい自分の想像する力の高つて居るのが一つ、もう一つは判断力が乏し、本當か嘘かといふことを諳つて考へる智慧が足りないのと、もう一つは自分の精神を感情に支配せられてそつちに向けて行くといふやうなこと、さういふ三四の要素の爲めに、故意に嘘を吐くのでなくとも、随分間違つて思出すことが多い、此追想の間違ひといふことは心理學上明かなことであります、是は小兒の證言であるとか、病人の證言とかいふことから起るのであります、案外に間違つて思出すといふことが事實非常にある、或實驗した人の話に依ると、人間の思出すことは半分は間違つて居るといふことさへ言つて居る人がある、それは色々の状態に依つて違ひますが、兎に角嘘といふ中には間違つて思出すといふことが多數を占めて居るといふことを御記憶を願ひたい、京都の精神病院にあつたと云ひますが、生れ付き終始徹頭徹尾言ふことが違つて居つたといふことで私は見たことがないが、皆さんの方に御経験がある

ことであらうと思ふ、繰返して言ふと、嘘を故意に吐くのと、思ひ違ひといふことは餘程注意しなければならぬのであります。

其次には似非偏執狂又は似非好訴狂、是は病人といふ程でなくとも、常に自分の權利を侵害せらるゝと考へる人がある、何でも世間の人は自分の事を悪くするといふ邪推を廻す人が澤山あつて、それ等の感情に自分の身が支配されて、さうして又判斷に於ても自分の都合の好いやうに判斷をするといふ特質があつて、尙ほ其外に少しの自分の損害を針小棒大に言ひ、人の迷惑することは棒大針小に言ふやうな人間があつて、一生涯其人は病氣にはならない、又智慧が足りなくもならない、是も果して似て非なる好訴狂といふものであるが、或は昨日御見せ申したやうな病氣であるかといふことはむづかしい問題であつて、昨日御覧に入れたやうなのはチョット話して見ると分らぬけれども、段々話すといふと自分が神からの御告があつて、既に下等の人間の爲めに一身を犠牲に供して働くのである、其自分には妄想といふものは決してない、尙ほ又一生涯智慧が衰へるといふやうな者でもなく、尙ほさういふ感情の異状を持つて居る者がある、さういふ者は我儘で自分の事だけに熱中するといふ傾があり、熱中すれば無中になるといふ傾がある、それですから診斷のハツキリ附かぬ中は病氣であるか中間者であるか分らぬ、私の今御話するのは病人であるか中間者であるかハツキリ見當が附かぬのであります、恐く病人であらうと思ひますが、それは今四十五才でありまして、自分が日清戦争の時に入夫に雇はれて行つた、所が行く前には一日に日給五十錢だけ呉れるといふ契約の下で行つた所が實際はさうは呉れないし、又出發の前には二十五錢しか呉れない、行つてからは三十五錢しか呉れない、單に自分一個人だけなら宜いが、外の者の爲めにもなるからといふので師團監督部に訴へ出た、そこでは取上げられないから尙ほ大隊本部へ訴へた、尙ほ其處でも取上げられないといふ譯から、あつちこつちを訴へて、日清戦争を遂げて性も悪くも訴へたといふことがある、日本に歸つて来て後

廣島に於て唯五圓と七十錢しか呉れない、外ではモット金を呉れるといふので、自分の働かないことは棚に上げて、金を呉れないといふことで不平を起して、二丁町の裁判所に出頭して人歩の組長を告訴したこともあります、さういふことを何遍もして、露國の或大使が來られました時にも、日清戦争をしたのも露西亞の爲めであるといふことに見當を附けて、露西亞の大使に石を投げ附けてやるのか、斬殺狀を書いてやつ附けるとかいふことで、それが爲めに警察に連られて或所の病院に入れられた、其病院でも職員などが悪いことをして居つていかぬといふので、大層不平を懷いて徒黨を組むといふやうなことをして居るし、常にさういふやうなことをして居つて、今度の日露戦争の後に於きましても、矢張り自分の權利ばかりを主張するといふことをやつて居るやうな状態、著しく智力の衰態も認めさせぬし、其外に妄想といふものがあるや否やを認めない、病人らしくは見えますけれども、果して病人であるといふことはハツキリ分らない、大體に於てさういふやうなことが澤山ある、斯ういふのが他人を誹謗するとか又は自分が名譽を害されたと思つて訴へて其筋の手を煩はすといふことが往々あるやうに思ひます。

其次には癲癇——癲癇の人は泡を吹かないでも、引繰り返らないでも、癲癇性の氣質といふものがあつて、それは矢張り年限が経つと癲癇になるやうなことがあるけれども、初めは其氣質だけで重くなつて居るのがある、どういふのかといふと、矢張り癲癇の人に同じ起るにも幾つも種類がある、アツト腹を立てるのと、八當りをするといふやうなことでムシャクシャして堪らないといふ發作性に來ることが多い、是は近來能く人が調べて居ることで、何となく八當りで、壁に蠅が飛んで居るとそれまで腹が立つといふやうな氣質を持つて居るが癲癇者には多い、其代り物に非常に几帳面で物を能く整理するといふ癖が多い、燐寸の箱の中にチャント物を入れて整理するといふことがあるし、又禮儀を非常に正しくし人が來れば能く御禮儀をする、けれども内心からさうではない、尙ほ又非常に神信心

をするやうな傾を持つて居る、癡癡といふことと神信心といふことは深い因縁があるものと見え、人間の觀念の聯合を計つて見るといふと、癡癡の人に限つて宗教心といふ傾が或一定の刺激に應じて出て來るといふことは掩ふべからざる事實である、さういふ氣性の爲めに尙ほ一時性に發作が起つて來る、それには何もひきつけて引繰返つて泡を吹くばかりが癡癡ではない、身體の發作の外に精神の發作の起ることがある、さうして一時が十分か五分で済むこともある、さういふ場合には人間遠ひをして人を打つたり何かすることがある、さういふやうな時には自分には苦くて堪らないといふ所から、其周りの人に危険なることをする、或は癡癡けて居つてさういふことをすることがあるし、斯ういふことが先にあつて、それから癡癡の起つて來る場合がある、其時などは能く御注意して戴きたいので、多少は醫者の治療の方針に於ても早くすれば宜いといふことがありますが、能く御注意を願ひたい、犯罪者の中で癡癡の精神發作の者のすることが一番殘忍酷薄なことをすると言つて居ります、此前御話した通りロンブローといふ人は癡癡と犯罪者は非常に密接な關係があると考へて、總て犯罪の三分の一は病的であつて、而もそれは癡癡性のものであると云つて居つた、それは間違ひである、けれども要するに犯罪者と癡癡者とは餘程密接な關係のあることは私は事實と考へる、其理由は長くなるから略します。

其次にはヒステリー、度が重ければ病氣ですが、度が輕ければヒステリー質の氣質を持つて居るのが世間に澤山ある、此ヒステリーといふことを普通の人の信じて居るのは昔の考で、現在の考は餘程變つて居ります、今申す通りヒステリー性といふものは生涯を通じて決して決して癡鈍にはならない外の病氣の初期ではないので、生涯を通じてさういふ氣質を持つて居る、それがどういふのかといふと、感情が非常に變易い、自分のことを中心に置いて、世間のことは何ともいふ、自分の氣にいらぬことを排斥して、自分の氣に入つたものは例へば高い錢を出しても買ふといふことがある、それから、能く人の批評をする、例へば人の弱點を捉へることが巧みである、又自分の考が迷信的なことが能くあつて、自分の事を鼓張して大袈裟に話をして、又世間の人が自分に構つて呉れぬといふと不満で耐らぬといふやうな氣質を持つて居る人があつて、其上に時々ヒステリー性の疾病を起すことが多いのであります、けれども本當のヒステリーと名を附けるのは極く少いのであります、唯普通にヒステリー性の病氣が起ることがある、是は序に例を一つ御話しますといふと、別に遺傳に付ては新しいことはありませぬが、患者の言ふ所に據ると、自分の生れた時から癡癡が強く、月に何遍も無中に飛出すことがある、殊に氣に合はぬことがあると、それが爲めに亂暴をすることがある、併ながら跡で其事を知らないことがある、時に依ると亂暴して表に出て、三里も先の警察署から連れられて夜中に歸つて來るといふこともあるし、或は無中で河に飛込んだこともあるし、或は北海道まで逃出したこともあるといふことを言つて居る、十六歳の時に東京に出て参りまして、其時には二ヶ月ばかり醜い、人に殺されさうな氣がすることもあり、或はちよつと盲目目になるやうなこともある、さういふことは醫者の爲めに直ぐ治つた、其後時々さういふやうな異狀がポツ／＼時を極めて發作性に起つて來ることがある、十六歳の時に段々強くなつて、終に下宿屋の金を一圓五十錢ばかり盗んだことがある、愈々裁判になると、それが病人に激動を與へたものと見えて、本當の氣狂ひ見たやうな症を出して、自分の意識を失つて着物を破る、或はどうか助けて下さいと云つて拜んで見たりする、其後私の方に這入つて來たが、さういふことがあつたのが癡癡で、ポツ／＼學校などに通つて居る、併し氣が憐れだり泣くといふことがあつた、それから或高等の學校に這入つた時に落第をしてそれが原因となつて、もう一遍さういふやうな狀態を呈した、一體ヒステリーといふ病氣は精神上のみならず、身體上ヒステリー特有のものがあつた、それは略しますが、兎に角ヒステリーといふものはさういふものであつて、自分の氣に入らぬことは直ぐ怒るし、倦つぱくつて、珍しい物好きで、直ぐ死んで見

せるとか、首を締めるやうな眞似をする、即ちヒステリーといふものは驚かせるといふやうな氣がある爲めにさういふ眞似をする、斯ういふ場合には無論醫者の藥でもありますが、能く傍で守りをする必要であつて、殊に斯ういふのは自分の精神から起る、血氣から起る病といふことは隨意に故意に起るといふ意味ではない、詰り不隨意にさういふことが起る、それはフランテン様とか、コックリ様といふやうなものと同じことで、自分が知らないでやつて居ることがある、それは豫め御承知を願ひたい。

其外には又神經質といふやうな人もある、神經質は犯罪に關係のない程度の軽いものであるから申上げる必要がないが、さういふものに色々なものが加つて來ると色々なことが起る、殊に色情が非常に興奮するといふ爲めに安寧を妨害するといふやうな事實もあります。

それで神經質といふ中でもう一つ例を御話しますが、此人は學問の非常に能く出来る人であつて、私其の同窓でありましたが、近來でも語學に於て非常に卓越して、分らぬ所は私共が教りに行くといふ程度であります、けれども子供の時から神經質であつた怒りづばい、女のやうな女々しいことを言ふし、氣に入らぬことがあると泣騒ぐことがあつて、同級生同僚あたりから變だといふはれて居つたのであります、若し此性質の異狀を系統的に話すならば、子供の時に爪を噛む癖がある、其外に又非常に氣が小さくて、妬み深くし、猜疑心に富んで居つて我儘で、人と一緒に交際することが出来ない、怒りばくて、吝嗇であつて、色々なことに騒ぎ易い、さういふやうな性質を持つて居つた、さういふのは先づ普通神經質といふものであります、それが矢張り本當の精神病といふものを二回起した、此前申す通り神經質といふものは並の人よりは余計精神病を起す所の傾を持つて居るものである、矢張り其例にもなりますので、此例は三十一才の時に御父さんの命日であるから氣が潰れて、どうも死にたくなつたといふので毒藥を以て自殺を企てた、そこで能く此間のやうな状態を引續つて居ります。

した、其後は又多少ソラソラしいやうな舉動があつた、殊に物品を壊すとかいふやうな状態を呈し、或は自分の思ふやうにいかぬといふ所から、外の人が自分に不親切であるといふので、下駄穿の儘疊の上に上つたといふ舉動もあるし、或は自分が高等學校を卒業して居るに拘らず、其證書を滅茶に破いたといふこともあるし、或は家の中の人間は蛙みたやうな者がある、私の家に人に喰はして貰ふ人間が澤山居るから充分學問が出来ないと、充分に教育をさして貰つて分るに拘らずさういふことを言ふ自分の意見に従はぬと直ぐ騒ぐ、或は遊女屋に遊びに行くといふやうなことがあつて、餘り騒ぎ方が尋常でないといふ病院に這入ることもなつた、併ながら其騒ぐても本當に氣遣ひといふ風に騒しいのでなくて、直すことの出来るものだけは壊して、餘り物を残したくないといふやうなことを云ふて居ります、所が或病院に這入つて居つてそれが癒つて退院した、さうすると其間に同時に這入つて居つた人の家の娘に懸想しまして、其娘を是非おれに呉れる、呉れなければ聞かぬといふて非常な脅迫手段を用ひたこともあるし、其後又家に居つても自分の兄さんの妻君に對して多少失禮の情情的のこをするこゝもあつたし、それから或他の病院に在る時も看護婦に向つて自分の意見を述べて挑んだといふこゝもあるしさういふやうに病氣が癒つて後も自分の色情といふことが發育する爲めに社會に伴ふことが出来ない者が澤山ある、其人の性質を言ひ現はすことは困難であるが、一二の事を申しますと、例へば或女の所に自分が行つて見たい、それを眞面目に云へないから、あすこに斯ういふものがあるからと外の事を言つて、それにかつて附けて行きたいといふ、其看護人なる者が其處に行くことを拒むと、怒るかすねるかして亂暴する、看護人がそれを止めて擦りむく位の傷が附く、さうすると此病院では人を殺す爲めに人を置くのであるかと云つて怒る、醫者が綱帯をしてやりに行く、おれを殺す爲めかといふて騒ぐ、さうして直ぐ何處かに入れて呉れると云ふ、あれは醫師の許しを受けないければいかぬといふて、一刻も早くおれの生命が危険だから入れて呉れるといふ。醫者が懇々云

つて承知をしない、其人が本心を失つたかといふと、決してさうではないので、自分が一口に言へば我儘のことを言ふと、さういふことを請求するといふやうな人もありますし、尙ほ其人に於きましては非常に婦人といふことに對しての慾があると思ふとして、私共が考へましてあんな者と思ふやうな者に手紙をやつて喜んで居るやうなことがある、神經質ではありませぬが、色慾異狀症といふのにさういふものがあります、私の知つた人に大勢居る中で家内を挑む者がある、手淫を三十回やるといふやうな者もある、色々分けて見るとさういふやうになる、其外にも分けなければならぬ者が澤山ございしますが、餘り長くなるから略しまして、此次には後天性病——の爲めに來る精神病的中間者といふものがある、さういふやうなものを御話しますといふと、發病の前であるとか、病氣が治つて後に症狀を残したものであるとかいふことを御話します。

生來性の病的中間者といふ症狀に能く當る者があるので、それ故前に申上げた中間者といふものが病的のものであるといふことを一層信ずることが出来る、病氣の初期に起る所の徴候が前に御話したやうなものに髣髴して居るから、それは病人に近いものといふことを信ずることが出来ます、之を大體御話しますれば、第一に昨日御覽に入れたやうな早發痴狂といふものがある、此中の特徴は何かといふと色々ありますが、あなた方に必要なことは、或時は沈黙して何も言はないことがある、或時はどんな惡意な人が來ても一向關係しないといふ舉動を呈することがあるし、さうかと思ふと或何か原因の爲めに人を打つたり何かすることがある、絶えず同じことをやつて一向倦きない、其中には言語なども段々亂れて來る、さういふやうな時期になる前に色々の狀態がある、其中で一つ御話しますといふと、何か非常に物を汚なるといふやうな病的の潔癖と申しますが、さういふ者がある、或十七才の女で、砲兵工廠の職工で、家に歸ると疊が汚いと云つて始終拭いて、裏返しにしたり、其外に其手を何十遍となく洗つて、家の人が止めるとそれを怒るといふやうな病氣の潔癖といふことがあつて

それから一年も経たぬ今日ではボンヤリして魂が抜けたやうになつて仕舞つた、斯ういふやうな病的の潔癖といふのは矢張り中間者といふ病氣以外にあることがある、其事は強迫症と名けて、自分では悪いといふことを知つて居るけれども、止めることが出来ない、無理にさういふやうにしなければならぬやうになるから、強迫の症狀と名けるのであります、斯ういふことは生來の中間者にも能くあります、私共の知つて居りますのでは一番初め十七の時に或所に竹を借りに行つて、其時に自分の帯が地面を引擦つて居つた、それが墓場の前らしい、さうするとは是は汚いといふ考が起り始めて家に歸つて來て着物を脱いだ時に帯を其儘床の間に置いたといふことが非常に汚くて堪らない、手を洗つてもなかなか承知が出来ない、終には床の間までも汚くなつて、其部屋に這入る人が皆汚くなつて、家の人間が皆汚くなる、一步進むと自分の近所の町が汚くなる、外の町に行つて買物をするやうになる、病氣でない中間者に斯ういふものがある、其外に又早發痴狂の者で十七八才の時から段々氣質が不充分になつて、上長の命令に従はない、動もすれば之に反抗をする、怒る時は器物を破壊することがあるし、學校の如きに理由を附會して休む、家に於ては惡戯ばかりして居る、其後氣質が漸く惡くなつて非常な道樂をする、嘔を吐く、物を壊す、他人を罵詈するといふやうなこと、是は早發痴狂で、入院して居たが、一道退院しまして、其後三年ばかり立つて又來た、來る時には立派な早發痴狂と精神病的の症狀を以て現はれて來た、斯ういふ風に此病氣が始る前から、五六年前の氣質異狀を以て現はれることがある、斯ういふことは單に一例に止らず、随分ある、それですからアナタ方に希望することゝは氣質異狀といふものは病的のものであるか、或は體質性の者であるかといふことを絶えず注意をして置かなければならぬ。

此外には尙ほ癡癡狂といふ病氣があつて、是などは三十五六才位の時に起る病氣で、一番初め大きな事を考へる、金がなくても馬車に乗つ歩くとか、無鐵砲なことを始終考へて、二三年の後は遂に死

ことに多くなるのではないかと思ふ。
もう一つは矢張り青年に或一定の病があつて、それが爲めに色情の異動を特に現すやうな病氣がある、其外或は本當の眼の病とか、頭を打たれるとかいふ原因の爲めに不道德のことをすることがある、それ等は略しまして、唯さういふことがあるといふ丈けを申上げて置きます。
又生れて後にも中間性

それ等は略しまして、唯さういふことでかゝるものゝないものがあるし、又生れて後にも中間性之を要するに、今まで御話ししました通りに生來性にさういふものがあるし、或は實際感化に非常に困難なといふものが澤山あるので其中には所謂感化し得るものもありませうし或は實際感化に非常に困難なものもある、それでどうか諸君に向つて私が希望して置きたいのは、斯ういふ困難なる事業に御當りでございますから、どうか自分の心を變へずに御考へになつたことを眞直ぐに通じて行かれることを希望するのである、それからもう一つはアナタ方はどうか一方に於ては教育者であるし、一方に於ては醫者であるといふやうに御考へ下すつて、能くアナタ方の御取扱ひになる者を御注意あるやうに希望するのであります。(終)

遠藤總越
加藤桃蹊 共編
岡吉枝畫伯裝釘並畫

四六版紙數三百頁
總定價參拾錢
郵稅六錢

製本完成

譚芳

本書は古今の忠臣義士。孝子。賢人等の奇絶快絶なる、逸話先哲の訓語、詩歌等を輯録せられたるものにして、讀んで無限の興味を感ずると共に、精神修養上多大の益あるへきては敢て喋々を要せざるなり、世間此類の書に乏しく、世の渴望徒らに大なる今日、かゝる好著を薦むるは深く弊院の光榮とする所なり請ふ清讀の勞を與へられんとを

地番二町住愛區谷四市京東
院書京東
番三八九七座口金貯替振

要目

○忠直……………
○錦の御旗……………
○根子、武内宿禰に代る……………
○村上義光父子の忠節……………

○衡の懿公……………
○楠正成父子の訣別……………
○人の言行は將來にかゝはる……………
○正成義貞兵庫の會見……………

○小宮山内膳忠烈……………
○大河内政房の節義……………
○杉田壺岐の忠節……………
○狐の義理……………

○女子の十三箇條……
○穀斷の聖不實露顯……
○長岡宗信の妻……
○天野三郎兵衛の義氣……

(裏面注意)

[illegible]